

96
340

宮崎東城先生著

鄭成功

東京大學館發行



自

序

(一)



瑯琊の諸葛、河北の顔、鄭大木何ぞ嘗て之れに譲らん耶、朱明の末
 路、士節日に陰るの時に在て、滿腹の誠心、能く青電白虹の氣を鼓
 刺、犀斷、漆の耕、磨く、所謂る隻手を以て大厦を將に倒れんと

するに支ふるもの實に二十有七年、凜凜たる義烈、千歲の下、その
 風を聞くものをして覺えず襟を正ふせしむ、亦史家の宜しく特筆
 大書すべきところ也、然り而して其之れを傳ふるものは多くは清
 朝の盛時に出で、前朝を以て偽朝と爲し、忠臣を以て亂臣と爲し、
 筆を曲げ、文を舞はし、輕重を轉倒して、而して我れ自ら飾る、後



世に生るゝもの、何を以てか信を考へんや、余常に之れを憾む。今を距ること數年の前、清國の康有爲、梁啓超諸彦が、其君を佐けて時政の革新を圖るや、其門弟子徐勤を介し、特に余及び二三子を延き、其館中に來り、譯書の任に主たらしむ、時に余臺灣に在り、臺灣日日新報の爲めに鄭成功の傳記を修めて稿の半に及ぶ。心に之れが完結を祈るも、而も康梁の請ひも亦辭するを得ざるも、ある也、遂に意を決して上海に赴く、けだし余の鄭氏の事蹟を考研する、固より一朝一夕のことに非ざれば、獲る所も亦頗る多し、心竊かに以謂らく、乃公に非らずんば、孰れが復た鄭大木の一生を傳せんと、因て爾來一年の間、心常に立傳のことを思ひ、必ず

一たび筆を呵して稿を續け、成功の爲めに、大に氣を吐かんと欲すと雖、而かも斷蓬飛梗、身は天涯の客と爲り、塵事の蝟集する、寸暇の筆硯に親しむなくして而して已む。後ち意を吳中に失し、歸りて書を筑の山中に讀むに及び、行李を解いて、齎し來る所の簡帙を繙閱するに、逸話異聞の成功に關するもの頗る多きを認む、因て起草の念重ねて燃へ、將に筆を呵せんとするに方り、會ま家弟が病を得て死するにあひ、宛轉の餘、殆ど人事に懶しく、遂にまた疇昔の願を酬ゆるに及ばずして而して已む。

己亥の秋、余の筆を載せ、文を賣りて都門に來るや、始めて中田君

龍吟と相識る、俱もに酒を昌平橋畔の旗亭に飲み、すでに酔ひ、燭を剪りて來時往時を語る、龍吟余が修史のことを聞くに及び、欣然杯を屬して曰く、余も亦鄭大木の事を知らんと欲するもの、唯だ榜間の史篇、雜蕪紛然、信を取りがたし、願くば一度び子が勞に由りて以て古忠臣の眞面目を窺ふを得んと、余諾して而して別る、然れども饑寒の累する所は、衣食これ急に、専ら此に従事する能はざる也、一日十字、五日三行、今年に至りて始めて稿を結ぶ、述作も亦難いかな。

夜雨青燈、此篇を讀むもの、品隲一番、余が筆墨を以て工と爲すも可也、拙と爲すも可也、けだし鄭大木か忠節は、以て貪夫懦夫を百

世の下に起すべし、何ぞ復た區區たる文字の力に在らん耶

明治癸卯の秋

宮崎來城

例言六節

鄭○成○功○は○殊○域○の○人○に○非○ざ○る○也○、名○を○明○史○の○忠○臣○傳○に○光○ら○す○と○雖○、而○か○も○亦○我○神○州○
秀○靈○の○會○、實○に○此○英○雄○男○子○を○生○し○て○以○て○世○道○人○心○を○千○歲○の○下○に○維○持○す○る○の○み○、凜○た○
る○氣○骨○、皎○々○たる○忠○節○、そ○の○風○を○聞○く○も○の○を○し○て○臂○を○攘○ふ○を○覺○え○ざ○ら○し○む○、あ○に○一○篇○
の○傳○記○な○か○る○べ○け○ん○耶○。

古來鄭成功の傳記を作れるもの頗る多し、而かも唯だ其時地を確考せざるのみに
非ずして、或は杜撰に、或は疎笨に、峰と爲り、嶺と爲り、廬山の眞面目を寫了せ
るもの至て尠く、太甚きは則ち一部の稗史臺灣外記に取て以て實と爲すもの有るに
到る、烏有の比、子虛の匹、誰れか憫笑せざらん。

余か此傳記を綴るに於て引用せる所の書目は、

御批歷代通鑑輯覽

明史

- 舊明史
- 明紀始末
- 行在陽秋
- 賜姓始末
- 吳耿尙孔四王全傳
- 烈皇小識
- 海外異傳
- 臺灣鄭氏記事
- 鄭將軍碑
- 元明清史略
- 淡水廳志
- 鄭成功
- 聖安皇帝本記
- 聖武記
- 兩廣記略
- 東明聞見錄
- 粵遊見聞
- 嘉定屠城記畧
- 鄭將軍成功傳碑
- 鄭成功傳
- 隣交徵書
- 澎湖廳志
- 臺灣外記
- 臺灣志

- 史料通信叢誌
- 鄭延平事略
- 壯悔堂文集
- 貳心傳
- 臺灣記要
- 靖海記
- 臺灣府志
- 南疆釋史
- 朱舜水文集
- 和漢年表
- 大清三朝事略
- 臺灣史料
- 臺灣
- 逆臣傳
- 臺海防考
- 平南事實
- 鄭延平王慶誕芳蹤之碑
- 文恭先生遺事
- 澎湖大捷奏疏

此等の外、斷簡零帙數十部、環堵の室に横陳し、夜雨の窓に簡閱し、玄を抜き、要を摘む、讀者それ亦余が多少の苦心を知らんかな。

初め余の臺灣に赴くや、適ま仙臺の人館森袖海と相見る、因て交を結ぶ、けだし袖海は篤學の士也、身は官遊の人に屬すと雖、而かも假寓の中、猶ほ架上に十三經を聯ね、壁下に廿一史を横へ、九流三教、諸子百家、積んで山の如し、即ち前節に舉ぐる所の引用の書目も、亦半は袖海の手に出づ、かつ其欠くる所は、身自ら炎塵の中に奔走し、索め來りて予か執筆の勞を助けぬ、誠とに袖海が學問に忠なる、交誼に實なる、今人の見るを罕にする所、述作の功、余あに獨り之れに居らん耶。

後ち余の京に入るに及び、笹川臨風と比隣を結ぶ、日夕來往、因て其家に多く清初の史籍を藏するを知り、借りて而して之れを讀む、此傳を作るに於て益する所尤も多し、鳴謝鳴謝。

余が此一篇の傳記は、朝政の得失を叙し、將相の行事を記するに於て、一に時地を確考すと雖、而かも余は本と一介白面の書生、學に薄し、史に昧し、固より刀刀焉馬の誤りなきを保せず、加ふるに寥落せる文情、寫し去り、寫し來り、豪傑の鬚

來城小隱

眉をして楮墨の表に躍現せしむる能はざるを憾む

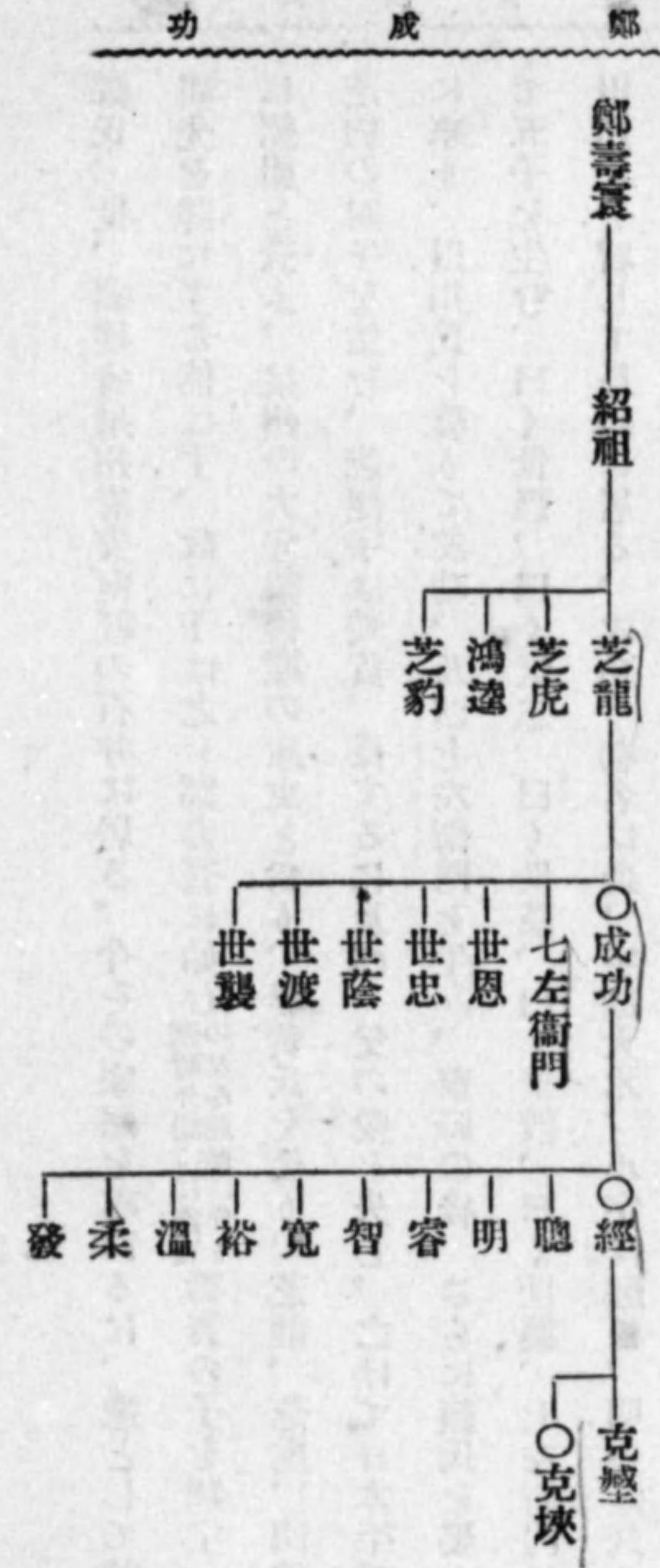
鄭氏の世系

鄭氏の世系

(一) 鄭氏、世、福建省泉州府安南縣の石井に居る、今その家系を尋ねるに、逸として其祖先を詳にする能はず、故に予は之を鄭壽寰臺灣外記には壽寰の父を連徳に作るに始む鄭壽寰の子を翔宇一に紹祖と云ふ、泉州の大守蔡善繼の庫吏と爲り、妻黃氏を娶り、芝龍、芝虎、鴻遠、芝豹の四子を生む、芝龍字は飛黃、長するに及び、父の愛を失し、亡けて日本平戸に來り、田川氏を娶りて成功、及び七左衛門を生み、南歸の後、さらに顔氏を娶りて五子を生む、曰く世恩、曰く世忠、曰く世蔭、曰く世渡、曰く世襲、七左衛門は田川氏を冒して長崎に居る、成功、初名は森、字は大木、小字は福松、明の隆武の時、國姓朱を賜ひ、始めて成功と名づく、成功に十子あり、長を經と云ひ、次を聰と云ひ、次を明と云ひ、次を睿と云ひ、次を智と云ひ、次を寬と云ひ、次を裕と云ひ、次を溫と云ひ、次を柔と云ひ、次を發と云ふ、長子經、字は元之、六子を生む、

(二)

長を克塽と云ひ、次を克埜と云ひ、他の四子は未だ之を詳にせず、經卒するに及び、諸叔相謀り、克塽を殺して、克埜を立つ、後ち清に降り、漢軍公に封せらる、その略如左



鄭成功年譜

明の憲宗皇帝天啓四年、甲子、七月、鄭成功日本平戸に生る

楊漣大監毅忠賢が二十四罪を彈劾す

同五年、乙丑、成功二歳

許顯純、汪文言の獄を勘問す

同六年、丙寅、成功三歳

鄭芝龍廣東の豊篋村を攻む

同七年、丁卯、成功四歳

鄭芝龍銅山閩山を犯す、

帝崩す、信王位に即く魏忠賢等誅せらる

毅宗皇帝崇禎元年 戊辰、成功五歳

鄭芝龍明に降り、和蘭船を焚く、

(一)

鄭 成 功 年 譜

(二)

同二年、己巳、成功六歳

袁崇煥獄に下たる、

同三年、庚午、成功七歳

鄭美龍戦功を以て都督に任せらる、

同四年、辛未、成功八歳

廷臣、及び各省の監司を召し、海寇の備禦を議す、議する所みな奇策なし

同五年、壬申、成功九歳

海盜劉香福建を犯す、芝龍撃て之を破る

同六年、癸酉、成功十歳

同七年、甲戌、成功十一歳

侍讀倪元璐、制實制虛各八策を上つる

同八年、乙亥、成功十二歳

鄭成功平戸を辭し、父の所に到る

鄭 成 功

(三)

鄭 成 功 年 譜

鄭芝龍劉香を撃て之を殺す、芝龍の弟芝虎も亦た戦死す
同九年、丙子、成功十三歳

愛親覺羅氏國號を建て清といふ

同十年、丁丑、成功十四歳

帝譏を信し、芝龍の官を削る

同十一年、戊寅、成功十五歳

鄭成功南京の大學に入り、弟子員に補せられ、高等に試す、

逼る

清兵京城に

同十二年、己卯、成功十六歳

清兵濟南を陥れ、徳王執へらる

同十三年、庚辰、成功十七歳

鄭芝龍福建の參將に任し、累遷して三省總戎大將軍に至る

(四)

崇禎十四年、辛巳、成功十八歳

賊李自成河南を陥れ、福王洵を殺し、南陽を陥れ、唐王聿鎮を殺す

同十五年、壬午、成功十九歳

賊連りに諸州を陥る

同十六年、癸未、成功二十歳

賊李自成名號を擅まゝにし天武大元帥を稱し、襄陽を改めて襄京を曰ふ、

清主殂す、子福臨立ち、元を順治と改む

同十七年、甲申、成功二十一歳

賊李自成京師を陥る、帝煤山に縊る、

福王位に南京に即き、明年元を宏

光と改む、

鄭芝龍安南伯に封せらる

福王宏光元年、乙酉、成功二十二歳

五月清兵南京を陥れ、福王出奔して擒へらる

鄭芝龍等唐王を擁立し、元

鄭 成 功

鄭 成 功 年 譜

(五)

を隆武と改む、

張國維等も亦魯王を立て、國を紹興に監せしむ、

鄭芝龍を平鹵侯に封す、

鄭成功隆武帝に謁す、帝國姓を賜ひ、御營中軍

都督に拜す、儀駙馬に同し、

鄭成功母田川氏を長崎より迎ふ、

隆武書を日本に寄せ援を乞ふ、幕府報せず

隆武二年、丙戌、成功二十三歳

隆武意を決して親征す、

鄭芝龍を平國公に封し、成功を忠孝伯に封し、

鄭氏の廝養皆な澤を得、

清兵、隆武帝及び周王、益王、遼王を殺す、

成功の母田川氏自殺、

芝龍清に降る、

鄭成功儒服を焚き、

義を唱ふ、

永明王國を監し、元を永曆と改む

永明王永曆元年、丁亥、成功二十四歳

鄭成功永曆の即位を聞き、朔を奉し南澳より歸る

同二年、戊子、成功二十五歳

(六)

駕、南寧に奔り、また潯州より肇慶に奔し、成功の妻董氏經を生じ、立て、嗣子と爲す、書を日本に贈り、兵器を乞ふ

同三年、己丑、成功二十六歳
延平公に封せらる

同四年、庚寅、成功二十七歳

鄭成功計を以て鄭聯の軍を併す、

瞿式耜節に死す

同五年、辛卯、成功二十八歳

漳浦を攻む、守將降る

同六年、壬辰、成功二十九歳

清主芝龍をして書を作りて成功を招かしむ

同七年、癸巳、成功三十歳

清主芝龍を同安侯に封し、成功に勅諭して降を勸む

鄭 成 功

(七)

鄭 成 功 年 譜

同八年、甲午、成功三十一歳

清主また成功を諭す、従はず、芝龍を寧古塔に囚ふ、山に艦し、風に遭ひ、海に没す

監國魯王舟を南日

同九年、乙未、成功三十二歳

鄭成功、安平鎮及び惠安、同安、南安の三邑を破る、

書を日本に奉す

同十年、丙申、成功三十三歳

黃梧清に降り、鄭氏の墳を發き、親黨を害し、漳商を殺す

同十一年、丁酉、成功三十四歳

甘輝等寧徳を攻む、清の勇將阿克襄を斬る

同十二年、戊戌、成功三十五歳

鄭成功を延平郡王に晋む、大舉して南京を取らんことを議し、諸將を部署す、甲兵十七萬、八十萬と號し、帆を掲げて北に上る、

目次

第一 明史を讀む

明の社稷の武宗に亡びずして毅宗に亡ふるは何ぞ耶○武宗の淫虐○毅宗の勤儉○明國は神熹の二帝に亡ぶ
 ○神熹をして此に至らしめたるものは宣官のみ○魏忠賢○毅宗も亦その責を免るゝを得ざるもの有り○聰
 察は多疑となり剛毅は強忍となる○人を見るの明に乏し○晩年人を得たるも既に晚し○明の社稷は徹頭徹
 尾奸權の手中に翻弄せられて絶ゆ○祖宗の餘澤つきて流寇起る○流寇は恐るべきものに非ず○名將を任用
 する能はず○清の世祖の武功○漁父の利を占む○破綻は内よりし、抑壓は外よりす○尤も其臣子の能く爲
 すなきを憾む○社稷の臣○天子の臣○儒夫と逸民○慘憺たる苦心社稷の傾亡を支へんとするもの幾人かあ
 る○鄭成功はいかんの人そ耶○父は海賊のみ○母は外國婦人のみ○我邦神靈の會は萬國に度越す

第二 倭寇と南方の海賊

海賊と倭寇とは鄭氏の事業の導火線○中古の隣交○隣交は元寇に破れて始めて倭寇出づ○倭寇の性質○
 明の大祖國書を日本に贈くる○明朝の苦心○倭寇の明末に熾なる所以○倭寇の勢力○倭寇南方に聚る○明
 人は之を胡蝶軍と謂ひ、南洋人は之を八幡船と謂ふ○海賊顏思齊○諸雜誌に記する思齊の略傳○海賊と倭

寇とは、利害を同ふする所より相結ぶ○倭寇に對する明人の觀察○鄭芝龍顏思齊の黨に入る○今の海賊は後の大將軍

第三 海賊の首領……………二六

鄭芝龍の生地生日○その兄弟○その為人華實の美ともに備はる○戚繼光に擬せらるゝに至る○泉州の大守芝龍を釋す○日本に遁る○謁を將軍秀忠に請ふ○平戸の老一官○婦を娶る○靈天動地の活劇を演ずるの時は到る○諸弟を携へ振泉の黨に入る○初陣○四隻の商船を奪ふ○富十塞に甲たり○成功及び七左衛門を生む○思齊死し芝龍その衆を統ぶ○陽ばに陳裏紀に事へ、陰に人心を攪る○恩に感じて泉州の大守に降る○大守禮なし、芝龍また叛く○閩中饑ゆ、芝龍米粟を掠む○歸するもの多し○廣東を攻む○銅山を攻む○芝龍求撫の意あり○泉州の知府王猷○顔給事上疏して兪巡撫を彈劾す○澄人は剿を議し、泉人ば撫を議し、衆議紛然

第四 報效……………四四

一個の流寇を除くは廟堂一日の苦心を除く所以○芝龍降らず、流寇に利する處果して幾何そ耶○芝龍降る、社稷に利する所果して幾何そ耶○熊文燾○芝龍降る○功を樹て罪を償はしむ○敵は即ち昨日の友人○陳裏紀を殺す○劉香の父の墳墓を發く○廣閩に於ける紅毛夷○天啓中、紅夷を澎湖に掃ふ○紅毛夷利器を慣れ

用ゆ○曾纓鄒維連に請ひ、芝龍を將となす○和蘭船を焚く○大帽山の賊を破る○戦ひ不利○舊黨李魁奇を擒にす○鍾斌を大洋の中に墜む○三年にして功を樹つ○都督に拜せらる○軍國の事劇に、肥前平戸に往來するを得ず○糟糠之妻不下堂、貧時之交不可忘、

第五 英物、非爾所及……………五五

鄭成功の生地○偉丈夫○烈婦人○鄭成功は偉丈夫の偉を受け、烈婦人の烈を受く○その生日○見誕石○異祥○その幼時○芝龍日本に請ひ成功を迎ふ○金幣と濫容○矢下の阿蒙に非るを示すのみ、當年の殊遇に答ふるのみ○渡海○吞牛の氣あり○假儼有大志○風儀整秀○東向して母を望む○鴻鵠と芝豹○十五歳にして南京大學に入る○鍾牧齋字して大木と云ふ○先輩王觀光○金陵の術士○後年の大氣節は少年の時に於て之を見る、

第六 興泉の大守と鄭飛黃……………六一

拜官以後の戦功○鍾斌の餘黨○紅夷○海賊劉黃○鄒維連芝龍を疑ふ○興泉の太守百口を以て芝龍を保す○敵を五羊城南にはかる○洪雲蒸死節○劉香焚溺○芝虎戰没○黃泉の太守械送せらる○芝龍罪を請ふ○官を削らる○殘賊を撃ち、功を以て參將に拜せらる

第七 閩江以南……………六七

鄭芝龍果遷して三省總戎大將軍に至る○海賊悉く平き倭寇も亦減少す○滄粵の浦港にまた海警なし○海利を以て朝貢に交り疲く以て大に顯はる○朱明の天下は海南のみに非ず○蠻穀の下はいかん、中原の地はいかん○流寇の兇熒○北京陥る○福王立つ○鄭鴻逵○芝龍を安南に封し詔して入衛せしむ○清の世祖明を伐て南京を陥る○鴻逵師を徹して歸る○收縮せる天下○鄭氏は天下の依頼する所

第八 一門の光彩……………七二

黃道周等唐王を立て監國とす○鴻逵正位を請ふ○唐王即位○推戴の功を論じ、鄭氏の兄弟族人を封す○揚家も亦及ばざる所○廟堂の兵政○糧餉足らず、銀穀を徴して之を助く○兵糧戦守の政は一に芝龍の手に出づ○鄭氏の勢力○内は暴富を積み、外は兵馬の權を握る○鄭成功始めて拜謁す○國姓朱を賜ふ○中外稱して國性爺と曰ふ○鄭青及び鷓去病も亦及ばざる所○田川氏を日本より迎ふ、國夫人に封せらる○隆武の初年は鄭家の爲めに如何なる好年ぞ耶

第九 失節……………七九

明朝の皇昌は誰ぞ、明朝の文文山は誰ぞ○隆武の英邁、芝龍の材武○芝龍が變節の心は何の點より萌せる耶○私人を薦む、○文武の軋轢○鄭氏の兄弟と黃道周、何楷○清の世祖の武運を度る○嫌厭の心は變して

第十 慨然として立つ……………九七

何胡れそ馬を驅りて來の晚き耶○舉止閑雅、宛然儒生○國難に遭ひ、慷慨激烈○儒服を焚く○文移○陸秀夫とは天淵の差異○永曆即位○成功朔を奉して歸る○元年二年三年の紀事○鄭聯の軍を併す○海盜の東南にあるものも亦屬す○馬得功厦門を襲ふ○鴻逵得功を脱す○律を按して芝莖を斬る○勢また振ふ○施琅清に降る○環の成功に罪を得る所以○甘輝あり、萬禮あり○甘輝の勇猛○長泰を攻む○陳錦の奴を殺す○滄洲の合圍○死するもの七十萬○その酸楚○城を守るものは誰ぞ○鄭家の軍も亦師老ひ、糧つく○海衛の戦○卒を拜して都督と爲す○黃愷を殺す○軍律肅然

第十一 招撫……………一一四

清主招撫を謀る○芝龍妻子を招かんことを請ふ○成功及び鴻逵に諭す○劉清泰に勅す○馬得功張學聖罪せ

第十二

援を求む

一二九

らる○招撫の意に酬なるの致す所○封爵○清主の意○招撫の機に乗じて兵を用ゆ○芝龍清主に奏す○謹して勅諭す○また勅諭○愚弄○一方は熱、一方は冷○楊名高の上奏○芝龍の心緒○芝龍の請ひ○清主重れて勅諭○順逆の兩端、一言に決すべし○芝龍及芝豹を幽す○斷乎として顧みず○招撫は成らず、今や兵あるのみ○議政王貝勒王の會議○姑息の戦策○成功清洲を攻む○修巡撫の上奏○清人大擧して鄭氏を討つ

隆武即位の年より始まる○崔芝が書○一篇は兵を乞ひ一篇は武器を乞ふ○臣を稱す○怨を忘れ嫌を忍ぶ○涙少なき執政○隆武二年黃微明國書及芝龍の書を齎らし來る○明末の疲弊○朝廷へも書を呈す○書中の大意○禮物○芝龍が投降の年月日につき疑案○小女人僕十人を乞ふ○長崎奉行に送るの書○六月二十日の解纜○下知狀○三藩出征を冀ふ○議罷む○鄭彩兵器を乞ふ○その書簡○鄭成功書を長崎譯官に贈る○幕府報ぜず○成功又書を幕府に上る○施爲する所、天下を鼓動す○芝龍の内通○徳川氏の涙なきを悲しむ

第十三

蘇茂を斬る

一四九

敵は千里の外に伸び、われは咫尺の中に懸まる○清の世子濟度福州、泉州の地を掠む○成功を島に攻め、鴻達を白沙に攻む○清の都察院左副都御史の上奏○成功の出戦○蘇茂揭揚に敗績す○糧食を海徴に留め兵を分ちて諸門を守る○故蘇茂の將蘇明及び黃梧の叛○鄭氏の墳墓發かれ親蘇害せらる○鄭鴻達病歿す○天

の鄭氏に災するも亦太甚し○甘輝の出戦○海徴の蓄積を取りて歸る○滿將阿克裏を斬る○豪傑響應○濟度の北歸○全浙ために震懼し、鄭氏の軍また振ふ

第十四

金陵の敗績

一五四

鄭成功北征の志を抱く久し○永曆帝の苦心○成功を封冊し、延平郡王に晋む○甘輝、萬禮以下諸將に爵を賜ふ○成功慨然として起つ○何ぞ從容擬議するの暇あらん○諸將を部署す○鐵人○其兵二十三萬、號して八十萬といふ○戈船八十○羊山に暴風に遇ふ○舟師江を蔽ふて而して上る○大祖皇帝及び先帝を祭る○清兵の守備○成功の作戦計畫○清將滾雲龍を斬り、朱衣祚を走らす○清將管效忠免れ、鎮江の守將降る○謀畧を運らすものは唯だ一箇の甘輝あるのみ○謀畧みな取るべし○甘輝の諫言○金陵を攻む○甘輝の再諫○甘輝の長歎○部將余新敵を輕し擡に就く○成功の大敗○諸將の陣歿○何ぞ彼に取るの速にして此に失ふの速なる耶○甘輝の戦死○成功の後悔○戦死せる將士を廟祀す○明朝廟記の異説○五老峰前の演武○日本特有の甲冑には非るか○宛然わが戦國時代の軍裝○堅甲利刀も遂に其用を爲さず○成功の爲めに反覆之を惜む、

第十五

朱之瑜

一六八

朱之瑜の志は兵を他邦に借るに在り○暹羅、安南、及び日本間の往來○歸化○朱は純然たる儒生、鄭は純

然たる將種○相輕んずる所ありしが如し○明季の頹俗○船艦相接すれとも避けて相見す○鄭に贈るの書○激厲して以て之れを規諫するもの多し○之瑜か成功の兵政に服せざりしを見るべし○朱に贈るの書○探微の客○之瑜は被堅執銳の士に非ず、此れ成功が之瑜を輕んずる所以か○常道を以て現すべからざるの將士○氣節文章自ら高ふするの眼○俱もに千古なるかな

第十六 復た西島を窺ふもの無し……………一七四

清主勢に乗して和席せんとす○達素及び李率泰の南下○成功諸將を部署す○第一軍○第二軍○第三軍○計畫全く畫餅に歸しぬ○開戦の初に利を失ふ○烈風に乘して清兵を撃つ、流屍海を蔽ふ○陳鵬の貳心○陶蟒の忠戦○斬首一千六百級○陳鵬を誅す○達素自殺す○此れより成功の卒するまで島を窺ふものなし○猶ほ甘輝、萬禮の如きもの有るか○敗報北京に聞ゆ○李振の上奏○朱國治の上疏○北人は野戰に長して水性に味し○鄭兵は本と海賊也○此れ成功の必ず勝を海上に占むる所以か

第十七 臺に據る……………一八〇

臺灣の地勢は如何ん○徳川家康の南方經營○倭寇と海商の聚落○名けて高砂といふ○和蘭人の手に成れる東洋印度商會○和蘭人と日本人との交渉○蘭人城を安平、赤嵌に築く○濱田彌兵衛○日本人走りて厦門に赴き、鄭成功に遊説す○成功天祐天復の故事に倣ひ、正朔を奉持せんと欲す○成功遂に蘭人を臺灣に伐つ

○その戦狀○獨逸人ドクトル、ルードウキヒ、リスト氏の臺灣島史○西眼東視の弊○在臺人自ら稱して國姓爺黨といふ○バタイピヤ政廳○和蘭總督の恐怖と戰闘準備○總督の苦心○安平城の激戦○蘭人の戦死するもの多し○成功の軍容○總督の交代及び新總督の狼狽○バタイピヤの援軍○艦隊滅亡○鄭成功の顧慮する所○成功屢ば蘭人に説いて降をすむ○降参の條約○鄭成功の臺灣攻略を海賊の所爲に擬するは所謂四眼東視の弊○清の遷界令○成功の歎息○その政策○臺人以て安堵し、風雨も亦時に順ふ

第十八 鄭芝龍の末路……………二〇一

鄭芝龍市塞せらる、時に年八十一○ 獻臣武經開宗を著して芝龍を稱す○その一節○寧古塔の幽囚○叛將黃梧の怨恨○李率泰の上奏○此に至て殺され、其子の京に在るものに及び、復た遺子なし○愛親覺羅氏の肺肝見るがごとし○亦後世失節の臣を戒むるに足らん歟

第十九 鄭成功卒す……………二〇四

清の世祖章皇帝崩す○永曆帝崩す○鄭成功も亦尋て病歿す、行年三十九○社稷の回復を以て己れが任と爲すもの二十餘年○鄭亦鄭の論策も亦風采を想見すべし○成功の臨終はいかん○長子鄭經○鄭經乳媪に私通すといふ信じがたし○成功狂を發す○福の蕭に起りしは事實也○伯父鄭泰の野心○鄭經兵を率ゐて臺灣に入る○臺灣の諸將、經の弟世襲を奉して鄭經を拒く、敗績○經立つ○始めて廟宇を立つ○鄭泰を誅し、

その家を籍す○鄭經書を長崎奉行に贈る○内証始めて息む○猶ほ天祐の存するもの有るか○鄭成功の文才
○硯石山の詩○成功の無績○その詩多く傳はらず、亦惜いかな、

第二十 鄭經の苦節……………二二二

清主及び清將が一生の志願は招降に在り○招諭甚だ力む○鄭經の答書○家聲を限さすと謂ふべし○清兵バ
ターピヤの蘭人と力を協せて鄭氏を攻む○兩島を失ふ○叛將これより多し○陳永華の行政○清主の誤解○
また招諭○經の答書○鄭經朝鮮の事例に倣はんと欲し、使を清に遣る○清主も亦兵を厭ふ○島上の互市○
綠柳紅花砲臺に滿つ

第二十一 後三藩と鄭經……………二二〇

前三藩と後三藩○明の降將吳三桂清に叛く○福建の耿精忠と廣東の尙之信も亦清に叛く○三藩合従し、鄭
經も亦出づ○清庭大に震ふ○鄭經の激文○猶ほ正朔を奉し、署して永曆三十一年といふ○借問す鄭經七年
の間に如何んの事をか演ぜる○鄭經と耿精忠の反眼○鄭耿干戈を交ゆ○此時、臺灣の留守は我徳川氏に向
つて交通往來の誼を煖む○鄭經及び諸將の孤忠○鄭耿愈よ不和也○三桂の和解○耿精忠使を臺灣に遣り、
界を議し、婚を定む○賊臣の祠を改め忠烈を祀る○禮を厚ふして敵將の枯骨を改葬す○尙之信の反覆○耿
精忠清に降る○今は鄭經と吳三桂とあるのみ○鄭經兵士を散歸し、臺灣に入る○鄭經重ねて兵を募る○劉

國軒の進軍○鄭經の劉國軒あるは猶ほ成功の甘輝あるが如し○吳三桂死して清兵悉く泉、漳に臨む○兩島
の覆亡○三藩合従の時に在て尤も力を効したるものは鄭經なり○其寶とする所の恩に感するに由るか、將
た亦鄭經の將略あるに由る歟

第二十二 田川七左衛門……………二二七

田川七左衛門の人品はいかん○母の姓を冒し、稱して田川氏といふ○初名は次郎左衛門○明國に航し成功
に協力せんことを幕府に請ふ○商船に托して書を成功に贈る、違せず、○鄭成功年々七左衛門に資給す○
成功の書簡○成功死し、子經も亦七左衛門に資給すること十三年○重ねて渡航を請ふ○家道衰頽○長崎奉
行へ訴狀○鄭經を怨む○積年の貧寒、或は當年の英氣を消磨せる歟○七左衛門は長崎に死す○子道順姓鄭
に復す○道順醫を業とし、仕へすして終る○此れ亦鄭史の半面を窺ふに足らん歟

第二十三 鄭經の死後……………二五〇

鄭經の人と爲り○招討大將軍の印を佩ふるもの十九年○歿するの年三十五○長子克塽○諸芽の畏憚○克塽
殺さる○克塽の妻陳氏節に死す○成功の未亡人董氏○次子克塽を立つ

第二十四 澎湖の戦……………二五二

清將施琅水師を率ゐて臺灣を伐つ○清主の臺灣に敗るゝ所以は何の故ぞ○提督その人を得ば即ち功も亦従ふて奏すべし○施琅は誠とに當時の名將○鄭氏も亦危し○清將賴答が鄭瑛に贈る書○克瑛立つてより政多門に出づ○姚啓聖の上疏○施琅兵を平海に治む○鄭氏の氣運日に非○施琅數は秘策を述ぶ○澎湖嶋に於ける劉國軒の守備○施琅の戰略○所謂る安危の分るゝ所○施琅先づ敗れて心に悦ぶ○鄭兵大敗○施琅恩威並び樹つ○臺人の心愈々動く○寧靖王朱術桂○劉國軒等克瑛を奉して歸降の計を決す

第二十五 歸清……………二五九

鄭克瑛降表を施琅の軍門に捧ぐ○降表○清主の勅諭○清瑛臺灣の地を經略す○克瑛漢軍公を授けらる○三世三十八年

第二十六 餘韻千秋……………二六四

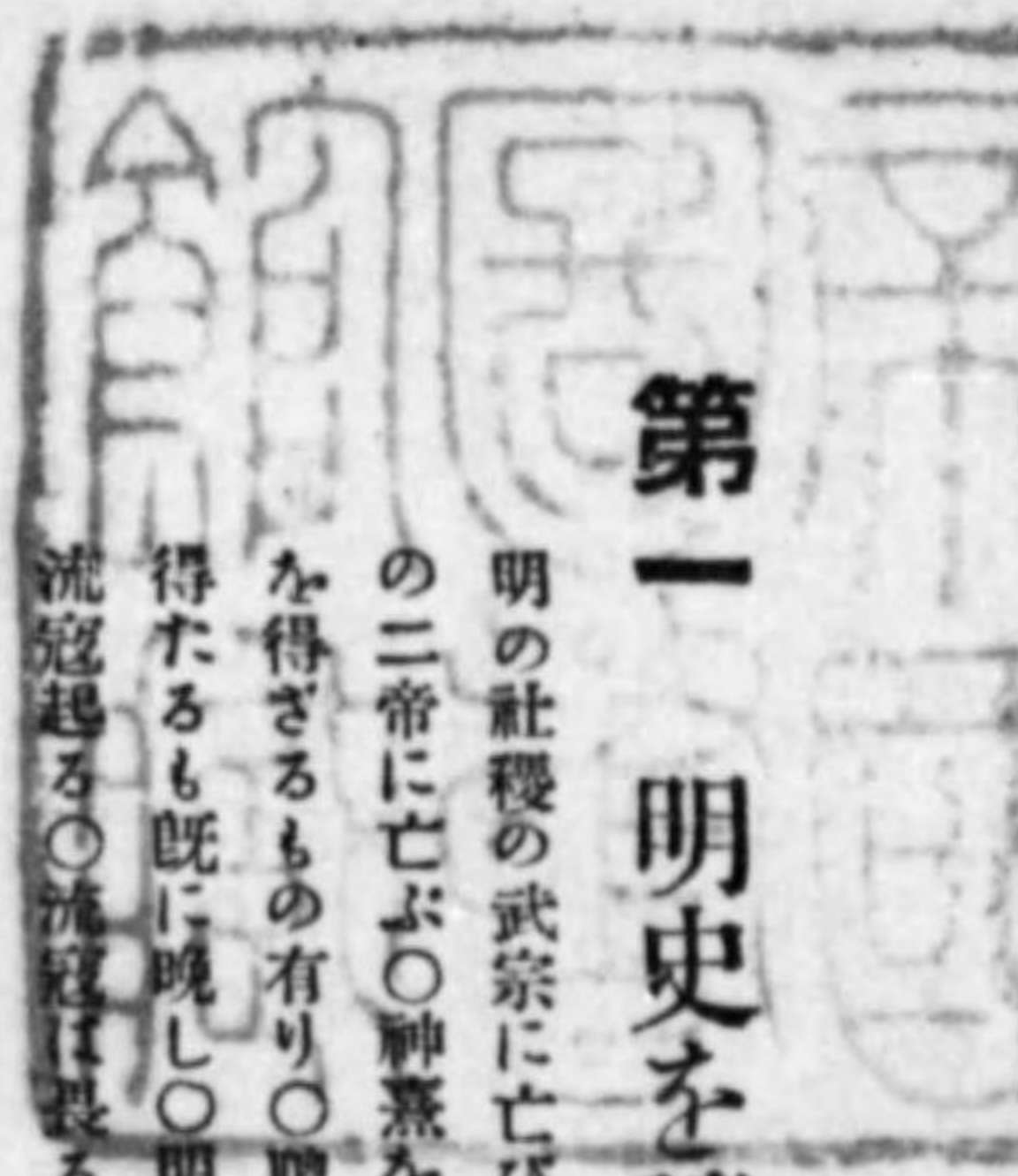
忠義の骨埋めて燐煙燈雨の村に在り○施琅性幣を具へて成功の靈を祭る○鄭氏の舊知をして祭祀に奉事せしむ○清主詔して南安の地に改葬せしむ○平戸の藩主松浦侯豊碑を成功生誕の處に立つ○松濤水聲、餘韻千秋

目次終

宮崎來城著

鄭成功

第一 明史を讀む



明の社稷の武宗に亡びずして毅宗に亡ぶるは何ぞ耶○武宗の淫虐○毅宗の勤儉○明國は神靈の二帝に亡ぶ○神靈をして此に至らしめたるものは宦官のみ○魏忠賢○毅宗も亦其責を免るを得ざるもの有り○聰察は多疑と爲り、剛毅は強忍と爲る○人を見るの明に乏し○晩年人を得たるも既に晩し○明の社稷は徹頭徹尾奸權の手中に翻弄せられて絶ゆ○祖宗の餘澤つきて流寇起る○流寇は畏るべきものに非ず○名將を任用する能はず○清の世祖の武功○漁父の利を占む○破綻は内よりし、抑厭は外よりす○尤も其臣子の能く爲すなきを憾む○社稷の臣○天子の臣○懦夫と逸民○慘憺たる苦心、社稷の傾亡を支へんとするもの幾人かある○鄭成功は如何んの人ぞ耶○父は海賊のみ○母は外國婦人のみ○我邦神靈の會は萬國に度越す

われ明史を讀み、明朝二百七十餘年の社稷が武宗皇帝の時に亡びずして、而て毅宗皇帝の時に亡ぶるを異しむ、けだし列朝の興亡する所以のものを歴觀するに、其の興るの時には、必ず勤儉務治の明君ありて、以て國家の基礎を定め、其亡ぶるの時には

必ず淫虐昏亂の主ありて、以て社稷の命脈を縮む、漢唐の興る、陳隋の亡ぶ、一として然らざるは莫し、然らば則ち今武宗の淫虐なる、毅宗の勤儉なる、其行ひし所を跡ぬるに、一は純然たる亡國の君にして、一は純然たる治國の主なるに、事みな彼に是にして此に非なるは抑も何ぞや、われ之れを惟ふに武宗の時は、二祖を距ること幾かに一百餘年、唯だ其流風餘澤の猶ほ存するものあるのみに非ずして、先帝孝宗の慈仁なる、能く天下百萬の心を收むるが故に、その潤徳の致す所は、能く民心をして固からしめ、能く元氣をして盛んならしむ、縱然へ武宗が一世の淫虐を以てするも、未だ其國を傾くるに至らざりしのみ、毅宗の時に至りては乃ち然らず、看よ神宗の昏怠にして政を廢する、朝廷に宰相を見ざるもの實に二十有七年、唯だ其刑罰を慘にし、其收斂の酷なるのみに非ず、熹宗の暗弱を以て之れを受け、黨腐の小人を用ゐ、天下の名士を戮し、復た國家の大事を問はず、一に奸權の政を專にする所に放任せるが故に、その積弱の致す所は、祖宗の遺澤すてに調き、天下の民心すてに離る、縱然へ毅宗

が一世の勤儉を以てするも、遂に既に絶ゆるの元氣を挽回する能はざりしのみ、此に由りて之れを觀れば、明朝の亡ぶるは、毅宗に亡ぶるに非ずして、神熹の二帝に亡ぶるといふも亦不可なかるべし、而かも神熹をして此に至らしめたるものは誰れぞ、曰く宦官のみ、けだし朱明の朝廷に在て、宦官が政を專にせるは、則ち英宗の時、司禮大監王振が門下の紀黃を薦めて都督僉事と爲すに始まる、その後、英宗復辟の時に、曹吉祥あり、石亨あり、汪直あり、孝宗の時に、劉吉あり、李廣あり、武宗の時に劉謹あり、世宗の時に、嚴嵩父子ありと雖も、流毒猶ほ小に、熹宗の時、内侍魏忠賢が事を用ゐるに及んで、天下の大事、復た問ふべからざるに到る、夫れ忠賢の君に事ふる能く近に、能く忍に、小善を以て熹宗の意に中て、小信を以て熹宗の心を固め、熹宗をして必ず之に親ましめて、然る後禍福を以て之を把持するが故に縦へ忠臣烈士の輩が其罪を彈劾するも、人主の惑は日一日よりも深く、唯だ之を聽かざるのみに非ず、却て忠賢か筆箚の舌に翻弄せられて、名士を殺すもの前後

數千人の多きに及ぶ、夫れ殷紂は前古未聞の暴君、妊婦の胎を割くに到るも、而かも賢を害するは龍逢比干に過ぎず、漢の獻帝は多く人を殺すも、而かも清流の朋に過ぎず、殷は亡ひ、漢は亂る、朱明の天下、如何んぞ亂と亡とを免かれん耶。

毅宗皇帝位に即き、首として魏忠賢を誅し、崔魏の勢を削ると雖も、而かも事既に晚し、賊李自成、張獻忠の輩、踵を接して起り、中原に吼號して輦轂の下に向ふ、憐むべし北京の一敗、天子煤山に縊れて、明朝三百年の社稷も亦た亡ぶ、これ予が斷じて明朝は毅宗に亡びずして、神熹の二市に亡ぶといふ所以なり、然れども毅宗も亦その責を免るゝを得ざるもの有り、毅宗の人と爲り、聰察剛毅、學を好んで能く勤むと雖も、而かも惜む所は、聰察の流れて多疑に入り、剛毅の變じて強忍に陥るに在り、看よ、その權略を以て臣下を御する、一用一捨、太甚だ忙急にして、御宇僅かに十有七年の間に、宰相を換ゆるもの、實に五十餘人の多きに及ぶ、これ聰察の流れて多疑に入るものに非ず耶、刑を用ゆるに苛酷なるが故に、宰相の鞭撻せら

るゝもの日一日よりも多く財を理むるに褒歛なるが故に、民人は相率ゐて山賊海盜の輩に化す、これ剛毅の變じて強忍に陥るものに非ず耶、かつ毅宗は人を見るの明に乏しと謂ふべし、黃道周は、風骨峭峻にして、盡言を以て稱せられたる人なるに、之を目して佞と爲し、却て周延儒の朋比なるを悦び、楊嗣昌の詐欺なるを悦び、溫體仁の沈陰險惡なるを悦ぶ、その他、細禍を糾して、曹文詔を罪する有り、跋扈を恐れて、左崑山を制する有り、煤山に縊るの時、龍衣の襟上に記して曰ふ、朕は亡國の事を爲さざるに、諸臣の誤る所と爲り、以つて此に到ると、此れ諸臣が毅宗を誤るにあらずして、却て毅宗が諸臣を誤るのみ、もし果して諸臣の誤まる所と爲らば、眞に自ら人を知るの明なきを聲明するもの、死に臨んで覺る能はず、猶ほ且つ人を責む、復た奚ぞ楚の項羽が核トの一敗、天我を亡ぼすといふに異ならんや、但だ其晩年に用ゆる所は、閣臣に范景文の忠實なる有り、李建泰の慷慨なる有り、蔣德璟の剛直なる有りて、能く錢糧兵馬の事に通じ、部臣に馮元麟の公忠なる有り、

倪元澤の濶達なる有りて、頗る權變の略に富む、亦人を得たりと謂ふべきも、銅駝は既に荆棘に付し、復た收拾すべからず、機運の傾く所、それ之れをいかんせん。

毅宗皇帝煤山の縊死するの後、南京の諸臣相議して、福邸親王の子を擁立し、新たに朝を設け、中原を回復せんことを謀ると雖も、亦た馬士英、及阮大鍼の諸輩が、奸曲の心を逞ふし、能を忌み、賢を害し、聲色を以て福王を誘惑せしが故に、朝政重ねて亂れ、關内の宰相と、關外の武臣と力相協はず、心相同じからず、未だ期年ならざるに亦亡ぶ、誠とに明朝の社稷は、徹頭徹尾、奸權の手中に翻弄せられて而して絶ゆ、天の國を亡す、復た人力の如何ともする能はざるもの有るか。

それ誠とに然り、廟堂の上、一たひ奸權の意を得て私黨を結び、賢を忌み、能を害してより以來、遠聽の臣をして風を望んで命に馳せしむる能はず、收斂の酷なる所は、怨聲四に滿ち、祖宗の餘澤すてにつき、天下の民心すてに離れ、大事復た問ふべからざるに到りて、さらに流寇を出し、以て其の國運を縮め、然る後ち餓虎乳狼

の輩をして、借て以て吞噬の慾を逞ふするの資と爲さしむ、抑も明末の流寇は、到處の州縣に之れを見ると雖も、而かも其跋扈を極めしものは、延安の張獻忠と、米脂の李自成とのみ、然れども亦一部の盜賊にして、心を帝王百年の基業に屬するものに非ざるがごとし、即ち明史の一節

李自成、國號大順、稱帝即位英武殿、毀大廟、遷大祖神主於歷代帝王廟中、鑄永

昌錢、字不成文、有明制度、任意紛更、識者已知其終於賊

また司徒侯恂が流賊の形勢を論ずる表中の一節

賊中情形、大約、饑則聚掠、飽則棄餘

ひかし漢の高祖皇帝の關中に入るや、財寶貪る所なく、婦女幸する所なく、西楚の范增をして其志の小ならざるを憂へしむ、古へより建業の主と爲るもの大率ね此の如し、今や張李が爲す所を見るに、饑ゆれば則ち聚掠し、飽けば則ち餘を棄て、人の家宅を焚き、人の婦女を奪ひ、復た天下の禍亂を戡定し、南面して王たるに意な

く、唯だ虚實の間に、出歿して、諸州の人馬を擲擯するに過ぎざれば、決して畏るべきものに非ず、當時の名將、曹文詔なり、袁崇煥なり、史可法なり、左崑山なり、苟も其一人を得ば、電撃一下の下に、迹を滅し、塵を掃ふを得べし、何の心か、獨り自ら苦んで而して蹉跌するに至れる耶、けだし清祖、齡二十五にして兵を韃靼の野に起してより齡六十八に至るまで、百戰百捷、向ふ所その敵なし、然れども一度ひ寧遠の地に敗れ、兵を收めて歸りしものは、袁崇煥が善戰の功に非ざるはなし、亦所謂る國家の干城なるに、毅宗の多疑なる、清人離間の策を信ずるの餘、魏監が其反を誣ゆにあひ、反蹟の有無だも辨ずるに及ばずして、之を死地に寘く、曹文詔も亦當年の名將、流賊の畏るゝ所なるに、毅宗の猜忌なる、細禍を以て之を罪し、その功を畢へざらしむ、而かも重ねて用ゆるの時は、流寇すては天下に蔓延して、文詔いかに輜略に富むも復た之を如何んともする能はず、唯だ一死を以て天恩に答ふるのみ、其他、史可法の謀畧に富み、左崑山の勇力に富む、固より佐命の臣たるを

免れずと雖も、而かも内は奸權の功を嫉み、能を忌む、其肘を制して、征討の期を誤らしめ、外は民人の離散流亡する、糧秣を得るに處なく、空しく三軍の士をして、孤城の中に饑渴せしむ、故に四方の流寇は、晨に一城を拔き、夕に一營を掃ひ、騎虎千里の勢を叱咤して、直ちに輦下咫尺の地に到れり、此時に當り、韃靼の野に、虎視眈眈として、朱明の天下を窺ふもの有り、曰く誰れぞ、曰く清祖也、初め清祖の兵を彈丸黒子の地に起すや、從ふ所のもの僅かに十三人、諸部を併呑し、王業を定め、數百の衆を率ゐて、能く九姓の敵を掃ひ、數千の衆を分つて、能く四路二十餘萬の兵を破ぶる、敵一萬を殺すに、小卒二人を損するのみ、敵十萬を殲くすに、兵二百人を失するのみ、軍威の向ふ所、雷霆の枯朽を摧くに同しく、その武功の盛んなる、前古の未だ曾て有らざる所、然れども猶ほ以謂らく、明朝の士を養ふも、實に二百七十年、祖宗の德澤すてに盡くるも、猶ほ多少の人馬なきに非ず、進んで兵を隕せんよりは、流寇の國運を縮むるを俟つて、積弱の餘に加ふるに如かずと、

所謂る、鵝蚌の争ひに、漁父の利を占むるの策を用ひ、和を明朝に結び、圖南の志を放擲せるものごとし、後ち京師の陥り、毅宗の縊れ、吳三桂の援兵を乞ふに及んで、蹶然として起て曰く、機至れりと、貅虎を擁して中原に入り、流寇を討し、帝業を燕京に定む、誠とに明朝の社稷は之れを外にしては即ち流寇のために亡ぶ、天の國を亡ぼす、復た人力の如何ともする能はざるもの有るか。

奸權の專横なること彼のごとし、流寇の跳梁すること此のごとし、破綻は内よりし、厭抑は外よりし、内外相攻むるが故に、朱明の天下は、頻りに其抗抵の力を滅却し、依微たる末路、一たび北京を失ひ、二たび南京を失ひ、收縮を加へ、ついに蕞爾たる海島の版圖と爲りて而して亡ぶ、その亡ふるは固より皆な君主の不明に歸すると雖も而かも君臣の間自ら彝倫の存するあり、縦へ君は君たらざるも、臣は臣たるべし、われ明史を讀み、尤もその臣子の能く爲すなきを憾む。

凡そ國に天子の臣あり、社稷の臣あり、何をか天子の臣と云ふ、曰く、滿腹の赤心、

一代の恩に答へ、君と同じく生き、君と同じく死し、以て嚴霜烈日の節を立つるもの、之を天子の臣と謂ふ、何をか社稷の臣と云ふ、曰く、凜たる誠忠、巍たる大節、社稷の存亡と、國家の休戚とを一肩に荷ひ、君死するも之を殉する能はず、能く荆棘の中に處し、祖宗の天下をして一日だも長からしむるもの、之を社稷の臣と謂ふ、宋の文天祥、餘喘を流離間關の中に偷み、皇子を擁戴して、義を一舸の中に唱ふ、この時生は死よりも苦しかるべし、而かも尙ほ心に以爲らく、趙宋の社稷を存ずるが爲めに君を立つるは、臣子の分なり、不幸にして國家亡ぶ、一日を存せば、臣子一日の責めを盡くす也と、これ所謂る社稷の臣にして、その晩節の假蹇たる、千歳の下、人をして感激に堪へざらしむ、然らば則ち明末の臣子はいかん、憫れむべし、其國の傾き、其君の亡ぶるや、忽焉として賣國の姦臣と爲り、媚世の懦夫と爲り、一死を惜み、降表を進め、美官を承け、顯職を貰ひ、辮髮左衽の俗に甘心するもの、錢禮部のごとき有り、身を挺して、國難に赴く能はず、裘を披き、藜を杖き、山林

に棲遲し、彼黍の油油を歌ひ、亡國の逸民と爲るもの吳祭酒のごとき有り、懦夫と、逸民とは、且らく之を措き、左崑山の君側を清めんと欲して中道に死し、黃清南の策つきて君に殉し、史閣部の兵敗れて江に沈むがごときは、固より當時社稷を支持するに於て補なしと雖、而かも其忠烈は皆な取るべし、其他、死を善道に守りて、水火を踏み、兵刃に赴き、太甚しきは則ち闔家環を投し、一族井に沈み、秋霜を白日に飛ばして、烈名を千歳の下に留むるもの無きに非ずと雖も、而かも能く慘憺たる苦心を以て、社稷の傾亡を支へんとせしもの幾人かある、かの鄭成功は如何んの人ぞ耶、父は一個の海賊のみ、母は一個の外國婦人のみ、廟堂の班に列し、列朝の殊恩に沐浴せりといふにも非ざるに、其三百年來、仙關呎尺の地に翱翔し、祿に飽き、名を街へる世臣の輩が、或は通れ、或は降るの時に於て、獨り自ら奮然として起ち、疲乏の兵に策ち、新羈の馬に當り、大義の存する所は、父兄の恩愛を忘れ、彈丸黒子の地に據りて、以て明の正朔を奉し、夫の愛親覺羅氏をして、食、咽に下

る能はざらしむるもの、實に三十餘年、これ隆武の知遇に感するの餘り、身を殺し、生を忘れて、此に到れるものなるべしと雖も、而かも多くは天倫の粹に出づ、けだし我邦神靈の會、世界萬國に度越するは、既に世人の知る所、鄭成功も亦この氣を受けて而して生れしものには非ざる歟



第二 倭寇と南方の海賊

海賊と倭寇とは鄭氏の事業の導火線○中古の鄭交○鄭交は元寇に破れて始めて倭寇出づ○倭寇の性質○明の大祖國書を日本に贈くる○明朝の苦心○倭寇の明末に熾んなる所以○倭寇の勢力○倭寇南方に聚よる○明人は之を胡蝶軍と謂ひ、南洋人は之を八幡船と謂ふ○海賊顧思齊○諸雜誌に記する思齊の留傳○海賊と倭寇とは利害を同ふする所より相結ぶ○倭寇に對する明人の觀察○鄭芝龍顧思齊の當に入る○今の海賊は後の大將軍

明朝の衰運に歸するに及んでは、外患内憂ともに到る、而かも所謂る倭寇の焚掠を逞ふせしも、此時より太甚しきはなく、海賊の跳梁を極めしも、此時より太甚しきはなし、同明の相照し、同聲の相應ずる所、倭寇と海賊とは、密切の關係を結んで、漳粵澎臺の天地に、かの鄭氏をして翻海拔山の事業を爲すの導火線を布かしむ、故に先づ之れが性質を審にするに非ずんば、鄭成功が三十九年の閱歷を談するを得ず、知らず海賊倭寇の間、いかなの關係を有するか。

かれの隋唐の間、われの中古の時、聘觀相踵き、兩國人民の相往來するもの陸續絶えず、或は淹留數十年の久しきに涉りて、始めて歸朝するもの、吉備眞備の如き有り、或は李唐の封爵を受け、姓を易へ、名を改め、その内庭に供奉し、當年の名士と相欵曲して、遂に返らざるもの阿部仲麿の如きあり、その兩情の密なる、何ぞ嘗て一兵の邊境に臨むあらん耶、趙宋以來玉帛暫く絶ゆるも、商旅海客の交通に到りては、復た舊時に異る所なく、我は彼れを以て一個の得意先きと爲し、商品の有無を相通して、以て海上の遺利を收め來りしに、後ち元寇のこと有るに及んで、始めて倭寇の跋扈を見るに到りぬ、蓋し相模太郎が十萬の元兵を電掃してより、元人の恨は深く心骨の中に徹し、我れを視ること不俱戴天の譬の如く、従つて海商も其得意なきを失へるが故に、勇悍なる氣象は、海上の遺利を取斷するの慾心に驅られて、五内の中に激揚し、ついに險を冒かし、干戈を揮つて之に當るに至りしのみ、摘言すれば、倭寇の跋扈は、胡元入寇の結果として、海路自然に縣隔し、我が行商賈が

海外貿易の利を失へるより起れるもの、之を夫の無籍の流民輩が、饑餓に苦しむの餘、隊を結んで、人の財寶を掠むるものに比すれば、迥然として其科を異にするもの有り、その勢力を知らんと欲せば、須く明の大祖皇帝朱元璋が洪武二年に我れに贈れる國書を讀むべし、書に云ふ

上帝好生、而惡不仁、我中國、自趙宋失馭、北夷據之、凡百有心、莫不興憤、辛卯以來、中原擾擾、爾時來寇山東、乘胡衰耳、朕本中國舊家、正前王之辱、師旅掃蕩、垂二十年、遂膺正統、間者山東來奏、倭兵屢寇海邊、生離人妻子、損害人物命、故修書特報、兼諭越海之繇、詔書到日、臣則奉表來庭、不則修兵自固、如必爲寇、朕當命舟師、揚航、捕絕島徒、直抵王都、生縛而歸、用代天道、以伐不仁、王其圖之

明の大祖皇帝朱元璋、功略天地を蓋ひ、敵を料る鬼神の如く、官賞を貪らざるが故に、猛將は雲集し、謀臣は雨來し、能く命を奉じて、國家百年の基を開く、真に近

世の見るを罕にする所なり、而して其洪武の四年は、實に我後村上天皇の正平二十四年にして、足利氏が興隆の時代に該當すれば、倭寇も至て少かりしならんに、此空前の英主が顧慮する所を見れば、亦以てその鋒銳の尋常に非ざりしを想見するに足る、明朝すてに使を遣り、我れを威嚇すと雖も、所謂る倭寇は、邊民の各自に營む所にして、嘗て政府の耳にだもせざる所なれば、之を抑遏するに術なく、明朝も亦た元寇覆亡の迹に鑑み、舟師を興して、波濤千里の外に出づるに意なく、以謂らく、隣交を修めて、以て焚掠を免かるゝに如かずと、義滿を封じて日本國王と爲すに到りしも、到底その手段たるに過ぎざるのみ、然れども倭寇は遂に息まずして、明末の時に到りては、則ち愈その跋扈を極む、願ふに朱明の晩年は、我が戰國の時代に該當し、國內到る處、餓狼乳虎が吞噬の慾を逞ふするに任せて、兵火頻りに起り、財寶盡く焼け、耕すに地なく、棲むに家なく、民間非常に困窮せるより、君を失ひ、祿を離れし洋浪の武士、及、饑渴に瀕せる無頼の輩が、相黨引して、以て倭

寇の群に入りしに依るなる可し。
今その勢力の如何んを證せんが爲めに、御批歷代通鑑輯覽中に就き、世宗皇帝の嘉靖四十二年に、總兵俞大猷、及び副總官戚繼光が倭寇を福建に撃つの一節を抜き之を左に録す

倭尋陷興化府、焚掠一空、移據平海衛、不去、自倭踰東南、破州縣衙署、以百數、未有及府城者、興化、故名郡、既陷、遠近震動、詔急徵大猷、充總兵官、繼光爲副、合兵往討、時、劉顯自廣東赴援、以兵少、壁城下、不敢戰、大猷至、亦欲不攻、乃與顯別邀賊于長樂殲之、至是繼光以浙兵來會、巡撫譚綸、令繼光將中軍、顯左、大猷右、合攻賊于平海、繼光先登、斬級二千二百有奇、還被掠者三千人、倭遁去、遂復興化、其侵犯他州縣者、亦爲諸將所破、閩患少熄

又その註

倭泊泉州之語嶼、掠同安惠安、攻福寧寧德、進圍福州、經月不解、蔓延興化、奔

突漳州、迄無寧日

また

倭起二十餘載、攻破城邑、殺傷官吏軍民、不可勝記、轉漕增餉、天下騷然、至是大創而去、其後繼光連敗之、東南始得安枕矣

曰く斬級二千二百有奇、曰く、掠せらるもの三千餘人と、御批欽定の正史に録する所なりと雖も、而かも誇張の語たるを免がれざるべし、もし誇張の語に非ずとすれば、予はさらに所謂る倭寇が想像以外の大軍たりしに驚かずんは非ず、かつ俞大猷と、劉顯と、戚繼光とは、ともに當年の名將、三名將が、閩、越、廣の大兵を聯ねて、僅かに勝を制する所より見るも、倭寇の勢力が、いかに兇悍なりしかを知るに足る、また王問が彼倭行の詩

去年倭奴取上海、今年釋騷臨姑蘇、橫飛雙刀亂使箭、城邊野草人血塗

王穉登が海夷の詩

玉山前歲困倭夷、今日華亭更可悲

前歲は玉山を犯し、今日は華亭に到り、去年は上海を取り、今年は姑蘇に臨む、以て其いかに頻煩なりしを見るべきか、顧ふに此驍悍無雙なる倭寇は、はじめ隊を分つて、遼東、及び山東、即ち今の威海、旅順の瀕岸にまで、焚掠の慾を逞ふせるものなるべしと雖も、明朝の末年、北清の人馬漸く南下し、流賊四に起り、居民散亡して、村に鶏犬だも留めざるに到りしかは、倭寇も亦た随つて獲る所なく、山東より移りて姑蘇に入り、姑蘇より移りて浙江に入り、浙江より移りて閩粵の間に到り、從來澎臺の諸島を奪略せる倭寇の一部と相聯合し、翻海拔山の勇を鼓舞して、以て泉州の府縣を焚掠し、さらに鵬溟万里の波浪を破り、遙かに暹羅、安南以南に向て、紅毛綠眼の輩を威嚇せしもの、如し、武備志の一節

倭夷慣爲胡蝶陣、臨陣以揮扇爲號、一人揮扇、衆皆舞刀而起、向空揮霍、我兵倉皇仰首、則從下斫來、又爲長蛇陣、前躍百脚旗、以次魚貫而行、每隊相去二里。

吹海螺爲號、聞聲即合救援、亦有一二人一隊者、舞刀橫行、人望之股慄、遠避延頸授首

また侵大明國記中の二節

その國々は、薩摩、肥前、肥後、博多、長門、石見、伊豫、和泉、紀伊の賊船なり、四國伊豫の能島、來島、淀島の氏族、將帥と爲りて、諸州より誘ひ來らすもの也

此時、我國の賊船は、各々八幡宮の幟を立て、洋中に出て、西蕃の市舶を侵し、掠めて其財産を奪ふ、故にその賊船を稱して八幡船と呼ぶ也

明國の人は、陸上に在りて之を胡蝶の軍と呼び、南洋の人は、海上に在りて之を八幡船と呼ぶ

この時、福建省漳州府海澄縣に顏思齊といふもの有り、萬曆の末、南海盜起るに及び、推されて首魁となり、所謂胡蝶の軍及び八幡船と、その利害を同ふする所より、

第三 海賊の首領

鄭芝龍の生地生目○その兄弟○その為人○華實の美ともに備はる○戚繼光に擬せらるに到る
 ○泉州の大守芝龍を釋す○日本に通る○謁を將軍秀忠に請ふ○平戸の老一官○婦を娶る○靈
 天動地の活劇を演ずるの時は到る○諸弟を携へ、振泉の黨に入る○初陣○四隻の商船を奪ふ
 ○富士塞に甲たり○成功及び七左工門を生む○思齊死し芝龍その衆を統ぶ○陽はに陳衷紀に
 事へ、陰に人心を攪る○恩に感して泉州の太守に降る○太守禮なし、芝龍また叛く○閩中繼
 帥、芝龍米粟を掠む○歸するもの多し○廣東を攻む○銅山を攻む○芝龍求撫の意あり○泉州
 の知府王猷○顔給事上疏して兪巡撫を彈劾す○漳人は劇を讀し、泉人は撫を讀し、異議紛然

鄭芝龍の末年、一死を鴻毛の輕きに比して、宗廟社稷の臣と爲る能はず、膝を犬戎
 の下に屈し、その爵秩を受け、その馳驅に従ひ、恩を忘れ、義に背き、一大汚名を
 青史の中に留め、千歳の下、三尺の童子ども猶ほ詆罵する所と爲れるは、眞に後世
 史家の痛惜する所なりと雖も、而も身を一個の靴商に起し、兵を用ゆる鬼神の如く、
 陞りて征討將軍に至る、亦た多く得かたきの人傑と謂ふべし、芝龍字は飛黃、後ち
 飛虹將軍と號す、明の萬曆九年甲辰三月十八日を以て福建省泉州府南安縣の石井に

所謂、蝴蝶の軍は、夙に朱明の天下を震傾し、當年の名將、俞大猷及び戚繼光の輩
 をして、三道五萬の兵を擁しながら、馬を駐めて環視せしめたるもの、その驍悍な
 るは前古の見るを罕にする所なり、顔思齊如何に謀畧に通じ、配下の徒黨如何に勇
 力を富むも、焉んぞ數十にだも満たざる烏合の衆を以て、その鋒に當るを得んや、
 予故に曰く、所謂倭寇と南方の海賊とは、その利害を同ふする所より相結托して以
 て海上の覇權を握れるもの也と、抑も亦海賊の輩が、上は遼陽北直より下は閩粵交
 趾に至れるの地を目して、我日本の版圖となせる所以のものは、唯其地形上より下
 せる觀察のみに非ずして、多くは倭寇の蔓延せる状態に依りて來れる觀察に屬す、
 今よりして之を惟ふに、その船舶は、陳卿が竹葉の船に同じく一個の見戲に類する
 ものなるべしと雖、而かも千疊の怒浪を破り、萬里の重洋を涉り、之を渺茫たる水
 天の外に操縦し、當時破竹の勢を以て、南は瓜哇、大泥の地に出て、北は澎湖臺灣の
 島に入り、龍驤し、虎奮し、海上の霸王を以て東洋の天地に稱せられたる和蘭の軍

深く相結托して臺灣島に據れり、實に明の天啓元年、我元和七年のことに屬す、請初の諸雜記、多く思齊の事を收む、その梗概は如左、

顏思齊、字は振泉、もと海徵の人、軀幹奇偉、頗る武藝に通ず、少時僕を殺すの故を以て、遁れて肥前の平戸に到り、縫裁を業とすること數年、楊天生といふものあり、性桀黠にして智謀多く、また亂を好む、泉州より來り、思齊に説て曰く、日本は地方宏濶にして、上は遼陽北直に通じ上は閩粵交趾に達す、眞に魚米の所、もし估踞するを得ば、以て天下に霸たるに足ると、思齊も亦夙に此志を抱くもの、乃ち欣然として港口の各船に就き慷慨不平の士を遊説し、洪陞、張弘、林福以下二十八人を得、約して兄弟と爲り、纜を解き、帆を揚げ、ともに臺灣に向ふ、電擊一掃倭寇の此地に據れるものを攻め、之を服し、之を降し、その首領と爲り、號して日本甲螺と云ふ、近海を剽掠するもの數年、天啓五年、酒に中りて死す。

これ一篇稗史體文章にして、その記する所、固より誇張のことあるを免れず、かの

所謂、蝴蝶の軍は、夙に朱明の天下を震傾し、當年の名將、俞大猷及び戚繼光の輩をして、三道五萬の兵を擁しながら、馬を駐めて環視せしめたるもの、その驍悍なるは前古の見るを罕にする所なり、顔思齊如何に謀畧に通じ、配下の徒黨如何に勇力を富むも、焉んぞ數十にだも満たざる烏合の衆を以て、その鋒に當るを得んや、予故に曰く、所謂倭寇と南方の海賊とは、その利害を同ふする所より相結托して以て海上の覇權を握れるもの也と、抑も亦海賊の輩が、上は遼陽北直より下は閩粵交趾に至れるの地を目して、我日本の版圖となせる所以のものは、唯其地形上より下せる觀察のみに非ずして、多くは倭寇の蔓延せる状態に依りて來れる觀察に屬す、今よりして之を惟ふに、その船舶は、陳卿が竹葉の船に同じく、一個の兒戲に類するものなるべしと雖、而かも千疊の怒浪を破り、萬里の重洋を涉り、之を渺茫たる水天の外に操縦し、當時破竹の勢を以て、南は瓜哇、大泥の地に出で、北は澎湖臺灣の島に入り、龍驤し、虎奮し、海上の霸王を以て東洋の天地に稱せられたる和蘭の軍

艦に抗敵して、一咫一尺だも退歩せざりし所より之れを見れば、萬世の下、更らに其放膽と勢力とを想像せしむ、如何んぞ徳川幕府の施政が一たび鎖國の主義に流れてより、此進取の氣象は日一日に收縮し、終に保守の境に沈淪し、さらに懦弱の國民を作りて徒らに悔を百年の下に遺し、延て今日に到りては綠眼紅毛の輩が來りて東洋の天下を蹂躪するに任せ復た一手の下すべきを知らず、此千古の恨、何の日にか之を報ひん耶

天啓元年、顏振泉、稱日本甲螺、率我邊民、占臺灣地、甲螺猶頭目也、與群盜分十塞焉、群盜陳衷紀、揚六揚七、劉香袁進、李忠等相共嘯聚、芝龍之臺灣、與弟芝虎、共入振泉黨

思齊已に倭寇の力を借り、カシラと稱し、近海を剽略し、群盜を嘯聚す、

備考の一 香裡筆記に云ふ、振泉引倭酋歸一王屯臺灣と、けだし歸一王は紅毛の酋なり、筆記誤り傳ふと鄭氏記事に見ゆ

聚まる所は唯だ無籍の流民のみに非ずして、今や鄭成功の父芝龍も亦往て之に投ずるに至れり、看よ、本朝の豊太閤、絶世の偉略を以て、身を豪賊の中に托し、一たび得意の秋に乗ずるや、舊黨小六の輩を驅りて水火の内に趣かしむ、謂ふこと勿れ、鄭芝龍は一個の海賊のみと、後ち明朝の將軍と爲るに及んでは、財寶を奪ふの手を移して敵の緇重を掠め、民家を焚くの火を移して、敵の城郭を燬き、貪夫は猛將となり、狡兒は健卒となり、餘力さらに見孫に歸し、海南に呼號して以て北人の肝膽を寒からしむ、予故に曰く、鄭氏の事業は、芝龍が思齊に黨するに始まると、ア、また偉なるかな、



第三 海賊の首領

鄭芝龍の生地生日○その兄弟○その為人○華實の美ともに備はる○威繼光に擬せらるに到る
 ○泉州の大守芝龍を釋す○日本に通る○謁を將軍秀忠に請ふ○平戸の老一官○婦を娶る○靈
 天動地の活劇を演ずるの時は到る○諸弟を携へ、振泉の黨に入る○初陣○四隻の商船を奪ふ
 ○富士塞に甲たり○成功及び七左工門を生む○思齊死し芝龍その衆を統ぶ○陽はに陳衷紀に
 事へ、陰に人心を攪る○恩に感して泉州の太守に降る○太守禮なし、芝龍また叛く○閩中鐵
 帥、芝龍米粟を掠む○歸するもの多し○廣東を攻む○銅山を攻む○芝龍求撫の意あり○泉州
 の知府王猷○頗給事上疏して兪巡撫を彈劾す○漳人は剛を議し、泉人は撫を議し、異議紛然

鄭芝龍の末年、一死を鴻毛の輕さに比して、宗廟社稷の臣と爲る能はず、膝を犬戎
 の下に屈し、その爵秩を受け、その馳驅に従ひ、恩を忘れ、義に背き、一大汚名を
 青史の中に留め、千歳の下、三尺の童子ども猶ほ詆罵する所と爲れるは、眞に後世
 史家の痛惜する所なりと雖も、而も身を一個の靴商に起し、兵を用ゆる鬼神の如く、
 陸りて征討將軍に至る、亦た多く得かたさの人傑と謂ふべし、芝龍字は飛黃、後ち
 飛虹將軍と號す、明の萬曆九年甲辰三月十八日を以て福建省泉州府南安縣の石井に

生まる、鄭氏の家系は、今之を審にする能はずと雖、父は即ち泉州の大守蔡善繼が庫吏にして、名を紹祖と呼び、別に三子を生む、中を芝虎と云ひ、叔を鴻達と云ひ、季を芝豹と云ふ、この三個の兄弟も亦た風骨俊岸にして、皆な勇略に富み、後來芝龍が海賊の首領と爲り、官家の將軍と爲るに及んでは、或は帷幄の參謀と爲り、或は一方の將帥と爲り、堅を被り、銳を摧き、能く三軍の耳目を聳動せしむ、今此數輩の人傑が、鄭氏の一門に出づる所より之を觀れば家父紹祖が平生の氣概と性行とは、必ずしも之を史乘に徵せざるも、亦その一斑を窺知するを得べし

備考の二 潮州善庵が鄭將軍成功傳碑に云ふ、祖翔宇、曾祖壽寰世府據と、翔宇は紹祖の別字なり、此に附記す

芝龍の人と爲りに就て、載籍の叙する所に依るに、鄭氏紀事に云ふ

鄭芝龍生而姿容秀麗、稍長、膽智材畧、過絶等倫、頗有文才、吹彈歌舞、無所不解

狀貌を以てすれば張子房は一個溫柔の婦人のみ、而かも膽畧斗よりも大に、夙に暴

秦の君臣を呑み、博浪の一槌、天下の耳目を驚倒す、われ骨相の如何んを以て内心の勇猛怯弱を判するものに非されども、眼を照して世上を通觀するに、文の弊は、人をして懦弱の風を促かさしめ、吹彈歌舞の弊は、人をして雄遇の氣を消沈せしむ、今芝龍か吹彈歌舞に嫻ひ、併せて文才に酣なる所より之を見れば、かれは實に一個風流の俗才子たるに過ぎざるのみ、また武斷の習ひは、人をして鄙野不文の質と爲らしむ、今芝龍が膽略に富む所より之を見れば、かれは實に一個武骨の男見たるに過ぎざるのみ一面は武、一面の文、膽智材略の等倫に過絶する所と吹彈歌舞に通じて、かねて文才を有する所と、相融合混和して、兩面華實の美を完成し、ついに芝龍をして非凡異常の人と爲らしむ、芝龍の敏英なる、五歳にして文字を讀み、七歳にして兵舎に學ひ、夙に神童の名を博し、或は戚繼公を以て之を擬するものあるに到る、夫れ繼光は當年の名將、山に山賊を討ち、海に海寇を伐ち、戦へは必ず勝ち、攻むれば必ず取り、策を運らし兵を用ゆの妙なる、實に近世の見るを罕にする所なるに、

芝龍は瀟洒たる紅顔の美少年を以て之に配せらる、その襟度、その行事の尋常に拔出せるものあるに非すんば、到底此に至るを得ず、後來十萬の健兵を叱咤し、驍名を天下に馳するの氣象は、すてに總角の時に於て之を見る、何ぞ必ずしも飛虹將軍と稱するの後に俟つて之を知らん耶

鄭芝龍十歳の時、戯れに石を投して遊ひ、誤りて蔡善繼か額に中つ、善繼は時の泉州の大守なり、大に怒り之を捕へて治する所あらんと欲す、その容貌の尋常に非ざるを見、笑て曰く、これ所謂る寧馨兒也、後ち當に富貴なる可しと、釋して而して問はず、居ること數年、また妾の故を以て愛を父に失す、父怒りて之を逐ふ、芝龍遁れて海船の中に入る、此時に當り、我徳川幕府は、諸外國と交通貿易の路を開き、殊に明國の爲めには肥前平戸の地を擧げて以て貿易の便に供したれば、泉人の相往來するもの絡繹絶へず、頗る萬里咫尺の概あり、芝龍乃ち懇ろに巨商に乞ひ、つゝに平戸の浦に到り、履を賣りて糊口を謀かる、時に年甫めて十八、實に萬曆二十七

年、我か慶長二十四年と爲す、後ち商船に便乗し、數は泉州平戸の間に往來し、慶長十七年には、駿河の府中に赴き、謁を將軍秀忠に請ひ數筐の藥品を獻す、將軍も亦之を優待し、親しく問ふに外國の事情を以てし、命して長崎に館せしむ、然れども芝龍は遂に居を平戸に卜し、平戸の老一官と號し。

備考の三 鄭氏記事に云ふ、當時明人の我邦に來るもの、率れ名を匿して某官と稱す按するに官とは輩或は鄭と稱するの類にして猶ほ唐人が五郎三郎の稱の如き也、二三の書に一官を以て小名と爲すは恐くは誤ならんと、余もその説に従ふ

婦田川氏を娶る

備考の四 談往に曰ふ、芝龍日就島主、宴飲歌舞、主室有文君、悅之、即成功生母也と、信を措き難し〇南敦乘に曰ふ、芝龍娶長崎婦、生功成と、長崎の婦は芝龍の妾、成功の母と異れりと華夷變態に見ゆ〇賜姓始末に曰ふ、芝龍 長崎王族女、凡爲日本贅婿者、例不得歸と、これ齊東野人の語のみ

芝龍すでに山水輝媚の境に住み、すでに其風俗人情に慣れ、すでに婦人を娶りて、室中琴瑟の樂みを得たりと雖、而かも亦地角天涯の商旅のみ、父母は千里の雲山を懸け、諸弟は萬里の積水を隔つ、如何んぞ望郷の情なきを得ん耶、花にも涙を濺ぎ、

鳥にも心を傷むるのみに非ず、胸中に盤鬱せる一片の宿志は、之を施すに地なく、轉た劉先主か髀肉を生ずるの嘆を抱き、皆を決し、氣を揚げ、躍浪亂雲の外を睥睨するもの茲に多年、芝龍はつゝに畢生の手腕を試むの秋なきか、曰く有り、今や同州の人顔思齊は海島に颯起し、芝龍が爲めに驚天動地の活劇を演ずるの一大舞臺を造りぬ。

顔思齊も亦泉州の人也、鄭芝龍も亦泉州人也、顔鄭の相知れるは、泉に在るの時より始まるか、將た肥前平戸に在るの時より始まるか、今之を詳かにする能はず、鄭氏紀事の中の一節

鄭芝龍之臺灣、與弟私虎、共入振泉黨

此文に依り、諸雜記を參酌するに、芝龍は思齊の起るを聞き、意を決して之に向ひ、途に故山を過ぎ、始めて家父の死するを知り、諸弟を携へ、海を航して思齊の黨に入るもの、如し、また朝川善菴が鄭將軍傳碑の一節

芝龍留在平戸、一二年、前艘又至、及其返、芝龍亦附歸焉、至中途、爲海盜所劫、盜即顏思齊、思齊海徵人、稱日本甲螺、率我邊民、占臺灣地、與群盜分十塞保焉、思齊爲之魁、至是入思齊黨

此文に依れば、芝龍は思齊に劫かされて、始めて相知れるもの、如し、孰れが信なるを知らず、兩ら之れを收めて學者の斷案を待つ。

備考の五 賜姓始末に云ふ、初芝龍爲盜也、所居爲泉州東石、其地濱海有李習者、性來日本、以商船爲事、芝龍以父事之、習授芝龍萬金、寄妻子、會習死、芝龍乾沒之、遂召募無賴、爲盜于海中、久之所得不貲と、この事實は他の載籍に叙せざる所なり、故に此に收めて後日の定論を待つ

此時、思齊の配下に陳衷紀、楊六、楊七、劉香、袁近、李忠の輩あり、十塞を分つて之を守り、海舶を奪ひ、邊土を掠め、勢力自ら旺盛を極む、今や芝龍萬里舸を飛ばして來り、班に其中に列すと雖、而かも一個新參の少年子のみ、いかに謀略に富み、いかに材武に長するも塞上の習慣として先輩の下風に趨らざるを得ず、心に以謂らく、翻海覆山の事を演じて、衆人の耳目を駭かすに非ずんば、他の十塞に比肩し

て以て功を波浪の外に争ふの時なかるへしと、思齊に請ふて曰く、われ今掠奪する所の多寡を以て、將來の命運をトせんと欲す、公ために一隻の船を艤せよと、思齊之を諾し、衆をして之を佐けしむ、因て峨艦一隻を準備し兄弟力を協せ、縹渺たる水天の外に出て、俄かに暹羅の商船四艘を劫かし、絹帛を掠め、黄金を奪つて而して歸る、抑も芝龍の心は一功を樹つるに在り、衆心を服するに在り、絹帛と黄金とに在らざれば、その獲る所の財貨を折半して、之を九會の家に送くる、九會受けず、こゝを以て芝龍の富は、十塞に冠するに到れり、然かれども天稟の材武は、之を海上掠奪の時に顯はし、寡慾の心は、之を贖物分與の時に示し、能く人心を收攬したれば、復た一人の其能を妨げ其富を妬むなく、會中の名譽家として、塞上の財産家として、人人の仰望する所と爲り、愈その絶倫の機智を發し、その無雙の勇略を揮ふ、

肥前の平戸は、鄭芝龍が第二の家山として、瞬間だも忘る能はさる所、かれは年年海船に乗して、之に赴き、婦人田川氏と歡を叙するを常とす、乃ち天啓四年七月に

は子成功を生み、後ち五年、崇禎三年には七左衛門を生む、ついに平戸を以て狡窟の地と爲し、平戸侯は宅地を千里が濱に賜ふ

備考の六 二三の書に七左工門を次郎左工門に作る次郎左工門は初名なるよし史料通信叢誌に見ゆ

天啓五年、顔思齊酒に中りて死し、十寨統ふる所なく、衆相謀り、中につき、一人を推擇して、之か長と爲さんと欲し、定むる能はず遂に天に禱り、芝龍を立つ、事詳かに録して鄭氏記事、及び成功傳に在り、記事に云ふ

及振泉死、九寨無所統、欲推擇一人爲長、不能定、因共禱乎天、割牲而盟、插劍于米中、令代當劍而拜、約曰、拜而劍躍動者、天所授也、次至芝龍、劍躍出乎地、衆皆異之、俱推爲魁、縱橫海上、傳に云ふ

思齊死、衆無所立、乃奉盤、割牲而盟、以劍插米、各當劍拜、共約拜而劍躍動者爲主、次至芝龍、再拜而劍躍出地、衆乃俱伏、推爲魁、陸梁海上

むかし二條の名劍あり、一を龍泉と云ひ、一を大阿と云ひ、豊城に在りては、光鋸斗牛に徹し、延平津に在りては、躍龍怒浪を捲く、劍の靈あるは、徃徃古史に散見する所なりと雖、事頗る荒唐にして、芝龍の拜劍と、ともに信を措き難きもの有り、然れとも實録正史に明記する所なれば、予は一圏に抹了するを欲せず、かつ英雄は能く人を欺く、楠河州か聖徳太子の織文を讀む、豊太閤が錢を投して、戦勝を卜する、一として然らざるは莫し、今芝龍の拜劍も亦或は其類には非ざるか、芝龍すてに十寨の衆を統ふるも、而かも塞上の大權は仍ほ年長の陳衷紀に歸して、芝龍は外部の統領たるに過ぎず、唯その深沈にして大度なる、愠らず、恨みず、結果を百年の後に期し、陽には衷紀を奉じ、陰に部下の心を攪り、船を出して、沿岸を風掃す、此時に當り、殷殷として南海の一方に轟くものは、唯た芝龍が驍名のみ。

鄭芝龍が飛瀑直下の勢を以て、沿海の州縣を搶掠一空し、明兵も亦その銳鋒に嬰る能はざるに依り、閩粵の諸將は、始めて招撫のことを議し、かの泉州の大守蔡善繼

をして書を作りて之を招かしむ、善繼は嘗て芝龍が投礮の罪を釋し、稱するに寧馨の語を以てせるもの、亦一個の知己と謂ふべし、芝龍たるもの如何んぞ義に感じ恩に激するの情なきを得んや、遂に相約して之に降る、降るの日、大守戟門に坐し、芝龍をして面縛命を請はしむ、芝龍が襟度の濶大なる、深く少時の恩を記し、意を届して之に下るも、芝龍の一輩は、喧譁讙囂として、その無禮を憤り、秋毫も服する所なく、つゝに芝龍を擁して而して歸る、夫れ鄭芝龍は今や一個の海賊に屬する、と雖も、而かも其品質を問へば、機智に敏に、膽略に雄に、固より無雙の人傑たるに外ならず、殊に義に感じ、恩に激して而して來れるもの、大守の之を待つ、宜く禮する所ある可し、戟門に面縛して命を乞はしむるに至りては、誠心忍ぶ能はざる所、幸に舊恩の爲めに芝龍の意を屈するを得るも、何を以てか能く遠聽の士をして風を聽き命に馳せしむるを得ん耶。

天啓六年、鄭芝龍重ねて海島に據り、粵船吳舶の閩中に下るものを襲ひ、その米粟

を掠め、之を島中に積む、時に閩中洵りに饑へ、日に水天の外を望み、海運の至るを待てども、而かも皆な芝龍の截斷する所と爲り、復た片帆の港口に上るなく、流民家を棄て、餓莩路に横り、食を求むるもの、多くは往て芝龍の家に投ず、芝龍も亦心を傾け、之を慰撫するが故に、配下の徒黨愈々多く、鄭家の爲めには一死を擲ち水火の中だも猶ほ避けざることを誓ふ、九月、廣東の豐嵌村を攻めその巢穴と爲し、十二月、閩に入り、漳州浦の白鎮に泊し、翌年二月、銅山を犯し、把總茅宗憲が備なきに乘し、兵を縦つて官民の舍屋を焚畧す、四月、巡撫朱一馮入境し、都司洪先春、及び許心素、陳文廉を遣り舟師を帥ひて芝龍を撃たしむ、芝龍迎へ戦ふも一日、勝敗未だ決せず、夜正に三更、たまく海潮の俄かに生ずるに會ひ、陳許二帥、漂泊して道を失ふ、芝龍之を度り、竊かに兵を分ち、山を廻くり、詐りて郷兵と稱し、先春の後に出てしむ、先春敵を腹背に受け、つゝに大に敗れ、身は數刃を被りて而して遁る、芝龍進んで厦門に到り、また俞咨阜の軍を破ふる、戦後、朱一

馮が上疏の大略に云ふ

閩中官兵、因循養癰、使賊勢益張、我氣遂奪、今欲發援兵、船與兵共損失、造券動費時日、而帑藏若洗、束手共困、臣暫借布政司庫銀、解咨阜債船、以圖再舉、戰艦盡く損し、人馬盡く失し、朱巡撫をして戦闘の力を失ひ、再舉するに策なからしむ、銅山の一戦、いかに芝龍が大捷を博したるかを想見すべし

芝龍の向ふ所、天下また其銳鋒に嬰るもの無しと雖、而かも芝龍の心は一個の海盜に老ゆるを願はず、大艦巨舶を浮へて萬重の波浪に駕し、江湖不平の徒を驅り天下の大兵に抵敵し、一挫一折たも取らざるが如き、快は即ち快なるも、曩爾たる海南の一小島、固より滿腹の機略を發揮するに足らず、これ芝龍が常に朝廷に招撫を求むるの意ある所以にして、銅山の一撃、洪先春か走るを逐はず、麾下に約束して、以て敢て焚掠する所なからしむるも、亦た此微意を達せんと欲するに外ならず、看よ御批通鑑輯覽の一節

閩海多盜、芝龍尤猖獗、然嘗敗官軍不追、獲將士不殺

また舊時の賊黨楊六が降りて兪啓阜の軍に在るに依り之が先容を得て、内地に返らんことを求めしも、楊六の通せざるが爲めに、遂にその向陽の志を達するを得ず、唯た之を看破せるものは、泉州の知府王猷のみ故に銅山の敗報、一たび府中に到るや、王猷は直に書を諸將に移せり、概略如左

芝龍之勞如此、而似有歸罪之萌、今勦之、難粹滅、撫或可行、不若遣人往諭、退舟海外、仍許立功購罪、有功之日、優以爵秩、

然れども諸將の惑は遂に解けず、崇禎元年、工科給事顏繼祖は上疏して厦門の守將兪啓阜を彈劾せり、其文を讀まば以て當時の勢力と戦狀とを詳にするを得べし故に冗長を省みず之を左に掲ぐ

鄭芝龍生長泉州、凡我内地之虛實、了然胸中、加以歲月所招徠、金錢所誘餌、聚艇數百、聚徒數萬、城社之鼠狐、甘爲瓜牙、郡縣之胥役、盡屬腹心、鄉紳偶有條

陳、事未行而機先泄、官府纔一告示、甲造謗而乙訛言、復以小惠、濟其大奸、禮賢而下士、劫富而施貧、來者不拒、去者不追、故官不憂盜而憂民、民不畏官而畏賊、賊不任怨而任德、一人作賊、一家自喜無恙、一姓從賊、一方可保無虞、族屬親故、擊楫相訪、虛往皆得實歸、偶或上岸、買貨討水、則附近戚里、牽羊載酒、束帛鼠筐、惟恐後也、真耳目未經之奇變、古今曠見之元兇也、誰醞釀以有今日、則大將軍俞啓臯無所逃罪矣、啓臯七尺魁梧、自是將種、奔馳水陸、効有微勞、唯因以吳淳夫爲兒女婿、綫索相通、狼狽相依、遂至藪簡書如辨髦、視桑梓如秦越、丙寅招撫之議、實傾賊囊而充私橐、敗於孟浪主張、按臣周昌晉、及潘泉諸臣、多訝其非策、而地方疲困不樂觀兵、姑聽其言、收楊六楊七爲用、豈知撫寇者必未撫之先、曉以利害、示以兵威、使彼搖尾而乞憐、必旣撫之後、散以原籍、領以的保、使之樂業而安生、而啓臯招之海、仍置之海、首從無分別、商民任劫掠、故今日授撫之職、即前日作賊之人且也殺人可以不死、家享巨室良田之樂、身被黃蓋腰金之貴、人皆有

所利而爲賊、何所懲而不爲賊乎、去年春間、羽書絡繹、咨臯抱頭三山、次趨觀望及標船標兵陸續先發、咨臯始出副將陳希范嗜酒有癖、占風無智、泊舟銅陵之內、流連杯酌、賊已迫而纜未解、無恠九十餘之戰艦千餘人之壯丁、盡投烈焰而葬魚腹也、最可痛者、把總洪應斗、張選舉、奮不顧身、手刃賊級數顆、賊以火攻應斗、張選舉以火攻賊、賊鋒稍挫、奈希范之楊帆遠遁、楊六楊七之袖手旁觀、應斗知其不免、發火而自焚死、選舉勢窮、抱銅炮自溺於海底、有心人咸爲流涕、希范既以身免、猶誣應斗、以未知著落、天日在上、將誰欺乎、至撫臣朱一憑嚴檄、楊六楊七杳然無踪、咨臯始縮舌無辭、撫臣劾希范、並及咨臯、人皆謂、二將必伏斧鉞之誅、而錢神有靈、冰山是倚、白簡已入長安、希范尙揚揚自得、儀從鼓吹、放銃開門、咨臯則掩耳偷生、聽強寇蹂躪內地、遊戲於閩安海澄石碼之間、以至賊突入鎮門、離漳郡僅咫尺、非縣令曹履泰劉斯球臥薪嘗膽、保障於外、巡道朱大典發令指揮、彈壓於內、斗大孤城、幾乎斷途、而漳亦岌岌乎不保矣、閩事尙忍言哉、輿艘不通、

歲荒米貴小、民枵腹、莫必其命、而咨阜反委官駕船買穀、爲給食於兵、而實則齎糧於盜、漳民事欲擣其肉而寢其皮、淳夫雖一手障天、曲庇咨阜、而先帝明旨於撫臣疏中直以攻堡燒船、傷兵損將、詰其招撫之效安在、並竝究其釀禍之責、安所逃罪矣、復以按臣疏中專責咨阜以策後效、償前失矣、荏冉居諸、於今八月不聞有尺寸之豎、豈謂賊稍離汎地、遂可驕語驅除之功乎、賊避北風、非懾咨阜、閩粵輔車唇齒之勢、粵危則閩不得獨安、賊若再順風爲陣、臣有以知咨阜之束手無措此在咨阜之罷斥宜早、希范之逮問難寬也

疏入る、廷臣會議し、咨阜を理に下し、次て朱一憑、及び朱欽相を逮ふ、ア、一芝龍の爲めに大將高官の爵せらるゝもの幾何ぞ耶、廟堂の苦心せるもの幾何ぞ耶、一たび此上疏の文を讀まば、その一斑を窺知するを得べし、抑も芝龍は泉州の人也、故に漳州を侵かして、復た泉州を侵かさず、泉州の船舶は一帆萬里の外に出て、常に恙なくして而して歸り、漳州の沿岸は、常に焚掠の災に苦しむ、泉人は芝龍を德

とし、必ず之を慰撫せんことを議し、漳人は芝龍を仇とし、必ず之を剿掃せんことを議し、兩府の間、異議紛紛、朝廷は之を和解せんが爲めに、勅して漳泉人の海上に販するを禁するに到る、顏給事が上疏の文中、稱して耳目未經の奇變と云ふも、亦偶然のことに非ず、鄭芝龍あに尋常の海賊ならん耶、



第四 報效

一個の流寇を除くは廟堂一日の苦心を除く所以○芝龍降らず、流寇に利する所果して幾何そ
 ○芝龍降る、社稷に利する所果して幾何そ○熊文燦○芝龍降る○功を樹て罪を償はしむ
 ○敵は即ち昨日の友人○陳衷紀を殺す○劉香の父の墳墓を發く○廣閩に於ける紅毛夷○天啓
 中、紅夷を澎湖に掃ふ○紅毛夷利器を慣れ用ゆ○曾繼鄭維連に請ひ、芝龍を將と爲す○和蘭船
 を焚く○大朝山の賊を破る○戰不利○舊黨李魁奇を擒にす○鍾斌を大洋の中に登む○三年に
 して功を樹つ○都督に拜せらる○軍國の事劇に、肥前平戸に往來するを得ず○糟糠之妻不下
 堂、貧賤之交不可忘

天啓の末、崇禎のはじめ、海賊山寇踵を接して起り、戰塵四に暗く、烽火山臺に滿ち、人の家を焚き、人の財を掠め、諸鎮の兵馬をして、奔命に之れ疲れしむ、加ふるに韃靼人の鞭を揚げ、馬を飛ばして南下する有り、朱明の天下は、すてに衰亡の運に傾く、毅宗皇帝、聰察剛毅の英主を以て國を監すと雖も、歲月なほ淺く、神熹の苛政、依然舊態を存して、内は百年の積弊に疲れ、外は寇賊の陸梁に苦しむ、此

時に當り、能く一個の流寇を除くは、廟堂一日の苦心を除く所以と爲す也、乃ち芝龍が從來滔天の勢を鼓舞し、天下の名將を海南の一方に牽制して、進むに策なく、退くに路なからしむるに至りては、四方の流寇を跋扈せしむるに於て、その利する所果して幾何ぞ耶、而して今や將に之に降らんとす、唯之に降るのみには非ず、さらに天朝の犬馬と爲り鋒を轉じ、力を出し、誓つて國家の爲めに天下の醜を掃はんとす、朝廷より之を見れば、所謂る一舉兩得のこと、社稷の衰亡を挽回するに於て、その利する所果して幾何ぞ耶、崇禎元年四月、朝廷、福建の左布政司熊文燦を拜して右僉都御史と爲し、福建を巡撫せしむ、文燦が爛たる眼光は、夙に芝龍が歸順の心あるを看破し、陰に人を遣り、之に諭し、また善く之を遇し、必ず己が用を爲さしめんと欲し、一方には兵部に通じ、公然之を招かしむ、因て芝龍は其麾下を率ゐて熊文燦に降り、これ七月のことに屬す、

備考の七 御批通鑑輯覽に云ふ、鄭芝龍嘗敗官軍不追、獲將士不殺、當事者遣使撫諭、遂降、會福建巡撫

熊文燦至、善遇之、使爲己用と、文燦と芝龍の關係、多少相前後する所あり知らず孰れか信なる○鄭成功傳に七月を九月に作るは誤れり

顏繼祖また上疏して曰ふ、鄭芝龍既に降る、宜く功を樹て、積年の罪を償はしむべしと、朝廷之に従ひ、芝龍に命じて報效せしむ、此時、芝龍の舊黨、陳衷紀、劉香の輩、猶ほ閩廣の沿海に出入し、その跳梁を極はむ、今芝龍は報效の先鞭として、之と干戈を交へざるを得ず、いかに鼠賊とはいへ、昨日までは自身も其黨に入りて、八拜の交を結び、朋友と呼ひ、知己と稱し、寢床を聯らね、食卓を共にせる所のもの、力能く之を殺すも、殺すに忍びざるは則ち人の常情なり、然れとも芝龍の心は既に歸順の前に決せり、古詩に云ふ、蝮蛇もし手を螫さば、壯士疾く腕を解くと、此名を揚げ身を立つるの時に於て、復た何の躊躇する所かある、九月、麾下の衆を率ゐて、陳衷紀を島上に殺し、また劉香が父の墳墓を發き、進んで紅毛の夷を撃つ、紅毛の夷とは何ぞ耶、曰く蘭人也、夙に東方海上の遺利を占斷せんと欲し、隊を結

ひ、巨艦を浮べ、南は漳州爪哇の地を略して、漸く北方に蔓延し、城を澎湖に築き、一は流賊の四に起りて、兵力の海防に及はざると、一は芝龍が漳粵の間に出入し、諸軍の銳鋒を一方に牽制するとに乘し、躍りて閩廣の境に入り、之が空虚を擣て、以て居民の財寶を掠めたるもの、如し、澎湖廳志に紅夷のことを載す、叙す所甚だ詳かなり、故に之を左に録す

萬曆二十九年、有海徵人李錦、及奸商潘秀、郭震、久居外夷、語其西曰、若欲通貢市、無如漳州者、漳南有澎湖嶼、誠得此、貢市不難成也、會曰、若守士官何、曰稅使高來嗜金甚、若厚賄之、彼特疏上聞、事必諧矣、會曰善、錦乃代爲國書移來、俾秀震賈以進、守將陶洪聖大駭、繫秀於獄、震逸去、初秀與西約、如有成議、當遣舟相聞、而會急不能待、三十一年七月、即駕大艦、直抵澎湖、時汎兵已撤、遂登陸伐木築舍、爲久居計、會總兵施德、政令都司沈有容、將兵往論、有容負膽智、大聲論說、夷人露刃相詰、有容無所懼、盛氣與辨、會心折、乃去、萬曆末、外

夷復入北港、天啓二年、出據澎湖、築城守之、又泊船風匱仔尾、出歿浯嶼東浞間、海寇李旦復助之、濱海戒嚴、天啓四年、巡撫南居益上言、番船五艘復至、與風匱仔尾船合凡十一艘、其勢愈熾、聲言、該國已大集戰艘、議聚澎湖求互市、若不見許、必至構兵、爲今日計、非用兵不可、部議從之、正月遣將先城鎮海港、且築且戰、番人退守風匱城、居益大發兵、命總兵愈咨阜、督諸軍齊進、寇勢窘、兩遣使求緩兵、容運米入舟即去、諸將許之、遂揚帆去、獨渠帥高文律十二人、據高樓自守、諸將悉力破擒之、獻俘於朝、澎湖警以息

此一章を讀んで之れを思ふに、廣閩の海上に出沒せる紅夷も亦我徳川氏の始め、遙かに來りて交通貿易を乞へるものと同輩なるか如し、然れとも廣閩の紅夷が、財室を掠め、家宅を焚き、純然たる一隊の海賊なりしことは、復た掩ふ可からざる事實なり、廣閩に在りては海賊と爲り、日本に在ては通商と爲る、これ全く貢市の許されたと、許されさるとに因りて岐かるゝ所なるべしと雖、而かも明末の内亂は、

邊境の守自ら緩みて、紅毛の輩に貸すに侵略の利を以てせるのみ、かつ其篇尾に記する所に依るに、澎湖の紅夷は天啓四年を以て南居益の爲めに一掃せられたるもの如しと雖も、紅夷はさらに別島を占斷し、重ねて澎湖を窺ひ、依然焚掠を逞ふし、遂に廣閩の間を離れざりき。

御批鑑輯覽に曰ふ

閩素有紅夷之患、

また紀事に曰ふ

時紅毛夷出沒海島、數省被害甚劇、泊數十巨艘、填塞海口、據澎湖、築城營、慣用巨砲虎礮、遠擊巨艦、無敢當其鋒、

これに由りて之を見れば、碧眼紅毛の兒は所謂文明の利器、而かも東洋の天地に於て未だ嘗て見ざる所の巨礮大砲を慣用して、堅を摧き銳を破る、その優勢優力想ふ可し、而して芝龍は今將に之を電掃せんとす、興泉の太守に曾櫻といふものあり、

もと芝龍と善し、會々豫州の難難漣が來りて閩中を撫するにあひ、芝龍を推し、勦討の軍に將たらしむ、芝龍謀を運らし、龍溪の人郭任功を遣り、十餘人を率ひ、輕舸を飛ばし、闇夜に乘じ、潜かに荷蘭船尾に出て火を放ちて之を焚き、五十餘人を擒にす、餘船悉く遁れて臺灣に入る、後ち鄭成功が臺地に據るの時、安平に攻むる所の紅毛の夷は、蓋し此餘黨の同臭を嘯聚して、以て漸く大をなせるもの、ソハ當さに後段に詳述すべし、また紀事中の一節、

大帽山有洞穴、内廣袤數百里、陰隘要道、可通五省、寇聚其中、跳梁難制、芝龍領兵、繇武平進、令軍士各執鳥銃、五人爲隊、連續點放、長矛夾攻、步推步進、侵入洞中、大破之、

大帽山の賊は、紅毛の夷か、將た亦土寇か、海寇か、今之を詳にする能はず、唯だ芝龍が痛撃の下、いかに冒險の地に依りいかに奇贏を博したるかを見よ、又その一節、
崇禎三年四月、廣東副總兵陳廷對、約芝龍勦盜、芝龍戰不利、歸國、不數日寇大

至、犯中左所近港、芝龍又敗敵夜、薄左中所、

飛虹將軍、身を海寇の中に起してより、斬に柴市に就くに至るまで、能く寡を以て衆を撃つ、その勢雷雨の如し、而かも其一生の歴史に於て挫敗を叙せる所は唯この一節あるのみ、之を雜記に參照するに、復た此役の結局を記するを見ず、按ずるに左中所は今の厦門なり、厦門の戰狀はいかん、芝龍の歸着する所はいかん朝川善庵の傳碑中叙功の條に云ふ

以其平廣盜、征生黎、焚蘭船、收劉香之功、任都督、

その廣盜を平ぐるは、或は此役の結局を指すものには非る歟。

鄭芝龍の舊黨に李魁奇と云ふもの有り、再ひ降り再ひ叛き、大小の戰艦數百を聚めて、海上を横行し、連りに吉了小岷の二城を抜き、人の家を焚き人の財を掠め、兇悍當る可からず、熊文燦以爲らく、又一部の小寇のみと、戰を挑んで敗績す、芝龍諸弟を率ゐ、敵の備なきに乘じ、水際並ひ進んで之を撃ち、生擒して而して歸る、

また鍾斌と云ふものあり、閩海より廣東に至り、海驛浦村を侵畧し、轉して浙江に出で、明兵を誘ひ、總兵、哨兵を合せて、皆之を殺すに至れり、後ち降りて亦叛き、銳を萃めて福州に寇す、州民の害に遭ふもの頗る多く、其慘毒を極む、熊文燦誘ふて之を泉州に移す、泉州に入るに及び、芝龍迎へ撃つて之を太洋の中に蹙む、斌爲す所を知らず、遂に海に投じて死す。

備考の八

鐘斌或る書には鐘進に作り或書には鐘靈秀に作る、

願ふに芝龍の歸順してより、此に至るまで僅かに三年の星霜のみ、而かも歸順の年には陳衷紀を島上に殺し、紅毛の夷を逐ひ、大帽山の賊を掃ひ、 次年には廣東の盜を平け、次年には李魁奇を捕へ、鐘斌を太洋の中に蹙む、此等の諸寇は、十餘年來明朝の將帥が數道の兵を集めて、攻むるに術なく、干戈を擁して環視し、却てその來襲に遭ひ、魂を消し、心を痛めし所のもの、今や芝龍は電掃一撃の下に之を滅す、唯その前罪を償ふのみに非ず、その功を樹つるも亦幾何ぞや、朝廷乃ち芝龍が

功を叙して都督に拜す、はしめ芝龍は海賊たりし時、肥前の平戸を以て狡窟の地となし、年々海船に乗じて、之に赴きしも、一たび明朝に降るに及び東討西伐、事報効に急に、何の暇か能く相往來するを得ん、海山千里、鴻雁長へに斷へ、音問通ぜず、露冷かに月寒きの夕、戈に枕して、以て妻子を夢みるもの前後幾回ぞ、况んや今は官、都督を拜し、任重く、責大に、軍國の事に劇忙なる、固より地を一机一椀の中に縮めて相見るを得ず、之を迎へんか、迎へざらんか、貧時の交は忘る可きか、糟糠の妻は堂より下す可きか、鄭芝龍は多情なり、アニ光武が所謂る富貴にして妻をかゆるの輕薄男兒ならん耶、



第五 英物 非爾所及

鄭成功の生地○偉丈夫○烈婦人○鄭成功は○丈夫の偉を受け、烈婦人の烈を受く○その生日○兒誕石○異祥○その幼時○芝龍日本に請ひ成功を迎ふ○金幣と畫容○矣下の阿蒙に非るを示すのみ、當年の殊遇に答ふるのみ○渡海○吞牛の氣あり假儼有大志○風儀整秀○東向して母を望む○鴻遠と芝豹○十五歳にして南京の大學に入る、○錢牧齋字して大木と云ふ○先輩玉觀光○金陵の衛士○後年の大氣節は、少年の時に於て已に之を見る、

天を蹴るの激浪、玄海の中より來り、西に流れて肥前平戸の海狹に入り危礁を洗ひ、亂島を環ぐり、奔潮矢よりも疾し、行人此に到りて、船窓に倚り、頭を回せば必ず廢城の北岸に響ゆるを見ん、城西に一港あり。距る一里にして青松白砂の地あり、海を名けて河内の浦と曰ひ、松沙の地を名けて千里が濱と曰ふ、これを夫の明末の大忠臣鄭成功其人か生れたる處と爲す、山は今に翠、水は今に綠。

その父は唯ぞ、曰く飛虹將軍なり、始めは海盜、終は失節の臣なりと雖も、而かも雄

謀奇略の一時を震撼せる所より之を見れば、亦一世の偉丈夫なるは、疑を容れざる所、その母は唯ぞ、曰く田川氏なり、今その品質を詳にする能はずと雖も而も異域に自刃して、胡人の舌を捲かしめし所より之を見れば亦稀世の烈婦人たるは、疑を容れざる所なり、其子たるもの焉んぞ偉丈夫の偉を受け、烈婦人の烈を受くる所なきを得ん耶、

鄭成功、初名は森、幼名は福松、明の熹宗皇帝天啓四年、即ち我寛永元年甲子七月二十三日を以て平戸の千里が濱に生る、葉山鎧軒が鄭成功碑文中の一節、

既而田川氏娘、一日出遊千里濱、拾文具、俄將分娩、不暇歸家、乃就濱内巨石以、是爲成功、

今に千里が濱附近の村民は、その石を名けて兒誕石と云ひ、深く之を汚すを忌むと云ふ、ア、田川氏は夫れ出遊の時を以て此英物を生めるか、また鄭氏紀事の中の一節、其生也、島中萬火齊明、芝龍心異之、

また成功傳中の一説

娶倭婦、生成功、此夕、倭島萬火齊明、遠近異之、

沛公の居る所は常に紫雲の氣あり、島中の萬火頗る恠異に渉るも、沛公の紫雲も亦正史の收むる所、何ぞ必しも一概に之を抹殺するを須ん耶。

その幼時は尋常の少年に同じく、竹馬に騎し、紙鳶を飛ばし、礮を擲ち、犬を闘かして嬉戲せるか、將た老成人の風ありしが、今之を究むる能はず、唯だ明清聞記に、平戸藩士に就き、劍術二刀の流を學へることを記せるも、成功の平戸に在りしは僅かに七年の間のみ、七齡の幼童、縦へ之を學ぶも、焉んぞ能く習得するを得ん、或は傳ふ、芝龍の長崎より來りて平戸に居るや、特に此兩刀の技に纏々せりと、然れば則ち成功は後年之を父に得たるものには非るか。

崇禎三年、鄭芝龍使を遣り、子成功を日本より迎ふ、今成功傳に記すを所を見るに曰く

于是成功在倭七歲矣、芝龍使人請之、不能得、乃遣人賫金幣往、圖畫芝龍爲大師、乘鉞橫絕海表軍容恒赫之狀、倭亦頗憚、受賂而歸之、

夫れ芝龍の本邦に滯るは實に五年の久しきに涉れり、將軍に謁し、居宅をトし、妻を娶り、兒を生み、深く當時の國威、國光、と風俗人情とを知るもの、何ぞ嘗て之を輕侮するの念を抱かんや、邦人も亦何ぞ當年の一靴商を憚らんや、然れども予は必しも此事實を把り、一筆の下に抹了して、以て無稽の談と爲すものに非ず、即ち其軍容賂赫の狀を畫けることも有らん、然れども此れ威赫の意に出でたるに非して、唯だ吳下の舊阿豪に非ざることを示せるのみ、その金幣を齎らせしことも有らん、然れども此れ賂賂に用ゆるに非して、唯だ當年の恩遇に答ふるの微志を表せるのみ、故に平戸侯は深く親子の心を察し、夫妻の情を憐れみ、幕府に請ふて芝龍か請を許せり、田川氏乃ち成功を海舶に托して、泉州に赴かしめ、自身は猶は平戸に留まり、次子七右衛門を撫育す、成功時に年七歲。

備考の九 二三の書に十七歳に作る、その死するの年を以て之を推すに七歳の説信なり矣、

ア、七齡の乳童にして、能く慈母の懷抱を離れ、一葉の扁舟に乗じ、濁浪層濤を千里の外に破る、いかに乃父の膝下に赴くとはいへ、いかに無智の少年なりとは云へ、慈母を慕ひ異郷を厭ふは、先天の性情にして、復た尋常の爲す能はざる所なり、此れ亦成功が生れ得て吞牛の氣ありしを想見するを得べし、果然その傳記に傳ふる所の品彙は、雜篇を問はず、正史を問はず、みな一筆の下に出づるか如し、曰ふ
俶儻有大志、

又其外容を記して曰ふ

成功生而風儀整秀、

内は俶儻にして大志あり、外は整秀にして風儀よし、所謂る文質兩ら備り華實兼ね宜しきもの、復た何をか求めん耶、且つ成功は孝に厚し、父に事ふるは勿論、生母尙東瀛の外に在るに因り、日々東向して之を拜せりと云ふ、秀父芝豹の輩は、雜種

なるが故に之を惡み之を窘め、叔父鴻遠は俶儻大志あるが故に、之を愛し、之を力む、誠に蛟龍は長く地中の物に非ず、崇禎十一年には、十五歳の少年を以て南京の大學に入り、弟子員に補せられ、高等に試せられ、二十四名の内に優待せらる、また錢牧齋が名を聞き、贊を執り、教を受く、牧齋之を字して大木と曰ふ讀書敏穎、章句を治めず、唯その大要を摘む初め安南の生員たりし時、先輩王觀光一見して芝龍に謂て曰く、この見英物なり、汝が及ぶ所に非ずと、金陵に術士あり、之を見て驚て曰く此れ眞に奇男子也骨想凡に非ず、命世の雄才、科甲のものに非ずと。

備考の十、 臺灣縣志に曰ふ、有僧識成功切前因、曰、此東海大鯨也、成功兵到處、海水皆暴漲と、その説

尤も荒誕、採録するに足らず、

夫れ迂腐の儒は、章を摘み、句を摘むのみ、何を以てか能く天下の大事に當るを得んや、科甲の才は、刀筆を能くするのみ、鉛槧を能くするのみ、何を以てか能く社稷の安危に任ずるを得ん、乃ち郎成功が國家覆亡の時に當りて、儒服を孔子廟前に

焚くの決断と明祚を殘山剩水の局に支撐するの大氣節とは、已に此章句を治めざるの時に於て之を見る、何ぞ必しも王觀光を待て、治めて其英物たるを知らん耶、何ぞ必しも金陵の術士を待つて、始めて其命世の雄才たるを知らん耶、



第六、興泉の大守と鄭飛黃

拜官以後の戦功○鍾斌の餘黨○紅突○海賊劉香○鄒維連芝龍を難ふ○興泉の大守百口を以て芝龍を保す○敵を五美城にはかる○洪雲燕死節○芝龍戦役○興泉の大守捕送せらる○芝龍罪を請ふ○官を削らる○殘賊を撃ち、功を以て三將に拜せらる

こゝに鄭芝龍が都督の官を拜せしより以降の功略を叙せん、紀事本末の崇禎四年の條

二月、擢熊文燦兵部右侍郎、兼右僉都御史、兩廣軍務、兼巡撫廣東、時鍾斌餘黨入長汀、轉掠江西屬邑、文燦檄芝龍、擊破之

五年の條

十一月、劉香犯福建小埕、芝龍時爲遊擊、擊破之

また明史の六年の條

路振飛巡按福建、香數勾紅夷入寇、振飛懸千金、勵壯士、遣芝龍大破之

曰く鍾斌の餘黨のみ、曰く紅毛の夷輩のみ、熊文燦か心を惱ます所、路振飛が千金を懸くる所なりと雖、而かも芝龍が眼中より之を見れば、毛賊の紛々たる、鎧袖の一觸、馬蹄の半闌にだも値ひせざる所なるべし、復た何ぞ特筆するを須むん耶、唯た劉香の一軍は、鋒鏘太甚た鋭に、芝龍は之を殲すに於て、多少の苦心を要せるもの、如し、今通鑑輯覽、及び數種の雜記を參酌して、その梗概を記せんに、海賊劉香四方の無賴を嘯聚し、海上に跋扈してより、閩粵の間、江浙の中、復た寧日あるなし、五年小埕に出て、七年海豊に出つ、朝廷勅を下して文燦を責む、文燦攻むるに策なく、招撫のことを議す、心に以爲らく、われ既に芝龍を招く、深恩を布きなば、劉香も亦當に轄下に致すべしと、洪雲蒸及び康承祖を遣り、賊舟に入りて宣諭する所あらしむ、劉香聽かず、俱に執らる、文燦大に怒り、芝龍を以て援と爲し、賊を撃たんと欲す、抑も芝龍と劉香とは往時臂を交へ、坐を聯らね、ともに顏思齊の麾下に屬し、その交誼の久しき、固より逆旅一宿の中に相識れるもの、類に非ず、

豫章の雛維躉、深く之を危み、遣るを許さず、興泉の大守曾櫻は芝龍の故人なり、嘗て維躉に薦め、芝龍を以て討夷の將に拜せしもの、今また百口を出して之を保し、廣東の左布政王世徳の兵を合せて之を撃たしむ、知己の恩に感し、朋友の誼に激するもの、茲に二回、芝龍豈に大守の爲めに一場の快戦を試み、その翹足の心を安んせざるを得ん耶、以謂らく、劉香能く兵を用ゆ、之を計るに非すんは、必ず多く兵を損せんと、因て大艦巨舶を五羊城南の南に造る、劉香の無謀なる、身は既に陷穽の中に臨めるを知らず、偵知して、芝龍が船艦の末た成らざるを喜び、數百の艦艦を放ち、直ちに馳せて五羊城南の河口に到たる、芝龍河に沿ひ、伏を設け、弟芝虎と、もに戦艦數十を領して之を迎へ、相戦ふもの少時、火を己れの船に放ち、敵の艦艦を併せて之を焼き、その兵に令し、腰牌を以て號と爲し、火發するを待ちて、齊しく水中に赴かしむ、敵も亦水に赴く、四面の小舟、牌號を帶ふるものを見れば則ち之を救ひ、帶ひざるものは則ち之を斬り、劉香を追ふて田尾遠洋に迫る、劉香策の

出つる所を知らず、洪雲蒸を脅かし、舟中より出して兵を止めしむ、雲蒸、舷頭に立ち、大呼して曰く、われ一死を矢つて國に報ゆ、急に撃て失ふこと勿れと、遂に害に遭ふ、芝龍遙かに之を見、涙を揮つて三軍の士を激す、劉香勢蹙り、力竭き、つゝに焚溺して而して死す、浙西の大盜阿丑屠は、劉香と謀を合せるもの也、こゝに至りて擒斬せられ、餘黨一千餘人、浙江に來りて歸順す、實に八年四月のことに屬す、また劉香の死に就き、一種別様の説あり、曰ふ

劉香恨芝龍數困已、窺其在漳鎮、欲遣心膂徒殲芝龍室、芝龍迎而伴歡、飲以酒殺之、開肛而詣香居、爲再共事者、而斬殺

前説或は信ならんか、この役や、芝虎橋柱を攀ぢ、一幅布帆の中に隠れ、風の轉ずるに隨ひ、劉香の船に及び、跳りて船中に入り、擊殺幾んどつき身も亦亂刃の中に斃る、史に稱す、芝虎勇悍諸弟に冠し、聲は乳虎の如く、每戰深く入り、終に戰歿するに至ると、三軍の士、みな涙を掩ふて其死を惜む、亦武勇絶倫の外、必ず一點

下を憐れむの心、深く衆心を得たるもの有りしを見るべし。

備考の十一 明史略には劉香老に作る○また洪雲蒸節の死する條を記して、劉香老與洪雲蒸出船止兵に作る

十年、毅宗皇帝讒を信じ、興泉の太守曾櫻が賄賂を行ひ、官命を拒むを疑ひ、京師に械送して詰問する所あらしむ、抑も芝龍の勇略に富む、縦へ一身を卒伍に屈し、先達の挽引を得ざるも、亦囊中の尖錐、必ず穎脱して而して出て、名を天下に轟かすの秋あるべし、然れども知己一片の眞情として能く討夷の軍に將たらしめしものは、アニ興泉の太守に非ず耶、能く百口を出して之を保し、劉賊を五羊の城南に伐たしめしものは、アニ興泉の太守に非ず耶、諺に曰ふ、士は己を知るもの、爲めに死すと、曾櫻は眞に芝龍の心を知る、芝龍アニ曾櫻の爲めに死せざらん耶、何の幸か鄭曾平生の交誼は朝廷をして、更に芝龍を疑はしむるに至れり、芝龍以謂らく、此れ亦機也と、具疏して罪を請ひ、併せて事の太守に關するなきを辯ず、曾士民の連署して曾櫻が冤を訴ふるにあひ、許されて海道を巡視せしむ、然れども芝龍は其

官を削らる、櫻感激すること太甚し、曰く鄭芝龍をして功を樹て、舊官に復せしむるに非ずんば、われ復た何の面目ありて世人に對せんやと、牒を移して殘賊の所在山洞に潜伏せるものを伐たしむ、賊多く降り、一方遂に寧く、功を以て參將に拜せらる、鄭曾の交誼も亦篤いかな、けだし曾櫻字は二雲、本と江西の人、丙辰の進士にして、後來隆武に事へ、隆武亡んで成功に依り、永曆五年を以て、節に死す、鄭曾の交誼は正史の多く錄せざる所、後來芝龍が櫻を薦めて、内閣大學士と爲すの外、今之を詳にする能はずと雖、而かも此情態より之を推すに、必ずや陳雷に過ぎたるもの有りしならんか、われ夫の縉世の儒夫を見るに、平居里巷に慕悦するに當りては、天日を指して涕泣し、山河を顧みて盟誓し、臂を執り、手を握り、生死相背かざるの概ありと雖、一旦利害の身に及ぶに到らば、相反眼して顧みず、張耳陳餘たらざるもの幾んど稀なり、今鄭曾の風を聞かば、亦當に愧死すべし。

備考の十二 或書に櫻芝龍と合はず、成功に従ふとの説あれども、兩人交誼の厚き、合はざるの事を見ず、われ其必ず誤りなるを知る

第七 閩江以南

鄭芝龍果迺して三省總戎大將軍に至る○海賊悉く平き倭寇も亦減少す○滬粵の浦港に復た海警なし○海利を以て朝貢に交り數く以て大に顯はる○朱明の天下は海南のみに非ず○疊疊の下はいかん中原はいかん○流賊の兇焰○北京陥る○福王立つ○鄭鴻逵○芝龍を安南伯に封し詔して入衛せしむ○清の世祖明を伐て南京を陥る○鴻逵帥を撤して歸る○收縮せる天下○鄭

氏は天下の依頼する所

十三年、鄭芝龍福建の參將より、累遷して三省總戎大將軍、大都督、南澳總兵と爲り、身は屬城の首に冠して、四方の依頼する所愈々重く、妙譽を閩粵の中に馳せ、英風を漸廣の外に張り、復た人の飛虹將軍を仰がざるものなきに到る、尤も喜ぶべきは、こゝに芝龍が多年の討伐を経て海南の寇盜を一掃したる時に際し、恰もよし我徳川幕府は、鎖國の政を施し、一令の下に、大艦巨舶の造作を禁じて、國民進取の氣象を阻斷し、國民も亦國家の太平なるに慣れ、漸く柔儒の習ひを醸成せるより、三百年來明國の沿岸に跳梁して、その都城を掠め、その將帥を惱ましたる倭寇も、

日一日に滅却するに到れり、或はまた多少の倭寇なきに非ずと雖、多半は芝龍の知己なると、收獲の少きとに依り、暹羅安南地方に南下したれば、漳粵閩廣の浦港は復た海警の來るを見ず、風穩かに、浪平かに、海上の商販、始めて便利を得、船聲の相答ふるは雁語の如く、帆影の往來するは鷗鷺の如し、鄭氏紀事八年の條に曰ふ
海盜悉平、商販益便、臺灣商船、歲詣本邦、至成功時以爲常

明史の十三年の條に曰ふ

加福建將鄭芝龍署總兵、芝龍既誅劉香老、海氛頗息、又以海利、交通朝貴、寢以大顯

然則ち芝龍が軍事多端の爲めに、一時放擲せし平戸の音問も、此に至りて重ねて之を開けるか、さらに海商の利を營み、家に千金を散じて、以て交を在朝の貴紳に結べるか。

誠とに海南一帶の地方は、山に流寇なく、海に邊警なく、所謂る梅花礮臺に映ずる

の概ありと雖も、而かも朱明の天下は、唯だ海南のみには非ず、いな、尨大なる朱明の天下より之を見れば、海南は實に彈丸黒子の一小地たるに過ぎず、禁殿咫尺の地は、今いかなる形狀ぞや、中原の山河は、今いかなる情態ぞや、問ふて此に至れば、眞に言ふに忍びざるものあり、賊李自成、及び張獻忠の輩、踵を接して起り、速りに州縣を陥る、曹文詔之を攻めざるに非ず、陳永福之を撃たざるに非ずと雖も、國家の大權地に墜ちて、人心の離叛する、流寇日に加はり、勇將も勇を失ひ、智將も智を失ふ、今その兇焰を知らんと欲せば、宜く明史を讀むべし、その一節に曰ふ、
初李自成、流却秦晉楚豫、攻剽半天下、然志樂狗盜、所至焚蕩屠滅、既而連陷荆襄鄖郢、席卷河南、有衆百萬、始侈然以爲天下莫與爭、思據有城邑、擅名號矣、賊俱奉其號令、推自成爲奉天倡義大元帥、

百萬日に加はるの衆を以て、積衰積弱の明社に加へ、中原の山河を蹂躪して、直ちに輦轂の下に進む、朝廷詔を下して、四方勦土の士を募るも、亦すてに晩し、宮殿

は一炬に歸し、衣冠は戰血に塗れ、憐むべし、毅宗皇帝一天萬乗の君を以て、纒を投じて煤山に崩す、これを崇禎十七年四月と爲す、福王由松亂を避けて南に下り位に南京に即き、元を宏光と改め、中原を恢復せんことを謀り、諸將を部署す、史可法は揚州に鎮し、黃得功は蕪湖に鎮し、鄭鴻逵は九江に鎮す、鴻逵は芝龍の叔弟なり、崇禎三年武舉に中り、都督孫應龍が麾下に隸して京師に在り、應龍が登萊に敗績するに及び、逮られて天津の獄に繋がる、魯芝龍が紅毛の夷を平ぐるにあひ、その罪を宥され、十三年には進士に中り、十六年には福建の副總兵に進み、南戀の兵三千を統ふ、給事曾應隣之を薦めて曰く、緩急用ゆべしと、因て兵二千を益すことを得、舟師を督して鎮江を守る、此に到りて詔して屯を楊子江に移し、黃斌卿と營を聯らねて京口に禦がしめ、また芝龍が入衛を促がし、封じて安南伯と爲す、然れども芝龍は猶ほ未だ發せざる也、此時、清の世祖章皇帝、降將吳三桂が請ひを許し、賊季自成を撃つて之を誅し、位に北京に即き、韃靼の兵を遣り、南下して朱明を伐

つ、鴻逵族人鄭彩と之を禦て克たず、清兵大霧に乘じ、京口の兵を給き、龍潭より渡りて南京に入る、福王出奔し、遂に擒にせられ、諸王諸臣の亂を避けて海南に来るもの絡繹絶えず、鴻も亦師を徹して閩中に歸れり、これを宏光元年五月と爲す、ア、亦哀むべし、東は溟海の濱より西は蠶叢魚鳧の地に亘り、南は安南より北は玄氷白草の國に到れる天下も、いかに氣運の關する所とはいへ、北京の一敗に收縮して黄河以南の天下と爲り、南京の一敗に、收縮して楊子江以南の天下と爲り、人心の離叛し、胡兵の南下する、今や又將に收縮して閩江以南の天下と爲らんとす、烈夫は死し、儒夫は降り、剩す所は唯だ錢を愛むの文臣と、死を惜むの武臣とのみ、而して海南一帶の地方は、芝龍が多年威を積み、恩を布けるの地、兄は機智に富み、諸弟は勇略に富む、此地覆天翻の時にあたりて、能く天下の倚頼する所のもの、鄭氏の一門を除けば復た何の地にか一個有力の人を求めん耶。

第八 一門の光彩

黄道周等唐王を立て監國す○鴻逵正位を請ふ○唐王即位○推戴の功を論し、鄭氏の兄弟族人を封す○楊家も亦及ばざる所○廟堂の兵政糧餉足らず、銀穀を徴して之を助く○兵糧戰守の政は一に芝龍の手に出づ○鄭氏の勢力○内は暴富を積み、外は兵馬の權を握る○鄭成功始めて拜謁○國姓朱を賜ふ○中外稱して國姓爺と曰ふ○衝宵及び鶴去病も亦及ばざる所○田川氏を日本より迎ふ、國夫人に封せらる○隆武の初年は鄭家の爲めに如何なる好年ぞ耶

江上の一敗、鄭鴻逵の師を徹して回るや、會々唐王聿鍵の亂を避けて南下するにあひ、遂に之を奉じて福州に歸り、故禮部尙書黄道周及び芝龍等と會議し、王を立て國を監せしむ、時に擁入の輩、推戴の功を艶にせんと欲し、みな帝位に即かんことを請ふ、諸大臣多く言ふ、監國の名尤も正し、關を出づる尺寸にして、然る後ち號を立てるも亦た晩きに非ずと、芝龍は嫌を唐王に挟むもの、固く争ふて不可と爲す、惟だ鴻逵獨り正位を請ふて曰く、正位ならずんば以て衆心を抑ゆるなく、以て後起を杜ぐなしと、つゝに議を定め、閏六月を卜し、王を奉じて帝位に福州に即かしめ、

元を隆武と改め、福州を天興府と稱し、布政司署を行宮と定む、因て推戴の功を論じ、芝龍を封じて平鹵侯と爲し、鴻逵を定西侯と爲し、俱に大師を加へ、芝豹を澄濟伯と爲し、鄭彩を永勝伯と爲し、彩が弟聯を拜して都督總兵と爲し、按察司を以て芝龍が第と爲し、鴻逵を拜して大將軍と爲し、吉日を擇んで鉞を授く、一門の骨肉、侯に非ざれば則ち伯、都督に非れば則ち大將軍、廝養馬走も亦天子の殊遇を受け。海南の天下は、實に鄭氏の出に非ざれば復た人に非ずといふの概あり、白樂天の所謂る光彩の一門に生ずるもの、楊家も亦及ばざる所、鄭氏いかにしてか聖恩に酬ゆべき。

備考の十三 臺灣外記に芝龍及び鴻逵正位を請ふに作る誤れり矣

又その廟堂の兵政は如何にと問へば、天興、建寧、延平、興化の四府を上游と爲し、汀州、邵武、漳州、泉州の四府を下游と爲し、各撫按を設け、戰守のことを議し、兵二十萬と定め、仙霞關以外にして、宜しく守るべき者一百七十箇所、その險夷に

依り多寡齊しからずと雖、而かも大約十萬を守兵に充て、その餘の十萬を戰兵に充て、演習し、操練し、明春を待つて關を出てんと欲す、閩浙兩粵の糧餉を合すれども、復た其半ばを支へざるが故に、撫按以下諸吏員の俸給を捐て、府縣の銀穀を徵し、紳士に勸めて餉を助けしむ、通鑑輯覽に曰ふ

徵府縣銀穀、官吏督迫、閩里騷然

遣給事中楊應期、入粵督餉、參遲誤官數十員、提問、無一至者

以て其窮狀の一斑を窺ふに足らんか、この時、黃道周、何楷、蔣德璟以下十餘人、大學士を以て閣に入り事を辨ず、かつ芝龍が嘗て興泉の大守たりし曾櫻を薦めて工部尙書内閣大學士と爲す有り、鴻遠が嘗て京兆の監軍たりし楊文聰を薦めて兵部侍郎と爲す有り、廟堂の中、濟々たる文武、肩を聯ね、臂を交ゆるも、糧餉戰守の政に至りては、一に芝龍の手に出づ、朝廷の芝龍に倚賴する所のもの多しと謂ふべし、鄭氏いかにしてか聖恩に酬ゆべき。

また鄭成功傳に、鄭氏の當時の勢力を叙するの一節に曰ふ

芝龍幼習海、知海情、凡海盜皆故盟、或出門下、自就撫後、海船不得鄭氏令旗、不能往來、每一船、例入二千金、歲以千萬計、以此其富則敵國、府第安平鎮、去泉州城南三十里、後築城於安平鎮、艚船直通臥內、所部兵、自給餉、不取於官、旗幟鮮明、戈甲堅利、其徒卒競勤、凡賊遁入海者、檄付芝龍、取之如寄、故鄭氏之勢振八閩矣

海上の船舶、みな鄭氏の令旗を仰ぐとは、何ぞ其れ盛なる耶、富則ち國に敵すとは、何ぞ其れ豪なる耶、艦船も臥内に通ずとは、何ぞ其れ壯なる耶、糧餉自ら給し、復た官に仰かずとは、何ぞ其れ豊なる耶、外に兵馬の權を握り、内に倚頼の富を積じ、如何に材幹の自ら致す所とはいへ、天子の倚賴する所あるに非ずんば、何を以てか能く永く此榮華を保つを得ん、鄭氏いかにして聖恩に酬ゆべき。

この時、鄭成功齡方に二十有二、學すてに就り、業すてに遂げ、凜たる氣鋒と才鋒

とは、その風姿の外に尖出し、丰采掩映、奕奕人を耀かす、一日父に随ひ、御前に拜謁す、隆武一見之を奇とし、その背を撫して曰く、惜むらくは一女の卿に配する無きを、卿まさに忠を吾家に盡すべし、決して相忘るゝ勿れと、國姓朱を賜ひ、名森を今名成功に改め、御營中軍都督に拜し、尙方の劍を賜はり、儀、駙馬に同じ、此れより中外復た成功を名はず、稱して國姓爺と曰ふ、斯くの如きは則ち衛青及び鶴去病を除非するの外は、歷代數千年來に於て、未だ嘗て聞見せざる所なり、鄭氏いかにしてか聖恩に酬ゆべき。

備考の十四 二三の書に福王芝龍の子を以て太子と爲すの句あり、これ訛傳に屬す、かつ成功の事ふる所は唐王にして福王に非ず。

鄭成功、母田川氏を日本より迎ふ、國夫人に封せらる、初め成功が七齡の幼童を以て泉州の地に入るや、繼繼たる情緒、母及び弟七左衛門を思ふて禁ずる能はず、父芝龍と書を贈り、數々之を招けども、七左衛門の幼なるが故に、辭して往かず、今茲實にわが正保元年、七左衛門齡まさに十有六、年の漸く長ずるを以て、成功強て

之を迎ふ、芝龍の妻七左衛門に謂て曰く、汝の父及び汝の兄夙に相迎へんと欲するも、われ汝が幼なるを憐れみ、之を辭するもの前後十數回、今汝稍長じ、猶往かざらんば、汝をして父兄の權を失はしめんを恐る、われ今汝を此に止めて、その請に従はんと欲す、彼地に詣れば、汝が父に請ひ、毎歲來舶に托して資給する所あるべく、縦へわれ異境に死するも、決して意と爲すこと勿れと、遂に幕府に請ひ、海に航して明國に赴く、夫れ鄭成功の阿母に別れてより、こゝに十有五星霜、純孝の心、風に臨んで望東の眼を傷め、雨に臥して關山の夢を結ぶもの、果して幾回ぞ耶、今は則ち止だ一家團樂の樂みを得るのみに非ず、朝廷の殊遇を被り、國夫人に封せらる、鄭氏いかにしてか聖恩に酬ゆべき。

嗟乎隆武の初年は、鄭家の爲めに如何なる好年ぞ耶、一門の骨肉、盡く侯伯に封せられ、御姓を賜はれ、權勢と富貴の外、さらに一家團樂の樂みを得たり、而かも皆な國恩の致す所、一門の熱血を聚めて、之を敵營の中に漲ぎ、死して忠義の鬼と爲

るも、アニ其萬分の一を酬ひたりと謂はん耶。



第九 失節

明朝の是易は誰れぞ、明朝の文文山は誰れぞ○隆武の英邁、芝龍の材武○芝龍が變節の心は何の點より萌せる耶○私人を薦む○文武の軋轢○鄭氏の兄弟と黃道周、何楷○清の世祖の武運を度る○嫌厭の心は變して歸歎の意と爲る○清將と聲問を通す○成功隆武を慰む○閩と浙○隆武に不満の心を抱かしむ○親征を妨く○臣子の心何の點にか在る○黃道周を助けず○君命を護す○帝を留めて自ら重くせんと欲するのみ○隆武の罪人を哭す○鄭氏の官爵を進む○芝龍の異志既に決し、關兵を撤す、隆武殺さる○田川氏泉州城に死す○田川氏の生家に就き○清將博洛との通信○芝龍の妄信○成功及び子弟の切諫○降表を進む○見至らすんは清朝は奔命に敵る○海賊根性

崇禎皇帝は煤山に縊れ、宏光皇帝は南京に辱められ、亂臣國を賣り、諸王流亡して、版圖すてに收縮するも而かも江南の地は、猶ほ明朝の天下に屬す、天下は一日も其君なきを得ず、宗統すてに淪覆し、大事すてに問ふべからざるも、而かも社稷は旦夕を延ばさざるを得ず、疏族を立つるも可、支派を立つるも可、所謂る國家一日の

責めを竭くして、以て其君は是骨たるべく、その臣は文文山たるべきのみ、知らず明國の是骨は誰れぞ、曰く唐王あり、知らず明國の文文山は誰れぞ、曰く鄭氏の門あり、抑も鄭氏の聖恩に浴する、前古その比を見ざる所、宜く人間に七生して之に酬ゆべし、加ふるに隆武の英邁なる、真に中興の主とも謂ふべく、もし芝龍の材幹武略を以て、徹頭徹尾その志を渝ゆるなく生て誠節の人と爲り、死て忠義の鬼と爲らしむれば、社稷の運命を延ばすに於て、果して幾何の力ぞ耶、恨むらくは芝龍の心は既に淤泥の渲染する所と爲り、復た問ふべからざるに到れり、夫れ零露は至て微なるも、微を積んで霜と爲り雪と爲る、涓滴は至て細なるも、細を積んで波と爲り、浪と爲る、今芝龍が變節の心は、如何んの點より萌せるか、御批通鑑輯覽の一節

唐王聿鍵好學通典故、然國勢衰微、兵食困乏、政歸鄭氏、諸大帥多選懷觀望、聿鍵不能有所爲、鄭芝龍、鴻逵屢薦其私人、爲請要官、聿鍵不從、以是懷怨望

芝龍すでに家に一國に敵するの富を積み、海上の霸權と廟堂の兵政とを掌握して、居然海南の一主宰たるの勢力を有したるより、漸く微賤の時を忘れて、驕傲の心を抱き、以謂らく天下の事何事か意の如ならざらんと、寵に狎れ恩に狃るゝの致す所は、頻りに私黨の人を薦めて、自家の根本を固めんことを計りしも、隆武の雄邁なる、斷乎として之を拒絶せしかば、こゝに漸く嫌を隆武に挟むに到れり、此れ芝龍か變節の心を萌したるの始めと爲す、此時に當り、文武官の衝突は、隈くも芝龍をして更らに隆武の朝廷を厭はしめぬ、初め隆武の宴を朝臣に賜ふや、芝龍侯爵の故を以て、時の首相黃道周の上に坐せんと欲す、黃道周之を争ふ、道周は夙に學行を以て隆武に重んぜられ、衆人に仰がるゝ所のもの、みな鄭氏の專横を惡み、芝龍を抑ゆ、武門文官これより水火の如し、

備考の十五 一説には何楷大學士と爲りて入朝、芝龍と班を争ふに作り、一説には黃道周、芝龍と班を争ひ、何楷之を佐くに作る、予か收むる所は輯覽にもとづく

隆武の將に天を郊らんとするや、芝龍、鴻逵と皆な疾と稱して出でず、戸部尙書何

楷之を劾して曰く、禮は郊より大なるは莫し、勳臣にして祀に陪せざるは、固より人臣の禮を欠くと、隆武深くその風節を獎し、命して都察院事を掌らしむ、已にして鴻遠扇を殿上に揮ふ、楷之を呵止す、二鄭交も怒る、何楷到底此水火の中に立つべからざるを覺り、告げて去り、途に盜に遭ひ、その一耳を截らる、いふ芝龍が部將楊耿をして爲さしむる所なりと、或は密に芝龍が專權を告ぐるもの有り、隆武芝龍を責む、芝龍怒り、佯り謝す、隆武心に芝龍の恃むべからざるを知ると雖も、芒刃の斷割して、以て之を制する所なく、また固く留めて曰く、此れ朕か意に非ず、某の言に出づるのみと、斯くの如くにして、武官文臣の間には一大懸隔を生じ、涉るべからざる淵潭の如く、嫌厭の心は日一日に長じて、復た停止する所を知らざるに到る、願ふに君臣の間、穆穆棣棣たる時に當りては、何ぞ復た寸毫の間隔あらんや、獨り惜む、魚水の情は、流れて放肆の會と爲り、臣下をして權柄を専らにするに至らしめ、然る後、相輕し相思み、兩情愈々遠く、君は亡國の君と爲り、臣は

賣國の臣と爲る、鄭成功傳に曰ふ

芝龍以擁立非本意、日與文官忤、又度章皇帝英武、必不能遍安一隅、密有歎歸意

この時、清の世祖章皇帝は、江南の州縣を攻陥し、騎虎千里の勢を叱咤して、將に福建に來らんとす、芝龍その武功の甚だ盛んなるを見、以謂らく宇内を統一せんものは、必ず此人ならんと、嫌厭の心はこゝに一變して歎歸の意と爲りぬ。

備考の十六

朝川善庵が傳碑には、章皇帝を隆武として作れり善庵考を失す、

會々清の世祖が芝龍と同里の人黃熙允を遣り、福建を巡撫するにあひ、つゝに聲問を通す、鄭成功、侍して隆武の側に在り、畧ぼ知り之を思ふ、然れども其凜凜たる忠義の心は、石に非ざれば轉すべくも非ず、席に非れば卷くべくも非ず、縦へ身は親子の情を遺棄して不孝の子と爲るも、誓つて大義に仗り、罔極の君恩に答へんことを思ふ、隆武の愁悶して坐するを見、泣いて奏して曰く、陛下の鬱鬱樂まざるは臣が父の故を以する無きを得んか、臣は厚恩を受く、義、反顧なし請ふ死を以て陛下

に事へんと、芝龍ア、其君をして愁悶せしめ、その子をして其言を爲さしむ、それ亦何の心ぞ耶、七月、隆武將に親征せんとし、詔文を四方に頒つ、中に云へる有り、曰く、

鄭家父子兄弟、寔是將星聖乎一門、勳臣芝龍、振古之豪傑

其特むべからざるを知りて、猶ほ之に倚る、隆武の心事も亦哀むべきかな。

此時、魯王以海亂を遁れて台州に在り、鄭之尹等迎へて之を立て、國を紹興に監し明年を以て監國元年と爲す、而て閩の隆武とは、水火の隙あり、即輯覽中の一節に曰ふ唐王聿鍵、使給事中劉中藻願詔於浙東、時求富貴者爭欲應之、魯王以海、下令將返台州、熊汝霖獨出檄、嚴拒不納、張國維馳疏上聿鍵 聿鍵乃召中藻還、自是閩浙水火矣

浙と閩とは唇齒の國なり、此敗逃窮蹙の時に當り、同心協力する能はず、蠻觸紛争して、安を旦夕に偷む亦た已ぬるかな、之を大にして兩藩の仇視と爲り、之を小

にして文武の軋轢と爲り、加ふるに芝龍が異志を抱く、唯だ中原を恢復する能はざるのみに非ず、その蕞爾たる小朝廷をだも如何せんと欲するか。

隆武の在位は纔かに二年のみ、その二年の間に於て、鄭氏の兄弟が驕傲の心を逞ふせし事實は一にして足らず、今輯覽、明史、紀事、傳記の諸書に就き、摘録すれば如左

隆武每欲躬履行間、而芝龍以缺餉爲辭

芝龍は常に隆武に不満の心を抱かしむ。

延臣請出關者、章滿公車、而鴻逵以嘗所掠美人十二獻、用居官衙、至十月妃曾氏至、於是大營宮室、開織造府、親征議暫止

芝龍の兄弟は、百方策を運らし、親征を妨げ、遂に軍氣をして沮喪せしむ。

鄭芝龍知物論不平、不出關、以弭衆議、乃分兵爲二、聲言萬人、實不滿千、以鴻逵爲大元帥、出浙東、鄭彩爲副元帥、出江西、隆武倣淮陰故事、築壇西郊、拜而送

之、既出關、托候餉、駐不行月餘、内催二將檄如雨、切責曰、畏縮不前、自有國法在、二將不得已、踰關行百里而還、仍疏稱餉絕、留住如故、壇を西郊に築き、天子親しく自ら推轂の禮を行ふ、臣子たるもの宜く死を決して水火に赴くべし、糧餉を俟つに托して、關上に留住するに到りては、臣子の心何の處にか在る

黃道周憤帥不前、因請募兵効死、隆武命芝龍助之資、芝龍不與一錢、兵出徽州、爲清兵所擒、下屈而死

黃道周は當時唯一の名臣、學行に厚く、忠義の心に富むもの也、芝龍私怨を挟み、公事を忘れ、之を死地に陥る、文武軋轢の結果とはいへ、千歳の下人をして鼓を鳴らして攻むるの心を抱かしむ。

趙玉成、張肯堂、請以水師取金陵迎陛下、隆武催芝龍造船、芝龍笑諾、終不造君命を蕙するも亦太甚いかな

唐王聿鍵決意出汀州入懸、與湖南爲聲援、鄭芝龍不欲聿鍵行、令軍民數萬人遮道呼號、擁聿鍵不得行、遂駐延平

芝龍力請旋蹕福京、且云、傾家相助、入關固守、敵何得飛渡、隆武不聽、

朝川善庵か傳碑に依れば、芝龍は別に深意あるに非ず、唯た帝を留めて、自ら重くせんとする欲するのみ。

芝龍既通款于清、聿鍵不知也、會魯王以海、遣都督陳謙使閩、趨趨不敢入、芝龍與謙有舊、以書招之、謙入見、書稱叔父、不稱陛下、聿鍵大怒、下謙于獄、芝龍疏救、不聽、有御史錢邦芭者、爲聿鍵言、謙與芝龍至交、不急除、恐有内患、聿鍵即命誅謙、或以告芝龍、芝龍曰、刑人于市、必過我門、我且命停刑、願以我官職贖謙罪、當不死、聿鍵命移謙別所斬之、芝龍奔赴、哭極哀、厚葬之、爲文以祭、
由此快不快、益懷異心

唯た芝龍の快快たるのみに非ず、その罪人を哭し、厚く葬り、文を爲りて以て祭る

に到りては、隆武の心も亦嫌焉たらざるを得ず、其他、芝龍が福王の奸臣馬士英を魯王に薦むるが如き、鴻逵が關を擁して儒生を入れざるが如き、事事隆武の心を悶殺せしむる所、然れとも別に有力の臣あるに非ざれば、無ほ之に依頼し、官爵を進めて、之れか歡心を求む、即ち二年六月王子淋が生るゝの祝賀に托し、芝龍を泉國公に封じ、尋て平國公に改め、鴻逵を漳國公に封し、尋て定國公に改め、成功を忠孝伯に封し、鄭氏の厮養に到るまで、みな澤を受く、此時に當り、隆武の心は火よりも熱に、芝龍の心は氷よりも冷かに、一方に方形を書けは、一方には圓形を書く、魯王の兵、守を錢塘に失して、寇警日に急なるに及び、疏を上り、言を海寇に托して曰ふ、三關の兵餉は之を臣に取り、臣は之を海に取る、海なければ即ち家無し、今海寇押し至る、過かに往くに非すんば不可なりと、表を拜し、即ち行く、隆武手勅して之を止めて曰く、先生少く遅くせよ、朕も亦同しく行かんと、勅使至る比ほひ、芝龍すでに帆を飛ばして延平を過く、隆武鄭爲虹をして仙霞關を巡視せしむ、

芝龍の歩將民舟を奪ふもの有り、爲虹之を叱責す、芝龍之を隆武に訴ふ、隆武爲めに諭解す、然れとも芝龍の異志は既に決し、盡く兵を徹して安平鎮に回る、關を守るの將士、皆な之に隨ぶ、仙霞嶺中二百里の間、復た一兵を留めず、関たり、寂たり、唯た啼鳥の聲を聞くのみ、故に北清の人馬は、從容嶺を過き、復た一矢を費さずして閩中に入る、閩中の地は、芝龍去りて後より、群情日一日に離れ、隆武も之を取捨するに策なく、計を決して懸に出て、將に韶州に向はんとす、偶々清兵の既に衢州を過ぎて、關閩に臨むにあひ、奔りて汀州に到り、つゝに獲られて福州に殺さる、實に二年八月のことに屬す、後ち永明王立つに及び、遙かに諭して思文皇帝と曰ふ、隆武讀書を好み、博く典故に通すと雖、而かも喜怒常なく、號令屢變す、此れその短とする所、或は鄭芝龍か叛志を啓く所も亦此に在りしならんか。

備考の十七

一説に隆武の死を自ら淵に投して死すに作る

清兵未だ泉州に至らざるの時、鄭芝龍先づ至り、城門を閉ち、大に糧餉を索め、郷

紳富民の家財を取り、應ぜざれば則ち立ろに之を梟し、一日にして能く數萬を得たり、清兵の踵に至るに及び、戰ひ敗れ、一族みな安平に通る、成功の母田川氏獨り退かず、嬰守して以て之に死す、後世史乘の其死を傳ふるを見るに二説あり、賜姓始末に曰ふ

芝龍既降、其家以爲可免暴掠、遂不設備、北兵至安海、大肆淫掠、成功母亦被淫、自縊死、成功大恨、用夷法、剖其母腹、腹出腸滌穢、重納之以斂、

齊藤拙堂も亦此説を取りたるものにや、その海外異傳に記して曰ふ

清兵至安海、大肆淫掠、成功母亦被汚、歎曰、何面目復見人耶、登城樓自殺、投河水、清兵吐舌曰、婦女尙能爾、倭人勇決、不負所聞也、成功痛恨、剖其母腹、出腸滌穢、重納之以斂

われ之に願ふに、此説或は妄ならんか、城閣の上に屹立し、壯快の死を示して、以て北人の舌を捲かしめし烈婦、而かも一門悉く退くの時に當り、獨り死を決して孤

城を守るの烈婦、而かも耻を知りて自殺する烈婦いかかに慌忙の際とはいへ、身辱らるゝに至るまで、靦然として一死を惜むの理なかるべし、かつ鄭成功が利刃の下生母の腹を剖くが如き、いかに穢を滌ふとはいへ、いかに夷法を用ゆるとはいへ、いかに痛恨の餘に出つるとはいへ、到底孝子の心の忍ぶ能はざる所、亦これ一篇稗史體の文章、故らに奇事を作りて、以て人眼を慰むるの類なるを知るべし、抑も賜姓始末の録する所は、尤も訛傳多し、夫れ安海は則ち安平鎮にして鄭芝龍及び芝豹等か退居せる所、かの田川氏か嬰守せる泉州城廓と、頗る雲山を隔つるに、猶ほ記して清兵至安海、大肆淫掠と云ふもの、既に一大誤謬に屬す、其他、田川氏を指して日本王族の女と爲す如き、芝龍の未だ降らざるに、芝龍既降、其家以爲可免暴掠と云ふか如き、一枚擧するに追あらず、何ぞ信を措くに足らん耶

鄭亦鄭か鄭成功傳に曰ふ

俄而貝勒王及固山兵至、芝豹乃潰、成功母不去、死之、成功大號慟不自勝

善菴が傳碑に之を詳記して曰ふ

俄而清兵至、芝豹兵潰。奔回安平、成功母田川氏在泉州城、獨不退曰、事既至此、何愛死、登城樓自刎、投水死、成功聞之、大號慟

延平事畧及び鄭氏記事も亦記して曰ふ

芝龍之妻自日本至、在圍城中、歎曰、遙在異域、事既至此、今惜一死、何面目復見人耶、登醜樓自殺投河水、清兵吐舌曰、婦女尙爾、倭人之勇可知也

諸史の記する所概ね此の如し、之を取らずんば、將た何の地に信を考へん耶、誠に田川氏は毅然節を守りて孤城の中に殉せる也、また田川氏の生家に就き、後世の人之を知らんと欲するもの頗る多く、或は今の所謂醜業婦を以て比するものあるに到る、予も亦之を詳にせずと雖、而かも百姓町人の姓を稱するを得ざるは、當時列藩の常例なり、今その田川氏を稱する所より之を見れば、必ずや鄙賤の出に非ざるべし、加ふるに芝龍は平戸侯の宅地を賜ふて優遇せる所、平戸は互市の地として泉州人の

相往來せる所なれば、一は習慣より一は身分より士人も通家と爲るを憚らざりしならん、知らず田川氏は、郷士の出か、醫家の出か、將た亦士人の出歟

備考の十八

野田笛浦が讀朱海微傳に田川氏を平戸の妓に作る殊に謂れ無し

この時、芝龍退て安平を保つ、軍容烜赫、旗影海を搖かし、砲聲地に震ひ、外は武を示すも、内は已に歎を納る、但だ唐王を立つるの故を以て、頗る之を憚る、清將博洛人を遣り之を招く、答て曰く、われ清朝を慕はざるに非ず、唯だ君を立つるが爲めに罪せられんことを恐るゝのみと、時に金固山の兵安平に逼る、芝龍怒て曰く、既に我を招き、また兵を進む、何ぞ夫れ無禮なると、博洛靡して之を退くるもの三十里、さらに書を贈る、その略に曰ふ

吾所以重將軍者、以其能立唐藩也、人臣事主、苟有可爲、必竭其力、力不勝天、則乘時建不世之功、此士之一時也、若將軍不輔立、吾何用將軍哉、且兩粵未平、今鑄閩粵提督印以相待

芝龍も亦以謂らく、われ先きに仙霞の關兵を徹し、清朝に功あるのみに非ず、兩廣は素とわが部下に屬す、一たび降らば、閩粵總兵の印綬は手に唾して得べしと、敵將の甘言と、自家の妄信とは、相牽合して満心の喜悅と爲り、起舞一番、成功を召して事を計る、凜たる成功が忠節、争てか此不祥の言を容れんや、泣て諫めて曰く、父、子に忠を教ゆるも、貳を教ゆるを聞かず、かつ北朝何の信か之れあらんと、語肺腑の中より出て、惻惻人を動かす、子弟も亦海に入らんことを勸む、曰く、虎は山を離るべからず、魚は淵を脱すべからずと、芝龍聽かず、遂に降表を進め、投誠歸順の勳を誇張し、福州に至り、博洛を見る、博洛陽はに歡び、矢を折りて譬ひ、痛飲するもの三日、夜半俄かに營を抜き、挾んで北に向ふ、從者五百人、別營に在り、去るに臨んで見るを得ず、また私かに家信を通するを許さず、面に對し、逼りて家書を作り、必ず清朝の大恩を忘るゝ勿れと書せしむ、芝龍が曰く、子弟多くは兵を擁す、もし不測の變あらば、之を如何んせんと言ふか、博洛が曰く、將軍に於て

與るなくんば、わが慮る所に非ずと、因て鄭成功を召す、至らず、芝龍が曰く、見至らずんば、清朝は其れ奔命に敵れんかと、鄭氏の徒黨みな海に入る、安平には唯だ末弟芝豹が母を奉じて留まるのみ。

われ毎に明史を讀み、讀んで此に到れば痛罵の來るを覺ず、臺灣外記に鄭大木が切諫の語として記する所を見るに、曰く、わが父海南の重權を總握す、兒を以て閩粵の地を度るに、任意に馳驅すべし、もし險を恃み、伏を設けて之を禦かば、百萬ありと雖、何ぞ能く飛過するを得ん、然る後人心を收拾し、その卒を固め、大に海運を開き、販を各港に興して、その餉を積み、將を選び、兵を練り、天下に號令せば、進取は難きに非ずと、信なるかな、韃靼の天下を覆亡するに到りては、或は能はざる所なるべしと雖、而かも進取は猶ほ庶幾すべし、何事か恩を忘れ、節を失ひ、之を小にして身を誤り、之を大にしては國を誤り、醜名を青史に留めて、千歳の唾罵に供し、絶倫の機智材略をして徒らに後人嗤笑の資に供せしむるぞ、諺に所謂る天

魔の魅りし所か、將た海賊根性の未だ脱せざる所ありしか。



第十 慨然として起つ

何胡れう馬を驅りて來の晩き耶(舉止閑雅・宛然儒生○國難に遭ひ、慷慨激烈○儒服を焚く
○文移○陸秀夫とは天淵の差異○永曆即位○成功朔を奉して歸る○元年二年三年の記事○鄭
聯の軍を并す○海盜の東南に在るものも亦屬す○馬得功厦門を襲ふ○鴻逵得功を脱す。律を
按して芝莖を斬る○勢また振ふ○施琅清に降る○珮の成功に罪を得る所以○甘輝あり、萬禮
あり○甘輝の勇猛○長泰を攻む○陳錦の奴を殺す○渾州の合圍○死するもの七十萬○その隨
楚○城を守るものは誰ぞ○鄭家の軍も亦た帥老ひ、糧つく○海微の戦○卒を拜して都督と爲
す○黃愷を殺す軍律肅然

汝の家宅は何の處にか在る、汝が身生は何の點にか在る、問ふて此に到れば、匹夫も鐵を投じて起ち、匹婦も機を下りて振ふ、况や鄭成功が滿腹の忠節を以て、此地覆天翻の時に臨み、看るとして、聞くとして、哀痛悲憤のことに非ざるは莫し、如何んぞ其心を激する所なきを得ん耶、語に曰く、子を知るは父に如くは莫しと、初め父芝龍の降るや、曰く、此見至らずんば、清朝は其れ奔命に敵れんかと、ア、此

見○今○正○に○何○事○を○か○爲○す、何○胡○れ○ぞ○馬○を○驅○り○て○而○し○て○來○る○の○晚○き○耶○。
 鄭○成○功○年○二○十○有○三○歲○を○以○て、始○め○て○隆○武○の○殊○遇○に○逢○ひ、爵○に○列○す○る○も○の○茲○に○一○年○に
 及○ぶ○と○雖、而○か○も○唯○だ○帝○側○に○侍○從○し、殿○中○に○徘徊○す○る○の○み○に○し○て、未○た○嘗○て○劍○光○旗
 影○の○間○に○往○來○せ○ざ○れば、意○氣○の○青○雲○に○激○昂○す○る○も○の○あ○る○に○非○ず、容○貌○の○万○夫○を○畏○懼
 す○る○も○の○あ○る○に○非○ず、舉○止○閑○雅、宛○然○た○る○一○個○の○儒○生○に○し○て、稠○人○も○亦○甚○だ○偉○と○せ
 ざ○る○也、今○や○困○難○に○遭○遇○し、君○主○の○胡○刃○に○斃○れ○て、恩○を○生○前○に○酬○る○能○は○ざ○り○し○を○憾
 み、母○の○非○命○に○死○す○る○を○痛○み、切○諫○の○裨○補○す○る○所○な○く、終○に○乃○父○を○し○て○失○節○の○臣○と
 爲○ら○し○む○る○を○悲○し○み、慷○慨○激○烈、一○語○の○此○に○及○ぶ○も○の○有○れ○ば○則○ち○聲○淚○俱○も○に○下○る、
 因○て○義○兵○を○舉○げ○ん○こ○と○を○謀○り、孔○子○の○廟○に○謁○し、爾○來○服○せ○る○所○の○儒○衫○を○焚○き、先○師
 を○拜○し、天○を○仰○て○曰○く、昔○は○儒○子○と○爲○り、今○は○孤○臣○と○爲○る、向○背○去○留、各○用○ゆ○る○所
 あり、謹○ん○て○儒○服○を○謝○す、庶○く○は○先○師○昭○鑑○せ○よ○と、高○揖○し○て○而○し○て○出○づ、善○き○所○の
 陳○輝、張○進、施○琅、施○顯、陳○霸、洪○旭○以○下○從○ふ○を○願○ふ○も○の○凡○そ○九○十○餘○人、二○大○艦○に

乗○じ、纜○を○斷○ち、帆○を○揚○げ、兵○を○南○澳○に○收○め、數○千○人○を○得○た○り、文○移○し○て、忠○孝○伯、
 招○討○大○將○軍○罪○臣○國○姓○と○曰○ふ

備考の十九 粵游紀聞にいふ、旗號に殺父報國の四字を書し、海上に出没すと、殺の字恐らくは誤りな
 らんか、いかに父無道なりとはいへ、子とし之を殺す、何を以てか忠臣孝子の列に入るを得ん

願○ふ○に○豪○傑○の○士○は○夫○れ○水○の○如○き○か、一○碧○千○里、上○下○渺○然、別○に○奇○と○す○る○所○な○きは、
 此○れ○其○常○時○の○大○觀○に○屬○す○る○と○雖、而○か○も○激○風○一○た○ひ○來○る○や、濁○浪○天○を○排○し、一○海○冥
 冥、虎○吼○へ、猿○啼○き、日○星○も○亦○曜○を○隠○く○す○の○慨○あり、看○よ○佛○蘭○西○革○命○の○時、天○下○騷
 騷、石○鼎○瓦○釜○も○亦○躍○る、獨○り○彼○の○ナ○ポレ○オン○は、此○鬧○烘○烘○の○世○態○を○把○り○て○冷○然○た○る○心
 眼○の○外○に○置○き、讀○書○三○昧、復○た○天○下○の○事○を○問○は○さ○る○も○の○如○し、然○れ○ど○も○能○く○最○終
 の○勝○利○を○博○し、身○は○九○五○の○高○き○に○登○り、歐○洲○の○山○河○を○震○搖○し、驍○名○を○千○古○の○下○に○留
 め○し○も○の○は、豈○ナ○ポレ○オン○其○人○に○非○す○耶、彼○れ○と○此○れ○と○は、時○と○態○と○を○異○に○す○と○雖、
 而○か○も○忽○焉○と○し○て○豹○變○す○る○に○至○り○て○は○則○ち○一○途○に○出○つ、語○に○曰○く、始○め○は○處○女○の○如
 く○な○ら○ん○を○欲○し、終○り○は○脱○兎○の○如○く○な○ら○ん○を○欲○す○と、ま○た○此○れ○之○れ○を○謂○ふ○な○る○か、

殊に孔子の廟に謁して儒服を焚き、先師に謝するに到りては、壯の尤も壯、快の尤も快なるもの、千歳の下、士人をして氣を吐き眉を揚げしむ、之を夫の宋の陸秀夫が國家覆亡の時に臨み、崖山の舟中に坐し、涙を弾して一卷の論語を講ずるの迂なるに比すれば、その優劣奚ぞ翹た天淵の差異のみならん耶。

帝由柳は故の桂王の子也、亂を避けて梧州に寓す、會ま福州の陥り隆武の死するにあひ、廣西の巡撫瞿式耜、兩廣の總督丁魁楚等と相謀り、王を立て國を監し、元を永曆と改め、明年を以て元年と爲し、肇慶府署を行宮と定む、時に成功南澳に在り、遙かに永曆の帝位に即き、元を改むるを聞き、朔を奉して歸る、爾來屢ば兵を出すと雖、而かも別に特筆大書すべきの事なし、今諸史に就き、永曆元年二年三年の記事にして、事の成功に關するものを抜き、之を左に録す

永曆元年四月 成功奉朔自南澳歸、時彩聯兄弟據廈門梧州、乃泊舶于鼓浪嶼
七月、與彩聯共攻海徵、不克

八月、與鴻遠合攻泉州、敗清提督趙國佐數百騎于桃花山、追至城下、援至、解圍、成功回島、鴻遠艤舟泉港

二年三月、成功寇同安、民好闘、偕守將拒于店頭山、成功斬其數騎、民兵奔潰、至同安、守將王彪、折光秋、知縣張方齡棄城遁、成功入踞之、以葉翼雲爲同安令轉侵泉州

四月、成功子經生、立爲嗣子、母董氏、經或稱錦、或稱錦舍

七月、清帥修國器等援泉州、鴻遠入潮、成功入島、留兵守同安、清兵攻陷城、翼雲等死之、

三年正月、成功募兵乎銅山、令施琅、楊才、黃廷柯、宸樞、康明、張英等攻漳浦、清守將王起鳳降、授鐵騎鎮、改正兵鎮、尋下雲霄、抵詔安、屯分水關、令黃廷柯等守盤陀嶺、清兵來攻、宸樞等死之

七月、永曆遣使至島、封成功爲延平公

鄭家の軍、將は旋天の略なきに非ず、卒は拔山の勇なきに非ずと雖、而かも義を唱へてより日猶ほ淺ければ、聚まる所も亦至て少く、以て四境の守を固くする能はず、或は又數道の敵を一地に聚めて、之を一擧の下に掃ふ能はず、こゝに一城を取れば、かしこに一柵を失ひ、彼此の攻守、幾度か相苦辛し、一刀兩斷の快事を見るに由しなくして、以て此四年の久しきに涉れるのみ、ア、成功の一生は、遂に此詹々の中に了らんとするか、曰く否、今や正に一個の好事に遭へり、何をか好事と謂ふ、曰く鄭聯の軍を併せたる也、初め福州の守を失するや、族屬鄭彩は、其弟聯と俱に遁れて魯王に従ひ、厦門及び梧州に據る、梧州は金門也、厦門は左中所也、同しく同安に隸して兩島と爲り、海南の要害を以て稱せらる、爾來權勢日に重く、魯藩の柄を專にし、熊汝霖、鄭遵儉、錢肅樂の輩を殺し、愈よ横暴を極めて、而して聯尤も沈湎、復た事を理めず、加ふるに家將章雲飛の恣肆不道なる、現に敗兆あり、此時、成功潮州の人陳斌及び黄海如を以て嚮導と爲し潮に入り、甘輝を遣り賊黃亮采を峽

山に殺し、粵東の邵提督を潮陽に破り、流に乗じ、帆を揚げ、兩島に向ひ、鄭聯か近狀を聞知し、怒る甚だし、密に麾下に告げて曰く、兩島は、吾家臥榻の側、アニ他人の鼾睡を容れんやと、即ち兵を嚴にし、揭揚より厦門に到る、時正に仲秋、鄭聯酒を載せ、月を萬石巖に賞す、巖は城東數里の地に跨り、石を鑿ち、洞を成し、奇醜愛すべく、皆な聯か千金を一擲して構造せる所なりといふ、成功至れとも迎へず、詰朝酒醒むるに及び、始めて出て、成功を見る、成功笑て曰く、兄能くわが爲めに一軍を以て假されんか、聯未だ對へざるに、銳を執るもの已にすゝむ、聯唯々するのみ、成功軍を靡き、進んで聯が船に逼る、聯が部兵一齊に俯伏し、復た遁るゝもの無し、これを以て容易に聯が軍を併するを得たり、未だ幾ならずして、聯を邀へて黄石に遊ひ、刺して之を殺す、初め成功の將に至らんとするや、威名赫烈、草木も亦震ふ、彩の曰く、避けずんば不可也と、聯従はず、遂にこゝに及ぶ、彩部下を率ゐて南中に遁れ、漁獵するもの數年、後ち成功の復する所と爲り、家に卒す

備考の二十 成功艦軍過聯船、諸將皆嬰伏、莫敢動、聯軍竄入金門、愬於彩、彩知力不敵、出避之と、
こゝに附記す

抑も鄭聯が兵は一萬許、成功一舉にして之を并せられたれば、兵勢日に盛んに、海盜の東南に在るものも亦盡く之に屬し、現兵凡そ四萬有餘、以謂らく以て胡人に試むべしと、廣州の鎮師杜永和と共に事を謀らんと欲し、纜を解て南のかた平海衛に向ふ、清の張學聖及び黃樹、成功の南下せるを窺ひ、急に馬得功を促かし、兵を移して厦門を取らしむ、時に鴻逵潮州の揭揚に在り、鄭芝莞代りて之を守り復た備を設けず、得功先づ數十騎を遣り、五通を渡りて岸に上り、その兵を逐ふて之に據る、居るこゝと數日、鴻逵來りて得功を圍み、急に之を攻む、得功が曰く、公等の家眷みな安平に在り、われ出でずんば、恐らくは不利あらんと、鴻逵は情に脆し、語を聞き、色動き、つゝに其兵を緩む、四月、成功師を班して島に到れば、得功既に逸し鴻飛冥々、復た踪迹すべからず、恨悔交も至り、律を失ふの罪を按して、芝莞を斬り、鴻

逵か衙署に入るを停む、諸將は之れが爲めに震懼し、兵士は之れか爲めに股栗し、勢また振ふ、

後世の史家或は鄭延平が法を執るの峻酷なるを責む、人苟も常情を以て之を測れば、誰れか復たしか思はざらん耶、然れども軍旅の中、斯くの如くせざれば則ち必ず不可なるもの有り、夫れ芝莞は成功の従叔、鴻逵は成功の叔父、之を束ね、之を殺すは、到底人情の忍ぶ能はざる所、成功アニ獨り情に酷薄ならん耶、國は法なり、軍は律なり、國主にして法を私すれば則ち亡ひ、軍師にして律を私すれば則ち亂る、これ古今の通弊、乃ち成功の従叔を殺すは、猶ほ諸葛武侯の涙を揮して馬稷を斬るに同じ、かつ隆武か手ら尙方の劍を賜ふ所以のものは、全く此威信を把持せしめんが爲めに屬す、乃ち成功の芝莞を殺すは、成功之を殺すに非ずして、隆武が手自ら之を誅するに同じ、復何の容喙すべき所かある、之に加ふるに成功が義剛と忠烈とは、凜然として氷雪の如く、乃父の恩愛を斷却して、秋毫も顧みざるもの、アニ獨

り從叔叔父の爲めに軍律を假借して以て威信を士卒に失墜するを之れ爲さん耶、た
い此時に當りて、尤も悲むべきは、一個の名將を失へるに在り、鄭氏紀事に曰ふ

成功部將施琅、風宇魁梧、知兵法、至鄭家樓櫓旌幟器械之制、皆琅所創、然恃才
頗倨傲、得罪成功、成功將殺之、琅竄匿、成功殺其父及弟顯、謂琅去必貽吾患、
逮捕急、部將蘇茂憐其才、令琅逸去、自白請罪、成功赦之、然憾其所爲、琅降清、
爲福建水師提督、駐海徵、後果爲鄭氏患矣

施琅才を恃みて倨傲なりと雖、而かも輜略に通し、機謀に富む、固より一個の名將、
鄭家の爲めには左右の手足たるを失はず、知らず如何の地、如何んの事より其罪を
得たる、鄭成功傳に曰ふ、

標兵得罪、逃於成功、琅捕治之、馳令勿殺、琅竟斬之、成功怒、將捕琅
願ふに成功の軍律を重んずる、叔父の親をだも免かれざる所、既に芝莞を斬りて、
鋒尖の鮮血、猶ほ未だ乾かざるに、何の顔色ありて能く一兵一卒の爲めに之を寛に

するを得ん耶、もし斯くの如くんば、威信は全く失墜し、唯た施琅のみに非ず、一
軍の偏帥悉く之に叛くに到らん、また以て施琅か罪を得るの之より大なるもの有り
しを知るべし、われ諸史に涉獵し、今に其原因を叙するものを見ざるを憾む、唯た
稗史に曰ふ、成功施琅の從將會德法の讒を信して、以て此に至ると、知らず真か僞
か、幸に大方の指示を待つ、抑も亦夫の施琅は、後年成功が死するの後に在て、澎
湖を抜き、臺灣を陥れ、以て鄭家の遺業を覆亡せるもの、予は獨り蘇茂の之を逸し
て殺さざりしを惜む

鄭鴻達は白沙に隱退し、鄭芝莞は殺され、鄭彩は遁れ、施琅は叛く、成功は今より
誰れを頼みに水火の中に赴かんと欲するか、幸に憂ふるを休めよ、營中編裨こゝに
一變すると雖、而かも新進の部將に、甘輝あり、萬禮あり、輜略は施琅に超へ、忠
節は鴻達に勝る、また以て百萬虎狼の齒牙に戯るべし、加ふるに鴻達が多半の兵を
分つて成功の麾下に屬したるに因り、見兵凡て六萬餘、五年五月南溪を攻めて、漳

鎮の王邦俊を破り、十一月提督楊名高と小營嶺に戦ひ、大に之を破り十二月、漳浦を攻め、守將楊世德等を降し、

備考の二十

紀事に曰ふ、十二月營藩の王名振厦門に之き、成功に依る、成功扶助し、軍營を整頓すと、

こゝに附記の

翌年正月、海徵を攻め、城守郝文興を降し、左都督を援け、四月轉して長泰を攻む、中提督甘輝は、本と漳州の人、生れて而して穎悟、唯た兵法を學ひ、四夷の事に通するのみに非ず、兼ねて騎射を善くし、勇猛絶倫、清將王進と驍名並ひに三軍に冠し、久しく雌雄を決せんことを念ふ、この日、適ま相會ひ、身を挺して自ら戦ふ、已より午に至り、勝敗未だ決せず、縦横跌宕、兩軍戦を止めて之を觀、驚て以て神と爲す、兩軍の交も逼るに及ひ、始めて之を解き、王進は奔りて長泰に入り、城に據る、甘輝日夜之を攻むれども克たず、清の浙閩の總督陳錦來り援ふ、輝迎へ撃て之を走らせ、復た長泰を攻め、遂に之を陥る、王進遁れて郡城を保ち、漳州の屬邑悉く

甘輝に降る。
七月、陳錦を奴、錦を殺し、來りて成功に歸す、成功厚く之を賞す、既にして翻然として悟る所あり、曰く、僕隸の人にして、その主を戕ふは極惡無道、之を赦すは天下に刑なき也と、終に之を殺す、誠に忠義の氣を振興するに於て、何ぞ彼此の別あらん耶。

備考の二十一

賜姓始末に曰ふ、七月七日、陳錦爲其内史李進忠等五人所刺、以其首來降と、他の諸書

には皆な奴錦を殺すに作る

此時は、功大軍を督して漳州の城を圍み、堤を鎮門山に築き、水を灌へ、城に灌ぎ、内勢を盛め、外援を絶ち、百方攻撃晝夜絶へず、四月より十月に到り、月を闕するもの六、日を闕するもの一百八十餘、清の金固山が來り救ふに及び、始めて圍を解き、柯朋を遣り、接戦せしむ、願ふに此漳州の合圍は稗史正史の傳へて以て極慘極凄とする所、今その概況を知らんと欲せば、左の三節を讀め、鄭氏紀事中の一節

城中食盡、人相食、枕籍死者七十餘萬人、間存者氣息僅屬、雖悲泣無淚、有一人餓死、隣舍見竊食其肉、腸中皆故紙、字書隱隱可辨、人々相食み、枕籍して死するもの七十餘萬人とは、何ぞ其れ凄なる耶、氣息僅かに屬して、悲泣するも涙なしとは、何ぞ其れ痛なる耶、腸中の故紙、字書辨すべしとは、何ぞ其れ酸楚なる耶、また臺灣外記中の一節

但城内人民繁聚、畜積無備、主客之兵既多、倉稟之儲告匱、遂奪民食、至不舉煙、各戸絶粒、金珠寶玩、賤如瓦礫、皮紙樹皮、尋取殆盡、弱肉強食、死亡塞戸、獨有、一家、見城被圍不脱出、虞有奪食、將所剩米粉、做成塊、晒乾疊起、外扶以泥、俟更深人靜、邏卒巡更後、私敲一塊、煮爛如糊食之、得保全焉、又有公姑饑甚、欲殺其媳食、媳知遁歸父母家、父母問以歸之故、女述公姑意、父母曰、吾生汝、且不得食、隨殺其女食之、

また一節

周亮工發府縣倉米、煮粥賑濟、但餓死者十有其三、而就賑者下咽立斃、又十有其七、枕籍街衢、橫列閭巷、發收骸骨、計有七十三萬餘衆、瘞三大穴、一碑同歸所、一碑萬安所、一碑萬公所、其餘收不盡、落溝陷窞、及自理者、不可勝計、

夫れ外記は一部の稗史のみ、固より華張の語あるを免れざるべしと雖、而かも十二分の筆力を揮ひ、曲寫して、以て此に到れる所を見れば、その酸楚の狀も亦た頗る推測すべし、抑も又漳城の守將が、此屍山血海を左右にし、凜凜たる氣概、秋毫も届する所なく、能く糧餉つき、外援絶ゆるの城に嬰りて、以て一百八十餘日を支へしは、實に睢陽の張巡も遠く及ばざりし所、固より特筆大書せざるべからず、知らず城を守りしものは誰れとか爲す、曰く馬逢知、曰く王邦俊、

鄭成功ずてに漳州の城を圍み、糧を截り、援を絶ち、七十餘萬の衆を殺すに至りしと雖、而かも終に寸功を收むる能はず、獨り十有八旬の苦辛を擧げて、一朝之を水泡に歸せしめしのみならず、六萬の大軍を率ゐて久しく堅城の下に頓まりし結果は、

師老ひ、糧つき、復た如何ともする能はざるに到る、加ふるに、柯朋、陳鳳、周全斌の敗れ歸るにあひ、遂に大に崩れ、兵を收めて海微を保つ、翌年五月、金固山來りて海微の城を攻む、城壞るゝもの數百丈、死者累累として右左に山積するも、成功躬自ら雉堞の上に立ち、指揮自若として、ますく軍を治む、既にして矢礮雨の如く下る、成功呼つて曰く、天尙ほ我を佐くるかと、下りて而して息ふ、礮丸俄に來りて其坐を碎く、一日空砲の頻りに發するを見、笑て曰く、敵將に城に逼らんとする也と、兵士をして各斧を執らしめ、令して曰く、敵至らば、宜く斫下すべしと、言未だ既らざるに、敵兵跳りて濠を踰へ、城に登る、一卒連かに巨斧を揮へば、衆之に従ひ、隨ふて斫れば隨ふて落ち、濠爲めに平かに、固山宵遁る、因て夫の巨斧を揮ふの卒を抜き、拜して都督と爲し、海微を守らしむ、海微の守愈よ固く、將士その賞罰の踵を旋らさずして而して來るを見、みな成功の爲めに力を出さんことを冀ふ、時に海濱騷擾、餽饗給せず、黄愷をして餉を主らしむ、愷才氣に富むと雖、性

頗る陰賊に、權を招き、財を貪り、士民の苦しむもの多きに因り、收めて之を殺す、抑も鄭氏の兵興りてより以來、軍律肅然、兵士に淫略なきが故に、孺子婦人も來りて軍旅と肩を比へ、道を争ひ、軍餉或は乏しければ、乞ふて之を富家に索め、復た之を小民に需めざるが故に、到る處人人悦服す、その兵を帥ゐるの正堂堂たるは、宋家の岳飛の如く、威力草木に加はり、馳名海南に震ふ、



第十一 招撫

清主招撫を謀る○芝龍妻子を招かんことを請ふ○成功及び鴻遠に諭す○劉清泰に勅す○馬得功張學聖罪せらる○招撫の意に酬なるの致す所○封爵○清主の意○招撫の機に乗して兵を用ゆ○芝龍清主に對す○議して勅諭す○また勅諭○愚弄○一方は熱、一方は冷○揚名高の上奏○芝龍の心緒○芝龍の請ひ○清主重ねて勅諭○順逆兩端、一言に決すべし○芝龍及び芝豹を幽す○斷乎として願みず○招撫は成らず、今や兵あるのみ○議政王貝勒王の會議○姑息の戰策○成功漳州を攻む○修巡撫の上奏○清人大舉して鄭氏を討つ

鄭○成○功○勇○猛○無○雙○の○軍○を○率○ゐ○て、北○胡○南○來○の○大○兵○に○抵○敵○し、將○を○斬○り、旗○を○奪○ひ、銳○鋒○殆○ん○と○當○る○べ○か○ら○ざ○る○に○依○り、清○主○章○皇○帝○は、こゝに○招○撫○の○こゝとを○謀○る○に○到○りぬ、この時、鄭芝龍清朝の封爵を受け、一等精奇尼哈番を爲り、北京に在り、初め芝龍彼に在り子五人あり曰く世恩、曰く世忠、曰く世陰、曰く世渡、曰く世襲、みな成功の弟也、芝龍の京に入る唯た世忠のみ之に従ふ、こゝに於て清主に請ふて曰く、臣が歴世の墳墓は福建に在り、願くは繼母及び弟芝豹、子世恩各一人を其地に留め、

妻妾及び諸子を搬取して以て京に來り、同じく聖恩に沐浴するを得んと、清主之を許す

備考の二十二

芝龍の前妻は即ち田川氏、既に兵に死す、こゝに所謂る妻は即ち繼室顏氏

仍て世忠を官して二等待衛を爲し、さらに芝龍をして書を作りて、成功及び鴻遠に諭さしめ、かつ浙閩の總督劉清泰に勅し、前後の策を授く、その勅文の略に曰ふ、俟芝龍家人回信到閩、成功等悔罪歸順、一面奏報、一面遣才幹官一二員、到彼審察事情、歸順彌實、赦罪授官、置原任地、若執迷不悟、爾即進勦かくて李德を遣り、芝龍の家書と勅書を齎らし閩中に赴かしむ、實に永曆六年十月のことに屬す、翌年二月、清主成功が怨を馬得功及び張學聖に挾むを聞き、張馬の職を褫ふ、即ち三朝實錄の一節

劉清泰奏清主曰、日者、撫臣張學聖、遣臣黃澗。鎮臣馬得功、垂涎于成功金穴、窺其他出、潜帆往襲、悉擄其家資、以致鄭逆索償修怨、海郡淪陷、三臣罪固難遁、

清丰勅褫學聖得功等職、下之刑部

之、を史乘に徵するに、往年鎮帥馬得功が成功の南下を窺ひ、巡撫張學聖の移牒に接して、厦門を襲ふの時に際し、成功の家貨を掠奪せるは、復た掩ふべからざるの事實なりと雖、而かも當時の戦闘に於て、敵人の家を焚き、敵人の財を掠むるは、將として、卒として、復た人の之を爲さざるは莫し、何ぞ怪むを須るん耶、而して清主の特に張馬を罪する所以のものは、畢竟成功の歡心を得んが爲めのみ、亦其いかに招撫の意に耐なりしを見るべきか、その耐なるの致す所は、深く恩澤を鄭氏の一門に加へ、必ず成功をして情に届し、恩に感して、以て歸順せしめんと欲し、五月を以て封爵を授く、即ち成功傳の一節

順治十一年即永曆七年朝命鄭買二員招撫、賜成功海徵公爵、芝龍同安侯、鴻遠奉化伯、

芝豹都督、成功不從、芝豹同嫡母顏氏入京、

芝龍は侯、成功は公、子の爵位は父の上に在り、亦厚しと謂ふべし、史に記する所

に依れば、初め清主は心に以謂らく、芝龍既に降る、子弟何ぞ父兄に背くに忍びんや、此れ必ず地方官が我意を體せず、行事乖張の致す所、成功に向化の心ありと雖、上達するに路なからん、もし成功等にして來り歸すれば、即ち之を海上に用ゐ、必ずしも京に赴かしめずと、尋常一様の臆斷を以て、招撫必らず企つべしと爲せり、然れども成功が氣概と忠節とは、夙に尋常に拔越し、所謂る日月と光を争ふもの、如何んぞ尋常一様の臆斷を以て其心を測るを得ん耶、即ち封爵の榮と父子兄弟の恩愛とは、唯た芝豹の心を動かすべきも、成功の心は巍然山の如く、清主が年來の招撫の心を把りて、一朝に水泡に歸せしめ、さらに招撫の機に乘し、兵を率ゐ陸に上り、福建及び泉州漳州の地に縦横し、城を拔き、營を焚き、頗る陸梁を極む、十月、芝龍清主に奏して曰く、臣さきに鴻遠成功を招撫するの命を奉し、即ち書を貽くり、聖意を傳ふと雖、成功頑として命を奉し、爵を受けずと、清主因て議政王貝勒大臣を以て確議せしめ、決議の結果として清主は實に成功に勅諭し、必ず撫に就くを勸

む、勅に曰ふ

朕惟閩海粵區、兵戎重寄、置資勳冒、以靖封疆、爾成功乃我朝世襲同安侯芝龍之子、曩大兵下閩、芝龍首唱來歸、雖經叙錄、未稱報功、緣睿王疑心輕聽、不計周全恩養、以致爾疑淹留、跡寄海中、情甘化外、朕念、父○子○大○倫○、慈○孝○天○性○、父○既○爲○功○臣○、子○豈○願○爲○仇○敵○、但道阻且修、爾心無由上達、前者李德等持爾家書至、朕令細詢口語、悉爾至情、朕惻然念之、推心置腹、何分新舊、即使海隅底定、防鎮亦必需人、與其別擇他人、豈如任用爾等、朕因加之封爵、卑以事權、聿同開國之初、特賜承家之慶、茲封爾爲海澄公、掛靖海將軍印、照例食俸、因爾兵卒房地原在泉漳惠潮四府、即命住此四府地方、止將四府水陸塞遊營兵餉、撥爾部官兵不足、別補正額殘糧、仍行解部、其管民文官、俱聽部選、爾原轄武官聽爾酌量委用、姓名官銜、開海送卿、即將歸順官兵數目、詳開奏聞、海上諸寇、爾須相機防勦、洋船往來、供著管理、稽察奸究、收取課稅、交布政司解地方官、許民事詞訟錢糧、等項

俱係有司職掌、有督撫管理、爾不得干預、爾膺此寵嘉、受茲信任、務殫心竭力、以圖報稱、海濱寧謐、惟爾之功、如果建有殊勳、仍加懋賞、山河帶礪、垂於永久、忠孝兩全、身名俱泰、豈不休哉、爾其欽承之、毋替朕命

之○を○海○德○公○爵○に○封○し○、之○を○靖○海○將○軍○に○拜○す○、寵○遇○既○に○極○ま○れ○る○に○、猶○ほ○殊○勳○あ○ら○は○懋○賞○を○加○へ○ん○と○稱○す○、凡○夫○此○に○到○ら○は○、誰○か○復○た○尾○を○掉○か○し○首○を○垂○れ○さ○ら○ん○、また疾○呼○と○し○て○曰○ふ○、父○子○は○大○倫○、慈○孝○は○天○性○な○り○と○、成○功○之○を○知○ら○さ○る○に○非○ず○と○雖○、而○か○も○大○義○の○猶○ほ○之○よ○り○大○な○る○も○の○有○る○を○い○か○ん○、嗟○吁○乎○成○功○ア○ニ○私○情○の○爲○め○に○其○心○を○貳○に○す○る○も○の○な○ら○ん○や○、ア○ニ○富○貴○を○慕○ふ○て○其○志○を○枉○く○る○も○の○な○ら○ん○耶○
また曰ふ

朕臨御天下、思與百姓休息、底于太平、有負固不服者、則兵之、其有輸誠國家、矢忠宣力者、爵賞之、曷有靳焉、爾父鄭芝龍首先投順、忠誠可嘉、特卑侯爵、世々延賞、封爾爲海澄公、泪爾叔一門恩榮、朕豈憚於用兵如此哉、但以爲力服明威、

何如布恩示信、爾不祇承勅印、爾仍遣李德等來、爾父持爾書入告、朕覽書、內有君擇臣、臣亦擇君之語、爾來投誠、正是擇君、朕破格委任、正是擇臣、君臣一心、至誠相待、何有不信之處

外に破格信任の意を述べて、以て其情を惹かんことを試み、内に威武烜赫の勢を述べて、以て其膽を奪はんことを試む、成功か確固不拔の志、アニ威武の爲めに屈するものならん耶

備考の二十三 此勅諭中に爾父持爾書入告云々の語あるを見れば、成功は實に自家の心事を寫して、以て、父芝龍に贈れるや、疑なし、惜いかな今傳らず、唯だ臺灣外記に父及弟に贈るの書として録する所を見るに、滔々一千言、われ之を把りて此勅語及當時の情態に参照するに復た信を置き難く、明かに後世稗史家流の擬作たるを認む、また劉清泰か成功に送れる勅降書二篇あれども、これ亦疑はしきを以て一切採録せざること、爲しぬ

又曰、爾父爲貝勒所給、屈抑數年、爾父在睿王時、果有猜疑看守之事、朕親政以來、優厚大臣、加陞爾父官爵、同舊人前例、恩禮罔間、想爾亦已悉之、

初め貝勒の芝龍を招くや、約するに閩廣の總督を以てし、一たび降るに及び、之を挾んで而して北に向ふ、この勅辭は實に之を辨する也、然れども清主が芝龍を侯爵に封ぜしは、昨今のこと、即ち招撫の手段として、此優恩を加へしのみ、如何んぞ成功の眼を遮るを得ん耶。

又曰、一政一議、二三其令、但固山奉命在先、劉清泰招撫在後、及爾差人一到、即令撤兵、何嘗失信、

傳ふる所に依れば初め勅使の閩中に到るや、成功之を欺待し、かつ全閩を賜らず、四府の官兵を撤せざれば兵士を安排するの道なきを辭とせるが如し、此勅辭は或は之を辨するものには非るか、然れども固山は實に海徵を圍み、鄭軍の返撃に遭ふて、僅かに身を以て遁れたるもの、此に兵を撤せしむと云ふは蓋し飾言のみ。

又曰、卑以三省、海寇總令管理防勦、并非沿海地方、前勅甚明、豈可援以爲請、又曰、三府屯兵、並轄三省沿海地、原勅止有泉州等處、並未有三府之說、此傳言

之誤、爾言一府未足屯兵、未爲不是、
 こゝに由りて之を觀れば撤兵の外、さらに種々の條件を請求せるもの、如し、われ願ふに、成功は實に清主が招撫の意に酣なるに乘じ、一步は一步より出來がたきの請求をなし、遠來の勅使を愚弄して、以て軍氣を振興し、人心を收攬したるものなる可し、亦た壯快の男兒なるかな。

又曰島上諸紳籍沒已盡、道府縣視爲奇貨、或亦有之、諸人果非叛逆、有司何得執問、既係叛逆、窮究黨與、亦未爲過、又曰、公爲五等上爵、充總兵官、尙在提督之下、似爲有理、故命爾掛靖海將軍印、總兵官は提督の下に在りとして、之が不平を鳴らすに至りて靖海將軍の印を授くるが如きは如何に其熱心なるやを想見するに足る。

又曰、用人莫疑、疑人莫用、朕固不疑、故授以封爵委爾以海上之事、如有所疑、豈加封委任、

ア、堂々たる天子を以て、海南に懸在せる亡國の孤臣に對し、一々答辯、辭を卑ふして以て之を慰め、之を諭し、身自ら其愚弄せられたるを知らず、看よ一方の本氣なる、一氣の浮氣なる、一方の熱なる、一方の冷なる、清主の心は寒暖計百度に昇り、成功の心は零度以下に降る。

又曰、父親致力於内、兒盡力於外、付託得人、地方安靜、此言殊不合理、朕再三宣諭、不願加兵、爲地方頻年兵火之苦、又爲爾家父子間隔之情、爾即多所詞說、皆所不計、朕念爾兵卒衆多、一府難以安插、錢糧難支給、仍益以漳州惠州三府並泉州四府駐劄、即將四府水陸塞遊營兵餉、撥給爾部下官兵不足、不別補正課錢糧、仍行解部、管民文官、俱聽部選、爾原轄武官、聽爾遴選委用、仍將姓名職銜具題、造冊送部、開洋船隻、爾得稽察、收納課稅、送布政司解部、朕待爾推心置腹、毫無猜疑、爾受茲勅諭、便當安插兵丁、防勦海賊、所轄將士、嚴行約束、勿使侵擾百姓、上以報朕委任之意、下以全爾等歸命之忠、爾能積德累勞、仍有懋功懋賞、

主臣相得、垂諸史冊、豈不休哉、

翻覆丁寧、辯じ來り、説き來りて、復た餘力なし、かつ其前勅と云ひ、再三宣諭と云ふ所より、之を見れば、勅諭の一二回に止まらざりしを知るべし、借問す御視の回むこと幾寸ぞ耶、御毫の禿ぐること幾管ぞ耶、獨り憐む、清主が熱烘々たる招撫の心も、遂に成功の心を動かすに由なく、却て其愚弄の材料に供せられんとは、眞に一笑のことに屬す

八年五月、清の福建提督楊名高、清主に奏して曰く、成功撫に就くと云ふと雖も而も接して開がす、衣冠舊の如し、且つ兵を縦つて焚掠し、延建を侵擾し、情甚だ測り難しと

かの芝龍、一たび清に降りてより、屈抑多年、絶倫の材武を龍争虎擲の地に出して、以て驚天動地の功を立つるに由しなく、今は僅かに侯爵に封せらるゝと雖、而かも四肢を困縛せられて、轅下の駒の如く、攀中の鶴の如く、當年の意氣、既に早く消

沈するの致す所は、骨肉を思ふの情愈よ濃かに、内は身の風前の燈火に似たるを憐れみ、外は子弟の海島に蹠踞して、將に清主の電掃に遭はんとするを悲しみ、蕭々たる春雨、冷かに衣袂に泌むの夕、一念此に到れば、心緒亂れて麻の如く、九腸寸斷し、覺えず雙涙の下るもの前後幾回ぞ耶、况や今は楊名高が兒子跳梁の狀を訴ふるにあひ、愁悶の心言ふべからず、因て和碩鄭親王、濟爾哈郎等に請ふて曰く、次子世忠、成功と誼手足よりも切なるもの有り、もし今使臣と同じく成功の處に到り論すに君恩を以てし、責むるに父命を以てし、微言婉導すれば、彼れ必ず化に向はんと、濟爾哈朗議して之を清主に奏す、清主既に再三の宣諭を以て、成功の心の動かすべからざるを知ると雖も、此語を聞くに及んで、死灰重ねて燃へ、心に以謂らく猶ほ一線の繫くべきもの有りと、七月また葉阿二員を遣り、成功を招撫せしむ、その勅諭に曰ふ、

自古識時俊傑、遇推誠待人之主、坡肝投順、矢忠勿二、方能建立事功、身名俱泰、

未有猜疑觀望、可稱識時知命者、朕承皇天眷佑、奄有萬方、海陬一隅、何難偏師
 戡定、但聞嶠蒼生、皆吾赤子、不忍動兵、又念爾父鄭芝龍投誠最早、忠順可嘉、
 故推恩延賞、封爾公、給與勅印、俾爾駐劄泉漳惠潮四府、撥給遊營兵餉、養爾部
 下官兵、朕之推誠待爾、可謂至矣、爾曰剃髮傾心、義不再計、今據爾疏奏、雖受
 勅印、尙未剃髮、冀望委卑全閩、又謬稱用兵、屯劄舟山、就近支給溫臺寧紹等處
 錢糧、詞語多乖、要求無厭、乃復以未撤四府官兵爲辭、爾尙未歸誠、豈有先撤官
 兵之理、爾若懷疑猶預無歸誠實心、當明白陳說、順逆兩端、一言可決、今如遵照
 所領勅印、剃髮歸順則已、如不歸順、爾其熟思審圖、毋貽後悔、
 此の一篇を讀まば、さすがの清主章皇帝も、既に成功が愚弄に疲れて、諺に所謂堪
 忍囊の破れたるを見るべきか、曰く、詞語乖多く、要求厭なしと、頗る怒氣を含み、
 前勅の丁寧なるに似ざる也、また筆を歸順すれば則ち已む、然らざれば則ち兵あら
 ん、順逆兩端、一言に決すべしと云ふに止めて、最後の決答を求めたり、然れども成功

は徹頭徹尾之を愚弄し、敢て明答せず、唯だ兵を沿岸に出して暗に命を奉ぜざる意
 を示しぬ、鄭氏紀事に曰ふ、

清主復遣葉阿二員招撫成功、成功不從、清遂幽芝龍芝豹乎寧古塔

慘怛たる招撫の苦心も、此に到りて遂に水泡に歸し、其熱烘烘の心は、俄然變じて
 冷冽冽の心と爲り、芝龍芝豹を捕へて寧古塔に幽せり、この時、成功の心緒は如何
 ん、傳碑にいふ、

遂將芝龍芝豹等、俱就寧固塔正法、成功不願

斷乎として願みず、願みずと雖、而かも父の幽せらる、アニ心緒の絶ゆる所なきを
 得ん耶、初め成功の父に別るゝや、岐に臨み、告げて曰く、父もし不幸あらば、見
 は當に縞素して、以て忠孝の局を結ぶべしと、即ち知る成功が父の囚を願みざるは、
 斷斷たる決心、夙に此に在るを以ての故のみ

然し鄭成功傳に芝龍を高祖に實き、芝豹を寧古塔に囚ふにつくる、此説或は信ならんか○成功傳、及び傳碑には、最後の勅諭の一節を十月のことにつくる、われ思ふに、七月より起りて、十月に結着を告げたるものなるべし、豈必ずしも誤れりと謂はん耶、

ア、清主の招撫は遂に成らずして、空しく徒勞に屬しぬ、今や兵あるのみ、知らず如何にして其兵を用ゐんと欲するか、實録中の一節に曰ふ

是月、清政王貝勒王會議、鄭成功屢經寬宥、遣官招撫、並無剃髮投誠之意、且

寄伊父芝龍家書、辭語誇張、肆無忌憚、不降之心已決、請勅該督撫鎮、整頓兵馬、固守城池、勿令逆衆登岸、騷擾生民、遇有乘閉上岸者、時發兵撲勦、從之、

兵馬を整頓して、固く城池を守り、鄭兵の岸に登りて、生民を騷擾するを禦くとは、何ぞ夫れ遂巡甚しき耶、偶之間に乘じ、岸に登るもの有るを認め、始めて兵を發するとは何ぞ其れ緩漫なるの甚しき耶、願ふに鄭家の兵は、十有數年來の操練に由り、習慣に由り、經驗に由りて、尤も海戰に長じ、激浪怒濤を視ること平地の如く、能く大艦巨舶を操縱するのみか、さらに海島要害の地に躊躇したれば、いかに曠野に

激闘して功名を博したる清兵も、復た水に慣さる所より遂に之を攻むるに路なく、勢此姑息の戰策に出でたるものなるべし、この時、成功漳州を攻む、漳の鎮標劉國軒門を開きて之を納れ、守將朴世用、及び知府房皇燦、知縣周瓊等と相率ゐて來り降り、十邑みな下る乃ち勢に乗じて泉州の屬邑を掠む、福建の巡撫修國器奏して曰ふ、成功漳郡を襲破し連りに各邑を陥れ、復た泉州を圍み、警興化に連なる夫れ海賊は陸地と同じからず、帆を揚げ、楫を撃ち、至る所に犯すべく、賊衆億萬、孤城を攻圍す、單弱虞るべし、請ふ迅かに滿州の大兵を發して蕩勦し、併せて廣東、南越の督撫に勅し、潮州の水師を出し、直ちに厦門に到り、閩帥と首尾並び撃たば海氛靖すべしと、清主乃ち世子濟度を拜して定遠大將軍と爲し、多羅貝勒、巴爾楚渾等と同じく大兵を統へ、南のかた鄭氏を討たしむ。

第十二 援を求む

隆武即位の年より始まる〇崔芝か書〇一篇は兵を乞ひ、一篇は武器を請ふ〇臣を稱す〇怨を忘れ嫌を忍ぶ〇涙少なき執政〇隆武二年黃徵明國書及芝龍の書を瀦らし來る〇明末の疲敝〇朝廷へも書を呈す〇書中の大意〇禮物〇芝龍が投降の年月日につき疑案〇少女十人僕十人を乞ふ〇長崎奉行に送るの書〇六月廿日の解纜〇下知狀〇三藩出征を冀ふ〇議罷む〇鄭彩兵器を乞ふ〇その書簡〇鄭成功書を長崎譯官に贈る〇幕府報せず〇成功又書を幕府に上る〇施爲する所、天下を鼓動す〇芝龍の内通〇徳川氏の涙なきを悲しむ

朱明の末、援を我徳川幕府に乞ふとの再三に涉れるは、後人が希代の盛事として艶稱する所、今之を史乘に徵するに、求援の事は實に隆武が即位の年より始まる、願ふに剩水殘山の局に當りて、中原を恢復せんとを圖るや、必ずしも猛將健卒なきに非ずと雖も而も彈丸黒子に同じき海南の小天下を以て、韃靼以南より閩江以北の地を奄有せる清朝の大兵に抵敵して雌雄を劍光旗影の中に決すべくも非れば隆武は常に之を憂ひ、遂に隆武元年即ち我正保二年十二月を以て、水軍先鋒都督副將崔芝に命じて書二通を修め、參將林高をして齎らして我邦に來り、援兵を徳川幕府に請はし

ひ、その書に曰ふ

竊惟東西南北、開闢之界限甚明、治亂興衰、元會之循環遞變、四維盡撤、國乃滅亡、五倫未毀、運必聿興、我大明一統開基、遞傳三百餘紀、列后延祚、相承一十六君、主聖臣忠、父慈子孝、敦睦之風、久播于來亨來王之國、仁讓之聲、奚止于我疆我土之封、去歲甲申數奇陽九、逆闖披猖、天摧地缺、蠢爾韃虜、乘機恣毒、羶汙我陵廟、侵凌我境土、戕害我生靈、遷我重器、天怒人怨、惡貫罪盈、今我皇上、神明天縱、乘龍御極、改元隆武、應運中興、親率六師、以蕩妖孽、命芝於肅虜將軍爵、下任芝以水師先鋒都督、芝荷重寄、誓不俱生、切圖弔伐大舉、不禁呼援鄰邦、還按朝貢諸列國、有心者無力、有力者無餉、有餉者無舟楫、恭惟日本大國、人皆尚義、人皆有勇、人皆訓練弓刃、人皆慣習舟楫、地鄰佛國、王識天時、我明人泉貨貿通、匪止一日、敬愛相將、不遠千里、葵心是抱、莢血在胃、欲盡主辱臣死之忱、難忘泣血枕戈之舉、時修奏楮、馳諸殿下、聊効七日之哭、乞借三千之師、伏祈迅鼓雄威、刻徵

健部、舳艫渡江、載仁風之披拂、旌旗映日、展義氣之宣揚、一戰而復金陵、使叨半臂、再戰而復燕都、並籍全切、船械糧草、暨仰携來、報德酬勳、應從厚往、從此普天血氣、共推日國斷鼉補石之手、而中華君臣、永締日國山河帶礪之盟、瀝血披衷、翹望明鑒、芝不勝激切痛願之至、爲此具本、專差參將林高、齎捧謹具奏聞、

また曰ふ

芝承王命、總領水師、招討浙直、以復南北二京、現駐浙江舟江日出崇明縣金山街、與虜相持、恨兵寡械乏、未奏全捷、竊慕日本大國威望隆赫、籠蓋諸邦、敬修奏本、請兵三千、一以聯唇齒之誼、一以報君父之仇、伏仰德威、發兵相助、外緣虜之長伎、以箭爲先、芝軍固乏堅甲、戰輒傷、因思日國之甲、天下共羨、以禦弓矢、如金石、伏懇、愈允淮芝、平價貿易、明貳百領、一同大國精兵、前來征戰、倘得成功、皆荷大德、統容竭誠厚報、事關激切、一併專差參將林高、齎捧謹奏聞
前一篇は三千の健兵を借らんとを請ひ、後一篇は二百の甲冑を得んことを請ひ、唯

だ○仰○望○の○情○の○隠○々○と○し○て○筆○紙○の○表○に○現○は○る○の○み○に○非○ず○而○も○其○書○詞○に○は○、○盡○く○署○し○て○臣○崔○芝○と○稱○し○たり○と○云○ふ○、○亦○何○ぞ○夫○れ○切○な○る○耶○、○願○ふ○に○我○文○祿○の○年○豊○臣○秀○吉○が○十○五○萬○の○貅○虎○を○驅○馳○し○て○鷄○林○八○道○の○山○河○を○蹂○躪○す○る○に○至○り○、○明○朝○兵○を○遣○り○、○朝○鮮○を○援○け○て○克○た○ず○、○其○將○を○喪○ひ○、○其○卒○を○失○ひ○、○國○辱○を○萬○世○の○下○に○の○こ○す○所○よ○り○之○を○推○す○に○、○上○は○天○子○よ○り○下○は○蒼○生○に○到○る○ま○で○、○我○を○視○る○こ○と○不○俱○載○天○の○仇○の○如○く○な○る○は○、○勢○の○免○れ○ざ○る○所○、○况○ん○や○正○保○の○文○祿○と○相○距○る○僅○に○四○十○有○九○年○、○焉○ん○ぞ○挾○嫌○の○心○な○き○を○得○ん○や○、○如○何○に○亡○國○の○末○路○と○は○い○へ○、○堂○々○た○る○未○明○の○天○子○に○し○て○嫌○を○忍○び○、○怨○を○忘○れ○、○そ○の○將○軍○に○命○じ○臣○と○稱○し○て○、○兵○を○敵○國○に○借○ら○し○む○る○に○至○り○て○は○、○心○事○も○亦○憐○む○べ○き○こ○と○に○屬○す○。

聞く怪物の水を失ふや、試に首を擧げて一鳴すれば人之を憫れみ、一擧手、一投足の勞を惜まずして、以て之を天池の中に移すと、今此崔芝の一書は能く我幕府の同情を買断したる耶否耶、記事の一節

正月、崔芝書目長崎達江戸、幕府執政議曰、本邦與明絶往來久矣、雖商船至、事係私販、不關官府、然則林高之至、何得容易白幕、謝遣而不報、

翌年正月林高は長崎に來り、崔芝の書を幕府に轉達せりと雖、涙の少なき執政輩は、復た之を將軍の眼前にだも進めず、千里遠來の使臣は、實に手を空ふして歸りぬ、想つて隆武の遺憾に到れば予も亦心の動くを覺ふ、

國考の二十五、徳川系譜に賜ふに軍糧を以てすとありと紀事に見ゆ、眞ならんか

隆武二年八月、隆武また使臣黃徵明を遣り、國書及び鄭芝龍の書を齎らし、長崎に詣り、援兵を乞はしむ、願ふに芝龍が隆武を奉じて、海南の一隅に虎踞するに當りてや、銀糧を海舶に徴し、一時の富豪、國家に抵敵するに至りしと雖、士を養の久しき、貫朽粟陳の富も亦竭さざるを得ず、加ふるに版圖の日一日に收縮せる、殆んど兵餉を得るに地なく、刀鎗は雨露に錆び、將卒は饑寒に號く、即ち紀事の一節に曰ふ、

蔣德璟請行關察鄭師情形督戰、隆武許之、至則疲兵弱卒、朽甲鈍兵、一無可爲、嘆息而去、李長倩以餉不繼、憂憤而死

疲兵弱卒、何を以てか萬里飛來の敵を禦ぐを得ん、朽甲鈍兵、何を以てか能く十丈孤懸の城を守るを得ん、頽勢一に此に到りしかば、芝龍が嘗て徳川三代將軍に參謁したるの緣故あるに依り、福建の朝廷は國書を贈りて、以て請援のことを爲せるや疑なし、今や其書傳らず、深く惜むべしと雖、而かも其大要に到りては、猶ほ信を考ふべきもの有り、乃ち史料通信叢誌に収録する所の明季交際に曰ふ

明大帥平虜侯鄭芝龍上書五通、呈書三通

上正京皇帝書二通一通隆武帝勅旨一通副啓
俱係隆武二年八月十三日

上上將軍書三通二通請援兵一通請送日本之
妻子並無年月附儀狀二通

呈長崎奉行書三通二通請援兵、一通請送日本
之妻子、附儀狀二通

註に日本の妻子を送らんことを請ふの語ありと雖、而かも此時妻子は既に幕府の許

可を得て、明國に航したれば、作者の失考なるべし、かつ余は後段を讀んで、その妻子の爲めに日本の婦女を送らんことを請ふの意なるを知る、その續稿に曰ふ

按に華夷變態に云、隆武二年は正保三年にあたる、其年の八月十三日、隆武帝の使者黃徵明渡海、日本へ加勢を乞ふ、芝龍が書四通あり、日本の正京皇帝へ二通、上將軍へ三通、長崎王へ三通、各進物あり、然るに徵明海上にて韃靼人に押へられ、來朝すること能はず、故に小船に己れが使者を載せ、芝龍が書簡、並に進物に、徵明亦書簡を添て長崎へ到來す、同年十月、長崎より江戸へ注進す、老中其趣を言上す、先考於御前讀進す、數日評議あり、尾張、紀伊兩大納言、水戸中納言も登城、右之書簡春齋これを讀む、阿部對馬守月番たるに依て、右の書簡ともを預り、毎日出納し、毎度自ら封して、漫に他見を許さず、故に寫すこと能はず、然れども毎日評議の席に侍る者へ、其大概の趣を先考自筆に是を書くこと如左こゝに由りて之を觀れば、かれは唯た幕府のみに非ず、朝廷へも書を呈せりと雖も、

而かも當時幕府の專横なる、復た禁中に到らすして、盡く府中に到れるが如し、また曰ふ

正保三年丙戌十月、大帥平虜侯鄭芝龍より正京皇帝へ進る狀三通の内、一通は隆武皇帝の勅旨を書付、周の彭濮、唐の回鶻か事をひき、勁兵借らんと求候趣なり、さきには五千といへとも、其分にては敵にちがたき程に、猶も多かり度との旨なり、勅書並に禮物をさしく、隆武二年八月十三日、年號の間に大帥平虜の印あり

水師先鋒崔芝が書には三千の師を乞ひしに、今こゝに先きに五千といへるは、何の處より來れるか、寫字の誤りか、將た亦別に請援せること有りしか、記して以て史家の斷案を待つ、

花真金緞二十端大紋金入雙面色大緞三十端色ド

大花真金綵緞二十端イ大紅花京綾六十端緋

大鳥素入絲二十端シユ 雪白花京綾六十端白リ
鳥花天鷲絨廿端ウロ 雪白花絲綢四十端白サ

此れその禮物なり、厚しと謂ふべし、また曰ふ

同人より正京皇帝への副狀に、皇帝親製勅書、命兵部侍郎黃徵明、齎捧借勁兵、
云云、隆武二年八月十三日、是にも平虜の印あり、

われ諸史に涉獵するに、多くは隆武二年の七月を以て、芝龍が投降の時と定む、今
此書に署して八月十三日といふ所より之を見れば、猶ほ降表を進めずして、依然明
朝の將軍たりしか、これ亦學者の斷案を待つ、

また曰ふ

同人より上將軍へ狀三通の内に、二通は借兵の事専ら書き、使者再遇風波事を載
たり、一通には妻子の事を書て、日本より小女十人、奴隸十人求申候、又小子の
事を母思て唐國へ呼度と也、又顔大娘と云者芝龍が知りたる者也、呼度との由也、

芝龍が子大明に來ては、や十六年になり、婦を娶りて孫をうむ、唐王懇切にて駙馬
の禮に准す、忠孝伯に封せられて十餘萬人を率ゐ、父子の貴き故を以て母も夫人
に封せらる云云、末に名なし、姓名具正幅と云ふ、年號も月日もなし、三通共に
同儀狀あり、目錄を付す援兵の爲めの禮物か、又儀狀あり、目錄は妻子のことの
爲めの禮物か、上包に侍生鄭芝龍頓首拜とあり

妻田川氏明國に入りて日猶ほ淺く、風俗人情に慣れざる所より、芝龍は爲めに其侍
婢として少女十人、家僕十人を迎へんことを願へり、また篇中に小子の事を母思ふ
て唐國へ呼ひ度しと也と有るは、成功の弟七左衛門を指したるものなるべき耶非耶
また曰ふ

同人の移文に欽命福建留守大將軍使宜行事鄭爲其事云云、借兵を乞ふことを書候
同人より長崎王へ越候三通に、二通は借兵の事、一通は彼妻子の事、右三通とも
將軍への書も、文言さも不替、老鷹とも、老臺とも同様にはめたり、上將軍へは

恭惟老鷹臺、長崎王へは恭惟老台臺と書替へたる計なり、是も年月日不書、儀狀二通あり、目錄は上將軍への禮物よりは數少し、將軍への禮物多し、其次は正京皇帝、其次は長崎王との事狀に在り、皇帝への書には、借兵の事ばかりにて、妻子の事なし

長崎王といへるは即ち長崎奉行を指すもの也、また曰ふ

唐王使者黃徵明より、正京皇帝へ進候書中には、専ら借兵の事を書候、日本大明より相通することも引候、大伯仲雍の事、並に秦の時の人來候事、又大元より世を取て日本を四五度攻めたることあれば、韃靼は日本の仇なりなんと色々の由緒書戴たり、去れとも畢竟日本大明は友邦なれば、大明に可從事なり、今援兵かされよとの旨趣なり

定虜侯爵鄭鴻達芝龍弟也、芝龍與鴻達同立高祖九世孫唐王、正位閩中、年號隆武、欽命出師徵兵恢復正使大僕寺少卿加福京兵部侍郎試右侍郎賜一品服職黃徵明、副

使錦衣都督唐永寧、與正使黃徵明同以六月廿日出福州、逢風而歸、陳元京、曾少吾、徵明福州出船の時、兩人に進物を持せ、先出船す、皆風に遇て漂散す、少吾が船は浙江に吹付られて、韃靼人に生捕られ、進物も奪ひ取らる、此度又進物を整へて、芝龍が使者陳必勝、黃徵明兩人小船に乗て長崎へ着岸す

此文に依れば、使臣は先きに六月二十日を以て、纜を福州の浦に解きたるも、海上風に遭ひ、四方に飄散して、その志を達する能はず、八月二十三日に到り、重ねて長崎に向ひたるものか、想ふて明國君臣の苦心に至れば、坐ろに暗涙の目睫に交はるを覺ふ、今徳川政府か之に對する應答の事實を探くるに、初め使臣の長崎に到り、禮物及び書を江戸に達するや、執政阿部重次、阿部忠秋、松平信綱は、時の長崎奉行なる馬場三郎左衛門への下知狀を認む、

當月八日之書狀到來、從大明之使者黃徵明さ、げ候書簡二通、並其方へ越候書簡一通ともやわらけ相添被差趣候、其方蘇方謹口上別紙覺書も令披見候、然者黃徵明下

として上をはからひ、かるく敷書簡をさしげ加勢之儀申越、如此卒爾成儀、江戸を言上被成事にては無之由具に申聞せ、早々歸帆可被申付候恐々謹言

豊後府内の城主日根織部正を擇み、之れが上使として長崎に下向せしむ、而かも織部は猶ほ未だ發せざる也然れとも事頗る重大なるか故に、幕府も亦執政一二の片言に於て之を決する能はざるもの有り、宗室三藩に下して之を議せしむ、即ち紀事の一節

芝龍使黃徵明齋隆武及芝龍書綵段禮物、詣長崎、乞援兵、幕府下其議宗室三藩及執政、尾張敬公、紀伊南龍公、水戸威公、皆欲出援兵、議未決

願ふに徳川家光の將軍職を拜し、天下に號令してより茲に二十有二年、その聰明の心と、英敏の手腕とは、能く天下の諸侯を屈抑し、尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣、水戸中納言頼房が叔父の親を以てするも、亦茫然手を束ね、無事昌平に苦しむが故に、一たび海外に健闘して、その抑塞の心を慰めんと欲し、頻りに出征の議を

主張せるもの如し、議未だ決せざるに長崎奉行報して云ふ、福州既に敗れ、芝龍は清に降ると、因て長崎奉行をして使者に諭して遣らしめ、併せて其儀物をかへさしむ、援兵の議これに至りて全く罷む、越へて二年永曆二年即ち我慶安元年十月、鄭成功が族人鄭彩、また書を本邦に贈り、兵器を乞ふ、この時、鄭彩隆武死するが故に、魯王に歸し、征虜大將軍に拜せられ、建國公に封せられ、軍務糧餉を督理せり、その書に曰ふ

大明開國以來、普天之下、無不賓報、貴國於我、地雖遠絶、稱徐福裔、是非華人孫乎、故我大祖以來、貴國交尤厚、其餘暹羅、琉球、交趾類、奉貢不絶、至今三百年、彼韃靼者何哉、文字不解、禮節無辨、人而禽獸、叛服無常、成祖赫怒、爰發六師、覆其窠穴、殆殲種類、而遺孽殘萌、猶尙寔繁、前者甲申逆季之亂、乘弊猖狂、覆我宗社、仄聞貴國人民猶爲之懷憤悶、今也先帝孫子、所在起兵、荆豫兩粵、既復版圖、彩現奉魯王、藩屏閩浙、既恢復興建延邵四府、及二十餘縣、兵威

所震、無敢當其鋒、起義宗室、皆競夾輔魯王、將校一千、徒卒百萬、水陸相分、進勦、彩率舟師、既發浙江、彩族定遠侯鎮南將軍、相繼出師、我國與貴國、素唇齒相依、况彩藩與貴國殊相親、故有所請、日者、平國侯馳使貴國、乞援謀恢復、不幸風濤大起、人船盡沒、彩將相繼發船、糧乏不遂、往日施贊自貴國還言、貴國亦憫彩苦心、然則惠以兵器、深荷厚誼、今使都督總兵陳光猷、陳應忠、施贊、江新駕舟三艘、齎藥材絲絹貿易、且以修舊交、請得以所齎諸品、交易貴地武器、鳥銃、腰刀、角硝鉛、殊所懇求、貴國愈允、奏之朝廷、事平之日、記竹帛以垂永世、昔回紇應郭子儀募、盡力唐室、夷猶如此、何況貴國與我同派、能通詩書、能習禮儀、見我艱難、不憫然乎、彩所發使介、如有貪利、或事販鬻、亦不可側、貴國請註所需物件、附賤价、而令無違、

鄭成功も亦同時に書を長崎譯官に贈くる、その書に曰ふ

大明龍興三百年、治平日久、人忘亂、韃靼乘虛破兩京、神州悉汚腥羶、成功深荷

國恩、故將喋血以報讎、徘徊浙閩間、感義頗有樂從者、然孤軍懸絕、千苦萬辛、中心未遂、日月其邁、成功生于貴國、故深慕貴國、今艱難之時、貴國憐我、假數萬兵、感義無限矣

幕府はまた報ぜさりき

備考の二十六 鄭彩及び成功の書、原文傳らず、今此二篇は水戸の碩儒川口長孺が國語譯文に載する所を把りて、再び辭を修めて漢文と爲せる者、もし原文を得て比較しなば、字句の間必ずしも相符合せざるべしと雖、而かも其大意に於ては、或は大運庭なかるべし、また以て信を考ふるに足る

明年五月、鄭彩咨を琉球に移して 甲劍槍硝等を求め、かつ其地の日本に密邇するを以て、托して兵を日本に借り、共に軍を發せんことを乞、その苦心も亦憐むべきかな、

後ち永曆九年、我明曆元年、即ち清帝が成功の招撫に従はざるを怒り、大舉して閩中に入るの年、七月を以て、成功また書を我幕府に上る、その書にいふ

州同瞻部、就一水以判東西、境邇蓬萊、連三島而蒙天地、域占雷之位、光拂若木之華、百篇古文、蚤得羸秦之仙使、歷代列史、并分上國之車書、道不拾遺、風欲

追乎三代、人重然諾、俗尤敦於四維、恭惟上將軍麾下、才擅擎天、勳高浴日、鑄六十五州之刀劍、雌雄爲橫、服五百一郡之版圖、礫沙比寶、文諧丹府屢有表使至金臺、釋輔儒宗、再見元公參黃蘗、雖共臨乎覆載、還獨奠其山河、成功生於日出、長而雲從、一身繫天下安危、百戰占師中貞吉、叩世勳之賜李、恩重分茅、效文忠之祚明、情深復旦、馬嘶塞外、肅慎不數餘兇、虜在目中、女真幾無剩孽、緣征伐未息、致玉帛久疎、仰止高山、宛壽安之在望、溯洄秋水、恨滄海之太長、敬勒尺函、稍伸丹悃、爰賫幣篚、用締縞交、舊好可敦、曾無趙居任干今復往、中興伊近、敢望僧桂梧如重來、文難悉情、辭不盡意、伏祈鑒炤、可任翹瞻、

この時、成功兵勢頗る振ひ、部する所を分つて七十二鎮と爲し、中左所を以て思明州と爲し、

備考の二十七 長崎夜話草に曰ふ、成功の志恢復を期す、州號思明は明室を思ふの意を寓すと

儲賢、儲材の二館、察言、賓客の二司及び軍器局を立て、六官をして庶政を分理せ

しめ、壬午の舉人潘廣昌を吏官兼戸官と爲し、丙戌の舉人陳寶鎰を禮官と爲し、世職張光啓を兵官と爲し、浙人程應璠を刑官と爲し、丙戌の舉人馮澄世を工官と爲し、また知州鄧會に命し、監國魯王、慮溪王、寧靖王を奉して金門に居らしむ、凡そ諸所の宗室、頗る之を給贍し、縉紳の亂を避けて至るもの有れば、則ち必ず禮待し、時に軍國の大事を擧げて以て之に諮詢す、王忠孝、盧若騰、沈全期、辜朝薦の如きは、皆なその選に屬す、かつ便宜に封拜する所あれば、乃ち朝服して北向し、遙かに帝坐を拜し、疏して而して之を焚く、凜たり、嚴たること斯くの如くなるが故に、その施爲する所、一として天下の心を鼓動せざるは莫し

備考の二十六 この年魯王海を航せんと欲し、南日山に觸し、風に遭ひ、海に没す、明史稿、三藩紀事にいふ、順治十一年、成功奉魯王居金門、初甚禮待、既益懈、王不能平、將往南澳、成功使人沈之海中と、然れとも明史沈筮傳に云ふ、筮從王海外、又從抵金門、後蟻舟南日、遭颶漂流と、また朱舜水文集に、丁酉の年、魯王に報するの書あり、こゝに依れば明史稿、三藩紀事と、實に非ざる知るへし、かつ成功忠義を以て自ら奮ふ、あに此事あらん耶。黃斌烈の舟山に據る、王子を給て海に沈む、世或は訛傳して、以て成功の事と爲すか、

また芝龍の信を成功及び鴻逵に通して、以て復歸を計るありて、頗る敵中の情形を得たれば、五月洪旭陳旭陳六御を遣り、舟山を攻め、守將を降し、六月、轉して安平鎮、及び惠安、同安、南安の三邑を破り、將に勢に乗して大に爲す所あらんとする也、唯其國家を雙肩に負荷する、任重く、責大に、思ふて家山のこと到り、一念禁する能はずして、以て此篇を綴りしものならんか、今その篇中、復た一語の求援に及ぶなしと雖、而かも深意は、到底こゝに外ならず、われ深く其心事を憐れみ、併せて徳川幕府の涙なきを悲しむ、もし徳川氏をして、豊臣氏ならしめんか、必ずや機乘すべきと爲し、海を渡りて之を救はん、加藤右に在り、小早川左に在り、精騎數十萬を提げ、同心協力して、以て其全鋒を振はひ、萬世の下、偉功の青史に留まるもの有りしならん、われ豈こゝに癡視する無からん耶。

第十三 蘇茂を斬る

敵は千里の外に伸び、われは呎尺の中に登まる○清の世子濟度福州、泉州の地を掠む○成功を島に攻め、鴻逵を白沙に攻む○清の都察院左副都御史の上奏○鄭成功の出戦○蘇茂揚揚に敗績す○糧食を海徴に留め、兵を分て諸門を守る○故蘇茂の將蘇明及び黃梧の叛○鄭氏の墳墓發かれ、親黨害せらる○鄭鴻逵病歿す○天の鄭氏に災するも亦太甚し○甘輝の出戦○海徴の蓄積を取りて歸る○滿將阿克善を斬る○豪傑響應○濟度の北歸○全浙ために震懼し、鄭氏の軍また振ふ

清の世祖章皇帝、鄭成功の終に招撫に應せず、海南の地に躊躇して、頻りに北來の兵を惱ますを怒り、必ず之れを艾滅せんと欲し、世子濟度に命し、大兵を率ゐて南下せしめしは既に予か前述のごとし、而かして成功が援を日本に求めて、其志を達せざりしも亦予か前述のごとし、新羈の馬、疲乏の兵、其勢の相懸絶せる、敵は千里の外に伸び、われは呎尺の中に登る、借問す鄭成功いかにしてか之れを禦がんや、防禦の策未だ完からざるに先ち、清の世子濟度はすでに定遠大將軍として閩境に蒞

む、成功之れを島に避く、實に永曆九年十一月のことに屬す、翌年正月、濟度沿海の地を略し、成功が留むる所の兵を福州、泉州の各處に敗り、その城壁を毀ち、その船隻を焚き、勢に乗して鄭成功を厦門の島に攻め、また兵を分つて鴻遠を白沙に攻む、成功危し、幸に猛風の起りて濁浪を捲き、以て其艦艦を破壊せるに依り、纒かに濟度の軍を却くるを得たるのみ。

四月、清の都察院左副都御史魏裔介上疏していふ、天下の民生の安んぜざる所以のものは、雲貴に孫可望あり、海上に鄭成功あるを以てのみ、鄭逆海上に出歿するこゝと三十餘年、われの其巢穴を搆かんと欲するも、唯た水帥の少ふして未だ鍊れざるを恐る、宜しく兵を知るの大臣を擇び、海に沿ふて防禦し、坐ながら之れを困むべし、蕩平期あるに庶幾からんと、清主之れに従ふ、此時に方り、成功猶ほ島に在り、一時颯風の力を頼み、清の濟度の軍を却くると雖も、而かも敵兵は猶ほ對岸の地に充滿し、頗る草木皆な兵なるの概あり、成功意に以謂らく、今に及んで之れを掃は

ず、虚しく日を度らば、敵兵日に加はり、四方勤王の士も亦風を望み、力折れ、遂に巡戈を投するに至らんと、かつ永曆帝の乘輿の播遷して雲南の地に在る、必ず之れが歸路を開かんと欲し、出戰の志愈よ決す、鄭成功こゝに於て其將蘇茂、黄梧に命し、海を越へて揭楊を攻めしむ、克たす、けだし成功は素と蘇茂の嘗て施琅を縦らしに釋然たらざるもの、今や此北征の第一着手として必勝を要するの戰に敗る、成功たるもの如何んぞ堪ゆべけんや、因て軍律を按して蘇茂を斬る、時に同年五月なり、それ亦武侯の馬稷を斬るがごとき歟。

鄭成功すでに蘇茂のために北征の第一着手を誤る、然れども其宿願は愈よ堅に、其勇氣は愈よ壯に、斷斷として猛進し、遂に自ら日を刻して纜を解かんと欲し、先づ糧食を海徴に留め、兵を分つて諸門を守らしむ、故の蘇茂の將蘇明北に在り、黄梧南に在り、黄梧、茂の故を以て或は罪を獲んを恐れ、陰かに清に降らんことを圖る、而かも蘇明も亦懼る、所あるを知るや、一夕蘇明が營に就き酒を飲む、酒酣なるの時、

黄梧慨然として曰く、本藩の士を養ふは、猶ほ牛羊を養ふが如し、肥ゆれば則ち之れを啗ふと、蘇明も亦歎息す、黄梧また曰く、我等海上に漂泊し、多年定まる所なし、而かも天の清朝に眷眷たるや尙し、われは其れ清に歸命せんと、蘇明以て一部の戯談と爲す、即ち起て其胃を免せば、頭髮すてに薙せり、黄梧、蘇明これに於て總兵華棟を斬り、海徵縣を以て清に降り、鄭氏の墳墓を發き、親黨を害し、漳商を殺す、而かも成功の北征これに至りて復た挫けぬ。

越へて一年、永曆十一年三月、故鎮海將軍定西侯鄭鴻逵病て梧州に没す、抑も鄭鴻逵は芝龍の親弟にして、成功の叔父、頗る才略多し、兄芝龍が同胞骨肉を率ゐて清に降るの時に方り、鴻逵ひとり義に倚りて成功に従ひ、健兵猛卒、一方の雄鎮として胡兵の南下を支へしもの茲に幾年、今や則ち死せり、成功も亦一臂を失へりと謂ふべし。

鄭氏の名將施琅の一たび叛してより、黄梧、蘇明も亦清に降り、墳墓は發かれ、親

黨は害せられて、而して叔父鴻逵も亦死し、勢運漸く非ならんと欲す、瀕年何ぞ其れ天の鄭氏に禍するの太甚しきや、然れども猶ほ成功の意氣の少しくも衰へずして、而して下に驍將甘輝が千軍萬馬の中に辛勞する有り、朱明一縷の命脈も亦未だ容易に絶へざるに庶幾からん歟、初め黄梧、蘇明の清に降りて漳商を殺すの時に方りてや、甘輝島に在り、遙かに海徵の亂るゝを聞き、進み攻め、蓄積を取て而して歸り、遂に成功を奉して閩安鎮を破り、福州に逼り、轉じて溫臺、平陽、瑞安等の諸地を略し、進んで寧徳を攻む、寧徳の守將を阿克襄といふ、滿帥なり、身體雄偉、勇三軍に冠す、兵を率ゐて逆へ戦ふ、甘輝躬ら搏て而して首を斬る、首重き鈞餘、事四方に聞ゆ四方の豪傑響應せざるはなし、時に偶々清の世子濟度が北歸する有り、甘輝ひとり機に乗して到る處に轉戦し、勢は雷雨の過くるがごとく、全浙震懾し鄭氏の軍ために復た振ふ。

第十四 金陵の敗績

鄭成功北征の志を抱く久し○永曆帝の苦心○成功を封冊し、延平郡王に晋む○甘輝、萬禮以下諸將に爵を賜ふ○成功慨然として起つ○何ぞ從客擬議するの暇あらん○諸將を部署す○鐵人○其兵二十三萬、號して八十萬といふ○戈船八十○羊山に暴風に遇ふ○舟師江を蔽ふて而して上る○大祖皇帝及ひ先帝を祭る○清兵の守備○成功の作戰計畫○清將滾江龍を斬り、朱衣祚を走らす○清將管效忠免れ、鎮江の守將降る○謀略を運らすものは唯だ一個の甘輝あるのみ○謀略みな取るべし○甘輝の諫言○金陵を攻む○甘輝の再諫○甘輝の長歎○部將余新敵を輕し禽に就く○成功の大敗○諸將の陣歿○何ぞ彼に取るの速にして此に失ふの速なる耶○甘輝の戦死○成功の後悔○死せる將士を廟祀す○明清開記の異説○五老峰前の演武○日本特有の甲冑には非ざるか○宛然わが戰國時代の軍裝○堅甲利刀も遂に其用を爲さず○成功のため反覆之れを惜む

鄭○成○功○の○北○略○の○志○を○抱○く○や○久○し○、○さ○さ○に○蘇○黃○の○離○叛○に○一○挫○す○と○雖○、○而○か○も○今○や○勇○將○甘○輝○の○力○を○頼○み○、○兵○威○ま○た○振○ひ○、○全○浙○の○地○を○し○て○震○動○せ○し○む○、○此○れ○誠○と○に○軍○を○進○む○の○秋○也○、○之○れ○に○加○ふ○る○に○成○功○の○山○嶽○を○驅○使○し○て○兵○威○を○助○け○、○以○て○厦○門○の○孤○島○に○根

據○す○る○も○の○其○れ○幾○年○ぞ○、○其○回○天○倒○日○の○奇○策○、○あ○に○之○れ○な○し○と○謂○ふ○べ○け○ん○耶○、○時○維○れ○永○曆○十○二○年○、○清○の○順○治○十○五○年○、○永○曆○の○駕○、○滇○都○に○在○り○、○地○の○覆○り○、○天○の○翻○り○、○社○稷○の○夙○に○荆○棘○に○委○す○る○、○身○は○萬○乘○の○尊○を○以○て○、○山○道○に○閉○閉○す○る○も○の○多○年○、○烽○煙○に○苦○し○む○の○久○し○き○、○一○た○ひ○成○功○を○し○て○乾○坤○を○一○睹○し○て○而○し○決○戦○せ○し○め○ん○と○欲○し○、○先○づ○爵○を○成○功○及○び○諸○將○に○賜○ふ○、○即○ち○七○月○を○以○て○内○臣○周○金○湯○を○し○て○勅○を○齎○ら○し○て○而○し○て○往○か○し○む○、○金○湯○乃○ち○海○に○航○し○て○而○し○て○厦○門○に○到○り○、○成○功○を○冊○封○し○て○延○平○郡○王○に○晋○め○、○甘○輝○を○崇○明○伯○に○、○萬○禮○を○建○安○伯○に○、○黃○廷○を○永○安○伯○に○、○郝○文○興○を○慶○都○伯○に○、○王○秀○山○を○祥○符○伯○に○、○張○煌○言○を○兵○部○左○侍○郎○に○、○餘○は○各○の○爵○を○賜○ふ○差○あり○と○い○ふ○、○誠○と○に○永○曆○帝○の○成○功○以○下○諸○將○士○を○待○つ○も○亦○渥○し○と○謂○ふ○べ○し○、○而○か○も○既○に○此○寵○命○を○荷○ふ○、○氣○慨○の○磅○礴○す○る○所○は○、○唯○だ○祖○宗○三○百○年○の○恩○に○感○ず○る○も○の○い○み○に○非○ざ○る○も○、○誰○れ○か○復○た○風○雪○に○叱○咤○し○、○大○戎○の○天○下○を○し○て○廓○清○に○復○せ○し○め○さ○る○を○得○ん○、○成○功○こゝに○至○て○慨○然○と○し○て○起○つ○備○考○の○二○十○八 行在陽秋には成功を封冊の時を永曆八年甲午八月に作る、非なるがごとし○黃廷は嘗て陸武に仕へて都督副將と爲れるもの也、明季文字に見ゆ、張煌言は驅人也、明史に見ゆ、

鄭成功大舉して先づ金陵を取らんと欲し、甘輝に謂て曰く、われ久しく恢復を圖りて而して志願未だ達せず、今既に勅を奉ず、疾く金陵を破り、以て南都を定めは、何如ん、甘輝が曰く、王者の道は、近を懐け、遠を柔んじ、惟た徳を以て人を服するのみ、今日の事に至りては、四海靡爛し、民すてに塗炭に墜つ、何ぞ従容擬議するに暇あらんや、速かに兵を發して王愾に敵すべしと、成功乃ち意を決して諸將を部署し、黃庭を前提督として洪旭を兵官とし、鄭秦を戸官とし、また力士をして全身鐵甲を披掛し、但た兩目を餘すのみ、而かも其甲や畫くに朱碧の彪文を以てし、大刀を執り、行首に立ち、馬足を斫らしむ、視るもの以て神兵と爲す、因て號して鐵人といひ、左虎衛陳魁をして之れを統べしむ、凡そ鄭家の全軍、甲士十七萬、習流五萬、習騎五千、鐵人千、併せて二十三萬、八十萬と號し、戈船八十、帆を揚げて北上す、海も亦怒立するの概あり、雄風想ふべし。

鄭軍浙江に到り、攻めて樂清等の州縣を陥れ、羊山に次す、偶々暴風の舟を破るにあ

ひ、滄州に泊して楫を理む、

備考の二十九 和漢合運に是歲九月、成功また援兵を我邦に請ふとあり、他書の載せざる所なれば、予は取らず

その翌年、永曆十三年、清主遙かに成功の北上を開き、將を擇ひ、滿漢の兵を督して之を逆撃せしむ、時に定海關より入りて崇明關に在り、乃ち馳せて焦山に赴き、諸將と議して曰く、爪鎮は實に金陵の門戸なれば、須く先づ之れを破るべしと、六月初一日より初三日に至まで、整然たる舟帥江を蔽ふて而して上る、其狀、曹猛徳の赤壁に臨むが如し、初八日、丹徒に至り、十三日、巫山に泊す、十五日、鄭成功諸兵を率ゐて清淨の地に一個の靈壇を設け、齋戒し、沐浴し、先づ吉服を以て大祖皇帝を祭り、次に縞服を以て先帝を祭り、祭事畢りて大に高皇を呼ぶもの三度び、將士みな飲泣し、敢て仰き視るなく、慷慨淋漓、兵氣愈よ振ふ、此時に方り、鎮江より爪洲に至るまで水程凡そ十餘里の際、清兵充滿、巨木を用ゐ、長壩を築いて江流を横斷し、泥土を以て之れを覆ふ、その廣さ凡そ二丈、以て馬を馳すべし、左右